

佛教文化研究

第21号

淨土宗教學院研究所

佛教文化研究 第二十一号

目 次

淨土教經典の文献学的研究	真野竜一
—阿彌陀・称名について—	
三昧經典の訳出と受容	
—竺法護訳出經を中心に—	
法然教学の基礎的研究	
—語録述作の年次事情について—	
地方における淨土宗檀林の展開	
—鎌倉光明寺『入寺帳』の分析を通してみたる—	
淨土教と対話の原理	
(一) 対話の比較宗教学的考察	坪井俊昇
(二) 対話をめぐる存在論と心理学	長谷川匡俊
法然上人の至誠心釈について	小野泰博
	田徳善
	藤堂恭
	野丸
	泰博
	俊昇
	荅

編集後記

浄土教經典の文献学的研究

——阿弥陀、称名について——

眞野龍海

第一章 阿弥陀の語について

§1 序

ここに、淨土教經典というのは、とくに、無量壽經系の願文、なかでも、光明無量、壽命無量、衆生無量のいわゆる三無量の文を中心として、阿彌陀仏の原語的な概念内容に關係する經文を主として対象とする。文献学的というのは、これらの經文をふくむ同系列の漢・梵・藏の各テキスト、同じく關係系列の各テキストの比較、翻訳年代、經典の説相等々から行う意味でしかないが、從来、ともすれば、一字一句の研究だけに止りがちな点を、各テキストの前後左右をできるだけ対比しつつ教理の發展を見たいと思うのである。

さて、無量壽經系のテキストは、訳者等の問題を別として、願文の内容等から判断して古いと考えられる順に挙げると、吳訳『大阿彌陀經』、漢訳『平等覺經』、魏訳『無量壽經』、唐訳『如來會』、梵本、チベット本となる。宋訳『大乘無量壽莊嚴經』は、『無量壽經』

の後と考えられるが、今回は対象としてとくに挙げない。梵本は、とかく、原典ということで重要視されすぎる感があるが、ほとんど現在入手しているものは、十世紀以後の写本が多く、無量壽經系のものも、最も古くて一六九九年にすぎないとされていることを銘記しなければならない。また、チベット本も、『無量壽經』はハノ九世紀ごろの訳でしかない。例えれば、他の般若系の經典でも、翻訳時が、一二年へだてた『道行般若經』の「諸法皆空」の思想と『放光般若經』の「色則是空空則是色」の思想との比較、また、訳時二五〇年をへだてた『阿彌陀經』の「阿彌陀仏」の称号と、『稱讚淨土佛攝受經』の「名無量壽及無量光如來應正等覺十号圓滿」の称号とのへだたりを考えれば、漢訳と数百年異なるチベット本、梵本の使用は、古い漢訳を尊重しつつ行われねばならないことが明らかであって、この点でも敢えて文献学的と題するゆえんである。

§2 願文中の三の文体

されるが、私が考えるところでは、梵文の上からは、各願文は次の文頭の三つの文体に分けられる。

(a) 「*もし、私のその仏国において*」 (saced me...tasmin buddh-ak_ete) ……「～十一願。

(b) 「*もし、私が無上正等覚を現等覚した時にその仏国土において*」 (saced me...tasmin buddhaksetre' nuttarāmp samyaksambodhim abhisam̄buadhasya) ……十～十三願。 (c) もし、私が無上等正覺を現等覺し、覺を得た時に、その仏國土に於て」 (saced me...tasmin buddhaksetre' nuttarāmp samyaksambodhim abhisam̄buadhasya bo-dhiprāptasya) ……十四願。 (チベッタンは、(b)に同じ)

(d) 「*もし、私が覺を得た時に、その仏國土に於て*」 (saced...bodhiprāptasya tasmin buddhaksetre) ……十五～四十八願。 (チベッタンは四十九願まで)

チベット本も略同じであるが、漢訳は、「我作仏時」、呉訳は「使某作仏時」、魏訳は「設我得仏」で、全部の願文を統一しているのである。では、それら漢訳の原典も、統一されていたのであろうか。また、なぜ、この梵本の文体が異なるのであろうか。なお、右の四つの文体の中、(b)と(c)とは、チベット訳と勘案し、略同じであるので、(c)は、(b)の分類に入れて以下論じることとする。

このような短文の羅列に似た型として、偈があり、いろいろの種類の詩型が、同じ偈群に混わることが多いが、直接、その偈の内容と関係がないのがふつうである。しかし、今、(a)の中では大部分の五～十は、六神通として、一括されるものであり、(b)は、三無量として一括

されるものであるから、このような他願とは異なった文体となつたものと考えられる。(b)の三は、時代を遡るにつれて、以下、述べる理由によつて、順次、内容を異にしながらも、一群に固つている点からも、このような異なつた形として、その古くからの願文の中の特殊な位置を示す痕跡と見られないであらうか。現存漢訳だからすれば、他願との区別がなく、手がかりがない。

そこで、初期大乗經典の中で願文としての最初の形ともいゝべき『道行般若經』が、同じく、梵本も存しているので、まず、この文体について考えてみたい。後に述べるように、これは、五願あって、漢訳は、厳密にいうと五つとも多少異なるが、とくに、第一と第二とが他と異なつてゐる。それは、第一は、虎狼等は食われようとも布施波羅蜜を行じよう、そして、成仏の後は、國土にそのような禽獸道はなくそぞうというものであり、第二は、賊に殺されても瞋恚せず忍辱波羅蜜を行じよう、そして、成仏の後は、國土にそのような盜賊はなくそぞうという願である。他の三と比して、波羅蜜との関係があることが、文体を異にしているのである。道行系は、後の梵本になると、内容を増加し、五願と六波羅蜜とを関係づけている。しかし、本来、この願が生じたのは、菩薩というものは、波羅蜜行を行ずるものだから、逆境にあっても所畏がないということを強調して、第一の悪獸、第二の盜賊という逆境が出てきたのである。従つて、この二には、波羅蜜の序述が当然なのである。次頁の五願の対比に於て、(a)～(e)の各項の相異を見られたい。

(『道行般若經恒竭優婆夷品第十六』に於ける五願の対比)

(a)	(b)	(c)
菩薩は大 劇難虎狼 中に至る 時も、終 に畏怖せ ず。	菩薩は賊 中に至る 時も、終 に怖懼せ ず。	菩薩は大 施し、檀・布 波羅蜜を 行じ、 阿耨多羅 三耶三菩 に近づく べし。
菩薩は水 漿無き中 に至る時 も、心畏 也。	菩薩は我 身会、 當に棄損 すべし、 正に我を して賊の 殺す所と なざしめ ん。我當 に瞋恚有 るべから ず。為に 忍辱を具 し、屬提 波羅蜜を 行じ阿耨 多羅三菩 薩に近づ くべし。	心に念言 す、設し、我 を啖食す る者有ら ば、
菩薩は疾 疫の中に 至る時も 在る時も 心恐怖せ ず。	心に念言 す。心に念 言す。心に 念言す。	人徳無け れば是の 間、水漿 無からし めん。
菩薩は疾 疫の中に 至る時も 在る時も 心恐怖せ ず。	心に念言 す。我終に恐 懼なし。	我當に精 進し、阿 惟三仏を 得べし。
菩薩は疾 疫の中に 至る時も 在る時も 心恐怖せ ず。	心に念言 す。正に我身 我刹中に を死する とも、是 の中に会 せしめ、 當に精進 を行じ、 阿惟三仏 を得べし。	

また、『悲華經』も梵本共に存するけれど、三、四種類以上の文体が混在している。これらは、各經典願文は、かならず、幾種類かの願文の混成よりなり、漢梵共に、その痕跡を残すことにより明らかである。今、無量寿經系のみが、漢訳のみ、統一された形の願文であるのは、最初の訳時に、「我作仏時」と統一された形の漢文となつたため、以後、それを踏襲したもので、はからずも、漢訳されぬ梵本に於

(d)	(c)
願わくは 我作仏の 時、	我刹土中 に、禽獸 道有ること と無から しめん。
多羅三耶 三菩に近 づくべし。 願わくは 我得仏の 時、	我刹中 に、盜賊 有ること と無から しめん。
願わくは 我後に阿 惟三仏を 得たる時	我刹中に 皆水漿有 らしめ、 我刹中の 人悉く薩 芸若八味 の水を得 せしめん。
我刹中に 終に穀貴 無からし め、我刹 中の人を して、願 う所、索 むる所、 飲食悉く 前に在ら しめ、切 利天上の 飲食の如 くならし めん。	我刹中に 惡歲疾疫 者有ること と無から しめ、必 ず當に魔 官属を降 伏すべ し。

て、その跡を残すと考えてまちがいはなかろうと思われる。最初訳の「作仏」という語が、梵本の時代まで、「無上」とか「正覺」とかの修飾語なしに来たとは、他の原典比較からも信じられないからである。

§3 三無量の願文と阿弥陀

そこで、この(b)の文体のものは、阿弥陀三無量に關係し、それ故に、

もともと、本来、一括されるべきであり、一連のものであつたことを知つたのであるが、梵文ではこの(b)は第十二願「声聞無量」、第十三願「光明無量」、第十四願「衆生寿命無量」である。三無量の一たる仏の「寿命無量」は、次の第十五願として、(b)の中にはない。唐訳では、(b)なる文体は推測できないが、三無量の内容によつて取り出せば、第十二願「光明無量」、第十三願「寿命無量」、第十四願「声聞無數」、第十五願「眷屬長寿」となり、魏訳も同じ順である。つまり、光明無量と寿命無量とだけでは、光、寿の順で、とくに梵本では、寿は、(b)グループから、脱れているのである。漢訳になると、第十三願「光明勝用」、第十四願「人民寿命無量」とあり、順は変わらぬが、光明無量の明確さがやや表現不足である。ただ呉訳では、第十九願「寿命無量」、第二十願「声聞無數」、第二十一願「声聞寿命無量」となり、少し置いて、第二十四願「光明勝用」となつていて、寿命、光明の順となつており、光明について、寿命無量ほど、無量の表現がない。古二訳は願文の後に光明無量を詳述し、寿命無量を説かずに、作仏十劫を説くが、魏訳は、光・寿・作仏十劫の順に説いている。

これら、三無量の順について、春日井、藤堂両教授の発表があり、

『阿弥陀經』の玄奘訳と梵本、チベット本は、寿・光・衆生の説相の順で、羅什訳のみ、光・寿・衆生の順であることを注意するとともに、般若經典の中では光・寿の順が定まつていたと見てよいとする。しかし、仏陀觀の發達により自由に用いられたと見る。これらの事実については、第五節で別にもう少しくわしくテキストについて調べてみたい。

この般若經とは、大品系の般若經の二十九願を説く箇所である。最古訳、無叉羅『放光般若經』(二九一AD)の第二十九願では、「寿命・光明・比丘僧數」にふれていながら「我(仏)会壽劫數比丘數」は知ることができないとし、寿命・衆生の無量は説くが、光明無量は、主としないことである。しかし、『阿弥陀經』の「何故号阿弥陀」の次の説相が、光明・寿命の順である訳の羅什が、同じく訳した『摩訶般若波羅蜜多經』では「光明壽量弟子數皆無分別」と光・寿・衆生の順が明示されている。また、同系、玄奘訳の『大般若經』の第二会には、第二十八願として、⁽¹⁰⁾「光明壽量弟子數皆無分別」、第三会には、⁽¹¹⁾「壽量光明弟子衆數皆無分限」として、梵本には「無量壽・無量光・無量僧」⁽¹²⁾とあり、一定しない。得て、後代は、二種の順があつたとして併存のままであつたとしても、古い初期には、無量寿、無量光の順の説明のパターンであつたとみるべきであろう。

また、この『大般若經』の光・寿・衆生の三無量は二十九願の最後の願の中に、一括して、述べられていること、また、道行般若經系の五願や、この二十九願に対しても本質的でなく、後に付加した形であること、などによつて、初期無量寿經系か、原始的な阿弥陀經の影響

によるものと思われる。望月博士によれば、この般若經と『大阿弥陀經』との前後は容易に定め難いが、般若經が二乘を拒否するのは、声聞の無数を許す弥陀の本願説より進歩するもので、後の編纂かともいわれ、両經の深い関係を指摘されている。いずれにせよ、般若經で一願にふくまれたものが、多少の出入りはあるにしても、弥陀の願文の三乃至四の同じ文体に表現されていることは明らかである。すなわち、それを統一するものは無量という阿弥陀の語源学的解釈からくるものである。

私は、かつて述べたことであるが、仏典は、他のテキストと同じく、つねに時代とともに、一つの概念は、語源学風な文法的解釈、語呂合せ、こじつけなどによって、内容を豊かにするとともに、それらの語源風な解釈は、すでに発展してきている教義を踏まえての巧みな説明であることが多いのである。当然、阿弥陀もそのようにして、阿弥陀から、無量、無量から、無量なもの、寿命、人数、年数、広大、光明等々である。その意味で、今問題にしている〔b〕グループは、阿弥陀の語源学的解釈のグループである。

§4 阿弥陀の語源について

このような阿弥陀の語源については、各種の学説があり、現在に至つても定説はないが、ふつうには、当初は、阿弥陀、つまり、アミタ(a-mita)、次に無量寿、アミターユス(a-mita-āyus)、次に無量光、アミターバ(a-mita-ābhā)〔a〕のように発展したとされているようである。これらは、訳經史に照らしても、矢吹博士等の御苦心の「漢

訳淨土經論表」等によつても無理のない見方で、私もこの見解である。しかし、最近、藤田宏達博士の綿密なる研究の結果、一つの仮説を立ておられるので、以上のことを主張するにはこれに対しても、何らかの見解を提しないと不可能があるので、博士の説を紹介しつつ疑問を述べて、私の見地へ戻りたいと思う。

博士の『原始淨土思想の研究』の二八七頁以下の「阿弥陀仏の原語」に於て、あらゆる可能なかぎりのテキストにより仔細に、その原語を追求し、結論として、三〇四頁に阿弥陀仏の原語アミタ(amita)でもなく、アミターユス(amitāyus)とアミターバ(amitābhā)の二つであるとし、それ以外には存在しないということである。

この説の説明されていく順によつて疑問点を見ていくこととする。初めの、萩原博士のアムリタ(a-mīta)説を支持しえないことは異議はない。「[I]阿弥陀の原語」で、『般舟三昧經』に阿弥陀とあるは、チベット訳では tshe dpag med (=Amitāyus), hod dpag med (amitābhā) の二つが用いられ、現在は、チベット訳による以外に、原語を推定する方法がないから、訳者支斐迦譯の訳した原本も恐らく

そうであつたと見るのが自然であるとされる。しかも、博士は、いじで、チベット訳は、支斐迦譯より増廣した後の発達形態を示すから、これで直ちに支斐迦譯の原本を想定するのは危険だとされる。まさに、たいへん危険なのである。訳時としても、六世紀のへだたりがある。さらに、初めの支謙以下、「阿弥陀」の語のある漢訳の梵本、チベット訳を見ても、アミターユス、アミターバ以外のものがないから、原語はこれ以外にはない、と言い切つてよいと断定されている。たし

かに、一語ぐらいたミタをそのまま存した形の原語が残っていてもよさそうであるから、その意味では、従来、気つかなかつたクリヤーな断定といえる。しかし、やはり、チベットン、サンスクリットとの訳時のへだたり、新しさを考えると、仮説に止まるのではないだらうか。漢訳の無量の原語も同様の手続きにより、アミタと見られないという。

無量寿の原語の説明の中で、その原語はアミターユス Amitāyus とは限らず、アミターバ Amitābha の時もあつたと考えられ、津田博士の『無量寿經』で主としてアミターバ Amitābha を、無量光と訳さず無量寿と訳したとの推測を支持しておられるようである。津田博士は、無量寿という語が、神仙、長生、不老を喜ぶシナ人の思想にふさわしい訳だからかく訳されたといわれている。私考するに、それならば、なぜ、中国でない、となりのチベット訳が『阿弥陀經』で、梵本と同じく無量寿 tshe dpag med が、多くあるのは、どのように考えたらよいか。『阿弥陀經』の梵本は、八世紀には日本に伝來したことがはつきりしている貴重な古いものであるが、ほとんど、無量寿であるのは、シナを経過して渡來したから梵本そのものまでが無量寿に変わつたというわけにはいかないのである。博士は『無量寿經』『如來會』『莊嚴經』の三訳で、「無量寿」が使われているが、『無量寿經』の原初形態は、現存サンスクリット本（及びチベット訳）から窺われるよう、もともと Amitābha を主としたものだから、「無量光」と訳すべきを、前述の理由であえて「無量寿」としたと推測するのである。千年をへだてた後代の梵本により漢訳を論じることは無理

ではないだらうか。

テキスト順として、四〇二年の羅什の『阿弥陀經』の「阿弥陀」、それよりやや後と考えられる『無量壽經』の「無量壽」六五〇年の玄奘の『稱讚淨土仏攝受經』の「無量壽と無量光との併列」と挙げると『梵本阿弥陀經』の「無量壽10、無量光2」は玄奘の前位、チベット本『阿弥陀經』の「無量壽8、無量光5」は、チベットの訳時八、九世紀相当の内容で、梵本の『無量壽經』の「無量壽10、無量光25」、チベット本『無量壽經』の「無量壽9、無量光19」というように、光壽のバランスが、後代になるほど、「光」が増していくことに気がつく。このような歴史的事実を裏づけとして阿弥陀の問題を考えないわけにはいかないのである。

以上、無量壽經梵本に残る一連の願文⁽⁶⁾の三・四願の部分は、関連テキストへの溯源と比較によつて、阿弥陀という語の語源学的解釈の一団であると考えられる。それが、歴史的に展開し、無量壽から、無量光の意をしだいに強くし、この一団の中にも、それに応じる出入を各テキストに残している。無量壽から無量光への過程に於ては、經文にも、最古訳で「阿弥陀仏 光明最尊第一無比」が「⁽⁷⁾無量清淨光仏光明最尊第一無比」となり『無量壽經』では、「無量壽仏說無量光仏」と変わつていくのは、阿弥陀の概念の変化を表わしているのである。初めから、アミターユス、アミターバのいづれかとすれば、このような変化は不要である。また、經文の各所に見られる阿弥陀の語源学的解釈は、「阿弥陀」という原語であればこそ、無量と解し、無量壽、無量光、無量人民、等々と語彙を増すことができる。どちらかに固定

してしまふと、後代、両名称が普及して安定している經典にしばしば見られる語源学的説明の場合の不自然をもたらすのである。

§5 何故号阿弥陀

さて、以上のように、阿弥陀が、本来当初に多く使用され、後代になつて、無量寿、無量光という仏名が確立したとみると、妥当で、また、史実である。決して、初めから無量寿、無量光という仏名、性格があつたわけではなく、サンスクリットで示せば *amita* に当たられる阿弥陀であつたことは、さらに、次に示すような『阿弥陀經』の「何故号阿弥陀」に於ける各異本の扱いによつても知られるのである。玄奘訳、梵本、藏本は大略同じ説明の順であるので、今は、梵本を、対照させて検討する。その私訳は、羅什訳と対照させるため、なるべく、その漢訳語を使つた。なぜ「阿弥陀（無量）」といふかという一節の対照は次表のごとくである。

(阿弥陀) (無量)	(羅什「阿弥陀經」)	(梵本)
(项目的)		
(光明無量)		
①舍利弗。於汝意云何。何故号三阿弥陀、彼仏光明無量、照三方國。無障礙。是故号為阿弥陀。	②舍利弗、汝の意云何。何が故に無量光 (<i>a mita abha</i>) と号するか。彼の如來の光明は一切仏國に於て障礙無し。是の故に号して無量光といふ。	①舍利弗、汝の意云何。何が故に無量寿 (<i>a mita ayus</i>)。
(仏と人民との寿無量)		
(1) 仏寿命・人民無量 (2) 又舍利弗。彼仏寿命。及 量劫 (梵本は、其人民無量無邊阿僧祇劫。)		

仏と人民との寿
故名阿弥陀。

と号するか。舍利弗よ、彼の如來、及び其の人民の寿量は無量なり。是の故に彼の如來を無量寿といふ。

舍利弗。阿弥陀仏成仏已来於今十劫。
舍利弗。彼の如來、成仏已來、今に於て十劫なり。

(3) 声聞皆阿羅漢・
菩薩無數

③又舍利弗。彼仏有無量無聲聞弟子。皆阿羅漢。非是算數之所能知。諸菩薩亦復如是。

舍利弗。彼仏國土成就如是功德莊嚴。

圓往生者不退一生
補處無數

④又舍利弗。極樂國土衆生者皆是阿鞞跋致。其中多有一生補處。其數甚多。非是算數所能知之。但可以無量無邊阿僧祇劫說。

舍利弗。彼仏國土是の如き功徳莊嚴を成就す。

圓往生者不退一生
補處無數

(A) 明本は「劫」なく、梵本に同じ。

④又舍利弗、無量壽如來の仏國土に衆生生ずる者皆是清淨菩薩阿鞞跋致、一生補處にして、其菩薩、算數の能く知る所に非ず。

④又舍利弗、無量壽如來の仏國土に衆生生ずる者皆是清淨菩薩阿鞞跋致、一生補處にして、其菩薩、算數の能く知る所に非ず、但、無量無數と數う可し。

阿弥陀仏は、その説相として、先に述べた三無量、成仏後十劫といふことは不可欠の要素であり、三無量は、光・寿・衆生（声聞、菩薩等）の順が定型的である。しかるに、右表の如くこの『阿弥陀經』では、羅什訳は光明(1)、寿命(2)、衆生(3)(4)の順が、梵本、藏本、玄奘訳では、寿命(1)→光明(2)、衆生(3)(4)となつてゐる。なぜであろうか。後代程、三無量の定型にはまつてゐるのに、その後代のテキストが寿・光の順になつてゐるのは偶然であらうか。否、必然で

ある。

羅什訳は『阿弥陀經』の題の示すように、極楽の主はすべて“阿弥陀”もしくは“阿弥陀仏”と訳されているが、他は、“無量寿”、もしくは“無量寿仏”、“無量寿如來”と訳されている。つまり前者は

“阿弥陀”、後者は“無量寿”と訳されている。さて、經に於て、右表のごとく、極楽の主の名を語源学風に説明する段では、阿弥陀は、サンスクリット的に言えば、Amitā で、無量であるから、定型的な三無量の順で、無量の光明、寿命、衆生という説明の進め方で自然である。ところが、すでに無量寿仏という寿を強調し、また二か所に無量光仏が出る以外、すべて無量寿仏と固定した呼称となつてしまつてゐる經、時代に於ては、その仏の語源的解説の第一に、別名の無量光仏を説くことは不自然であるから、当然その慣用し固定化した無量寿仏の解釈が第一とならざるを得ない。かくて、羅什訳とは、第一、第二が入れ替つたのである。次に、光明無量の説明の時には、はじめて一次的な無量光仏という名を出して説くのである。

無量光仏は、あと一か所、六方段（玄奘訳では十方段）の西方諸仏に、無量寿如來と列ん出るだけだが、この箇所も、西方の主という関連に於て出さざるを得ない事由によると思われる。ただし、玄奘訳以外は西方には、無量寿仏のみで、無量光仏は挙げていない。いろいろの見方があるが、これは、本来六方段は、阿弥陀仏の功德を、他方世界、六方で讚歎するのであるから、その西方に阿弥陀仏自身があつては自己讚歎でもあるので、敢えて、玄奘訳以外、とくに、初めに、

般化していない別名を分身的、化身的に出したのではないかと考えられる。玄奘訳原本は、後代となり形式化したものである。いざれにせよ、この二か所は、止むを得ず出したもので、主流は無量寿仏となつていたのである。

しかし、そのように後代、無量寿仏の名が主となると、『阿弥陀經』の古い型には、上記のように合わなくなつてくるのである。極楽の主は羅什訳『阿弥陀經』では、以上の点から推測するに阿弥陀であつて、無量の意味でしかなかつたから、そのまま三無量の形に開いて語源的説明が可能であった。時代が下つて、無量寿仏となつた玄奘訳、藏訳、梵本では、その阿弥陀、つまり、無量の意味の語の所に、無量寿を置くことになるから、一般的な光・寿の順のパターンには合はず、無量寿仏を先とした形とした。さらに、その後に続く、衆生無量とくに人數の点については、もう語源学風な經の形はうすれ、各別の淨土の功德莊嚴として整然と形を成している。

かくして、『阿弥陀經』の阿弥陀の解釈に於て、羅什訳原本では、けつして、無量寿、無量光のいずれの意味を明確にしないただ無量とのみ解しうる阿弥陀であるからこそ、かかる語源学風な解釈が展開し、可能であつたと断言しうる。従つて、阿弥陀仏は当初から、無量寿、無量光仏のいずれの原名でもないと私考するものである。

第一章 称名の語について

羅什訳原本が、西方には、阿弥陀仏を挙げずに無量寿仏という當時一

今日、淨土教に於ける称名の起源を、広く仏典に求める努力は、望

月博士、萩原博士、近くは香川教授等によつて、略、作業を終つたかに見えるのであるが、今、若干の資料を付して、私見を述べたい。

すでに諸氏によつて述べられる」とく、称名の原語、すなわち漢訳仏典に於て、称、称名等と訳されてゐるサンスクリットの語、乃至、文を考えると、(1) *namas* (直訳して帰命)、(2) *nāmagraha, grahaṇa, āgrah* (直訳すれば取名であるが称名が適訳、英語では to mention or address by name. Monier Dic. p. 536. b; ..utterance of the name, calling to mind the name, Apt. Dic. p. 888. b 名を挙げる、名を呼ぶ、名を発表する、名を心に想起する)、(3) *ākraṇḍaṇa/kṛi* (呼ぶ)、(4) *pariv/kirt* (称賛する) などである。今、とくに関係があるのは衆生が、仏、菩薩の名を称える場合に使用される(1)と(2)とであるから、以下、検討することとする。

◎2 namas の「称」について

阿含においての使用例は、多く示されているので、大乗仏典の例を1、「三挙げたい。とくに羅什は、『阿弥陀経』、玄奘は、その異本の『稱讚淨土仏攝受經』を訳しているので、二者の訳を中心見てみる。

(以下各梵文の次の和訳は拙訳)『妙法蓮華経』方便品に、

(a) 若人散乱心 入於塔廟 一称南無仏 皆已成仏道。

Namo' stu buddhāna kṛtaikavāram yehi tadā dhātu dhareṣu teṣu

te sarvi prāptā imam agra-bodhim //96//

諸仏に帰命すべしと一度、

靈廟に（入る）と云ふ

心が散乱していても、一度（言えども）彼等はみんなの最高の覺りを得る。(96)

(b) 舍利弗當知 我聞聖師子 深淨微妙音 称南無仏
ahaṇ ciudagras taṭa āśi śrutvā
ghoṣan manojanam puruṣa-rāshbhāṇam/
namo citta bhaṇi tesa tāyinām

namo ha vādi pravarā maharṣī// (123)

またわたくしは、その時、人仙（仏）たちの妙音を聞いて、喜んだ、かれら救主たち（仏）に心帰命すると言おう。私は帰命すると言う、最勝なる大仙よ。(123)

大般若経の次の「文異本は、萩原博士は、その「漢訳のみしか出されていないので、一応すべてを引いてみる。

(c) 下至一称南漢仏陀、是善男子善女人等、善根無量 乃至最後、作苦邊際（一念）

善男子善女人等下至一称南謨仏陀大調御士（二念）
下至一称南漢仏陀大慈悲者、窮生死際善根不足（三念）

若有人一称南無仏 乃至畢苦其福不尽（摩訶般若波羅蜜経、羅什訳）
能称南無仏者（放光般若経）

kaścīt Subhūte kuiaputro vā kulaḍuhitā vā namo buddhānām iti
manaskariṣyati, duḥkhasyāntam karīṣyati/

スブーティよ、だれでも、善男子、おしくは善女人たちで、諸仏

に帰命する』と考えるものは、苦も終るであろう。

なお、羅什訳の經に対し、すなわち『大智度論』に、問曰、云何空称「仏名字」便得畢苦其福不尽、答曰、是人曾聞^ミ仏功德能度、人老病死、若多若少供養及称「名字」。とあり、帰命は、称名、称えることに密接に結ばれていることを知るのである。

帰命 (namas) ではないが、帰依 (śāraṇam) も次のように称に結びつくのである。『撰集百縁經』に、

(d) (1) ^㉙ 称南無仏陀以救苦厄時諸商客、聞是語已、各々同声、称南無、^㉚ 仏、^㉛ ...aha | bhavanto buddham saranam gacchantr iti tata eva eka-ravenna sarva eva buddham saranam gatah||

曰へ、なんじたちは、仏に南無すぐし (＝南無と称えよ) 也。そりですぐに、声を揃えて、みんなが、仏に南無した (＝南無と称えた)。 (= ...) の訳が適當であるが、説明するため、直訳を出した

(4) ^㉜ 時彼商主 福德力故 競不溺水 還達本土 生大苦惱 作是念言
我每曾聞 有仏世尊 得一切智 諸天世人無有及者 衰憊衆生 自利利他 我今當稱彼仏名号 入于大海 若安隱還 当以所得珍宝之半奉施彼仏 作是念已 即集商人 共入大海 称仏名号 大獲珍宝
安隱廻還 達到家中 觀其寶物 愛戀貧惜 不貢施仏
tasyātad abhavat | avan buddho

なんじたちは來たれ、仏に南無せよ、また、その世尊に懇願せよ、
「...」に來るだけで、世尊が、苦を減少されて、...の難病が、消滅しまずようだ」と。

(3) ^㉝ 中有優婆塞語商人言、有仏世尊、常以大悲、昼夜六時、觀察衆生、

護受苦厄、輒往度々、汝等當咸當称彼仏名、各共同時、称南無仏陀。
anyatama upāsaka..... ekaravenna bhagavantam saranam
prapamāni

中の一人の優婆塞が..... (五百人の商人が)
声を揃えて世尊に南無した.....

upārdhena dhanenāśja pūjām kuryām iti……

かれは、こう考えた。この仏世尊は、すべての天に勝れ、自利利他を行じたり、慈悲深く、大法を望み、智慧を専らとしたまう。そこで、このわたくしは、今、その（仏）の名を（称える）ことによつて、ふたたび、大海を渡航しよう。もし、船が、帰つたら、財の半分を、その（仏）に供養しよう』と。

このように、漢訳が、帰命と直訳せずに称名とする所依の正しさを知ることができると思う。とくに、大般若經に於ては、直訳ならば、南無仏と作意する (namo buddhānām iti manasiṇīyatī) となるところを、称えると訳すべしである。なお以上の中、どれも、一称とか、同意とか、一つの声 (eka-rava) という表現が共通しているので、何度も称えるという考はないようである。

§3 仏典における *nama-*/*grah* の称名について

これについて、香川教授等多くの仏典が示され、称名という訳が、羅什、竺法護、唐実叉難陀、同般若等により定訳化されていることが明らかである。*nāma-*/*grah*, *grahāṇa* は、一つ一つの文字は、「名前を」、「取る」という原意である。*grah* は、仏教では、理解、執取、執着などと、精神的な意味、さらに妄執、我見という意味にも用いられてはいる。しかし、両語が熟語となると、別項の梵文一般の諸例のように、名前を挙げる、名前を名乗る、名前を呼ぶ、名前を言うという意味に使われるのがふつうで、まれに、心に浮べる、印

象するという意に用いられるにすぎないのである。その少ない例としては次の如くである。

(e) ^④ 聞説般若波羅蜜時、菩薩作是念、我是中無名字、心不清淨、
na mamaṭra prajñāpāramitāyān nāma-grhitam iti prasādannapr-

atiapante “我に、この般若波羅蜜の中に、名字の取らぬるものなし” と、淨信を得ず

解次第方便 謂先取名後転取義
^⑤ kramāpalakṣaṇa-prāyogiko

reno nāma-grahana-pūrvikām artha-graha-a-prav, ttim
順を觀察する方便は、それによつて、名を取ることを先に行って、義を取ることを進めていくのである。

また、称名に通じるが、羅什、玄奘では、恃名と訳する場合がある。
(f) ^⑥ 若時菩薩自恃名姓及所修杜多功德、………

(玄奘訳) ……恃名…… (羅什訳)

若有衆菩薩 為惡魔稱其名字得是名字故、(施護訳)
yasmīn samaye bodhisattvasya

mahāsattvasya nāma-grahāṇam vā
gotra-grahāṇam vā dhātu-guṇa-parikirtanam vā bhavati……

これらは、本来、平等な比丘僧團の中で、生れ素姓を誇称する」とを郤けるものであるから、称名でもよいが、その意味では妄執、我見なので、恃名と訳されたのである。

について私見を述べる。

(g) 繫心一仏専称名字、(曼陀羅仙訳)

於一如來專心繫念 審取名字 (玄奘訳)

tasya nāmadheyan gr̄hitavyam (deñi bun par byaho)

」(レ)で、玄奘は審取と訳し、称名とはしないが、先に述べたように、原語が nāma-dheyan gr̄hitavyam であれば、称名と訳すであろうし、『阿弥陀經』の羅什の執持名号に対する manasi√kti であれば、思惟とするであろう。いずれにせよ、このような明確な語原であれば称名と訳すべきであるから、あるいは、玄奘訳の場合かかる原語ではなかったと見るべきが妥当であろう。玄奘が、他に審取と訳した例を、般若経、俱含論等に検したが、まだ見当らなかつた。

後代になるほど称名は明確な定訳となつていくようである。唐波羅

頗伽羅蜜多羅訳 (AD六三三) 『大乘莊嚴經論』第六に

(h) 大乘經說、若有衆生願生安樂國土一切當得往生稱念無垢月光仏名

決定當得作仏、為對治少知足障故……大乘經說諸仏國土極妙樂事

(alye Sukhāvatyām prañidhānam

karisyanti te tattropapatsyanta iti. vimalacandraprabhasya ca
tathāga tasya (c) nāmadheyanagrahanamātreṇa niyato bhavaty
anuttarāyām samyak sambodhāv iti... buddhakṣetravibhūtiṁ...

「極樂」(生ぜんと)発願するものは、そこに生じるであろう」と(経に)説かれてくる。無垢月光如來の名号を称えるだけで、無上等正覺に決定すと。……仏國土莊嚴の事を……

やむ、」のように nāma-graha も、前節の namas も、信仰の發

するといふ称名となる」とを示すのであるから、次の法華經普門品の文も見られるのである。

(i) (レ) 衆商人俱發声言、南無觀世音菩薩、稱其名故

sarva eva sa sārtha eka swareñ Āvalokiteśvaran ākrandet.
namo namas tasmā abhayañ daday Āvalokiteśvraya bodhisattvāya
mahāsattvāyēti saha nāma-grahānamātra

かの、無畏を与えたもう觀音菩薩摩訶薩に南無、南無すと、(称えた)。(レ)の名を称ることによつて……

以上、諸例により、南無、帰命と称名との関係は不可分のもので、とくに nāma-graha が、陳唱称名であることが確認されなければならない。」(レ)の点について、次節の例が、それを、さらに駄目おしする」ととなろう。

◎4 仏典外の nāma-√grah について

(a) アpteの梵英字書によれば、√grah は、ベーダ文学では √grabh となるが、1. to seize, take, ... 2. to receive, ... 10. to learn, know, recognize, ... 15. to utter, mention (as a name) である。nāma-√grah が結ばれると、本来の取る、理解すべき意でなく、(名を)出す、述べるの意味である。例を上げて二つ。

(b) yadi mayā nyasya nāmāpi na gr̄hitam, Kādambāri (Bonbay) 305. もわたしが、他人の名前すら言わなかつた時は……

(c) na tu nāmāpi gr̄hīnyāt pattai prete parasya tu, Manusmṛti, 5.157.

(その) 夫が死んだ時には、他の男の名前すらも言つてはならない。

ऋद् nāmagraha, grahaṇa の項では

addressing or mentioning by name,

utterance of the name, calling to mind the name.

しかし、名を呼びかけぬる、挙げぬる、心に呼びおこする、と
して云ふ。例を上げてみる。

(1) puṇyāni nāma grahanāyopi

mahāmuniṇām. Kādambarī. 74,

大牟尼の名前を称えるだけで福がある。

(2) nāmagrāham arodit sā bhṛatarau

rāvāṇāntike. Bhāṭṭikāvya. 5. 5.

彼女は、ラーベナの前で、一人の兄弟を名前で呼んだ。

そいで、最古の文献であるリグベーダ以下一般文献の用例を見ると
とある。

(3) navānām navatīnām viśasya

sarvēśām agrabham nam'are.....

(R.V.I. 19I, 13)

九十九の毒を消し去るすべてのものの名を私は言つた.....

この註によると、名といつのは、一般に知られているガンジス川とい
った名で、それを言つた (agrabham) という形は √grah のマーダ
における形 √grabb, imperf. 1st. sg. やあると説明してゐる。それは、
gr̥nāmi や、わたしが言つ、つまり、sankīrtayāmi 称えるなのだ

と註してある。

(4) na hy asyā nāma gr̥bhñāmi no asmin ramate Jane/

parām eva parāvatām sapatnūm gamavāmāsi. (R.V.X.145, 4)

わたくしは彼女の名前なんか言わない。彼女はこの人(夫)を好か
ない。もぐもぐへ遠い所に、恋敵をやつてしまおう。
註では、恋敵の名 (nāma)、つまり名前 (samjnā) なんか、言ふ
(gr̥bhñāmi) とは、(gr̥bhñāmi, ucc-rayñmī)、つまり口に出してみる
といふ説明してある。以上によつて、すでに、マーダから、nāma-
√grah (= √grabb) は称名であることが、註によつても明らかである。

(5) ratho rathāṅgadhvaniṇā vijajñe vilalghaṇṭakvāñjena nāgah/
svabhartṛnāma-grahanād babhūva sāndre rajasy ātma-parāvabo-
dhah// Raghuvamśa. VII. 41.

濃い塵ほこりの中では、戦車は、その車輪の響で識別され、象は、
ゆれうるべそのマルの音で(それと識られ)、めいめいの主人の名
を呼ぶからこそ、敵味方の見分けがつくだけだ。註でも、名を呼ぶからこそ (nāma grahanād) とは名を呼称するか
といふ。(nāma uccāranād) とする。

○ 結び

以上により、称名の対応できる原語を再検討し、また、仏典以外の
資料による一般用法をも考慮に入れると次のようにまとめられよう。
一 帰依し、南無する信仰者は、当然、その心情を三業に表現し、
とくに口業によって示す結果となる。それは、帰命、南無の原語のみ

によつて称南無と訳されていること、南無は、称名と併せ説かれていること、インドの事情に通じた訳者による訳であること、等によつて動かしがたい事実であろう。

11 nāma graha:a は正しく称名と訳すべきである。称名の原語そのものとしては、からずしも仏、菩薩に對してのみ使われないが、そうである場合は、これが、称名の原語の第一のものとされるべきである。

三 現在の浄土宗の称名のような願いをこめた称名としては、南無と称名と願望の合致した晋門品のごとき形が似ているとも言える。

四 聞名往生が、先行し、広く表現されていながら、称名往生が、原典を有する資料に乏しいことについては、今回は、あまりふれなかつたが、一には、仏の名を人民が、直接口に称えるのは不敬であつて、人民は、諸仏が仏の名を称賛するのを聞いて、はじめて往生し、または、地獄から生天したりできたとされるのによると思われる。聞名とは、そういう考え方によるのである。したがつて、聞名の盛行は、称名が、人民にできなかつたことを示すのではなかろうか。

五 善導大師は念称是一を主張されたが、以上のような文献学的検討によつても、經典と仏教の歴史を踏まえた學問的、宗教的にすぐれた高見であることを知るのである。

〔注〕

- ① 藤田宏達『原始淨土思想の研究』、昭和四五年、東京、一五頁。
- ② 同右、二三頁。
- ③ 正藏八・四五四a。(sarvadharma:sūnyāḥ Astasāhasrikā, 313.)

④ 同右、六a。rūpam eva śūnyatā śūnyatāiva rūpam. (*Pancavimśatisahasrikā*, 以下 pañc, と略記す) (Dutt, 46.)

⑤ 正藏八・四五七c～四五八a。

⑥ Aśasāhasrika, 361～365.

⑦ 宇治谷祐頭『悲華経の研究』昭和四四年、名古屋、七〇頁以下。(A)(B)の二項による差を注目しつつ、願文の検討を行つてゐる。

⑧ 宮本正尊編『仏教の根本真理』、昭和三十一年、東京、五三〇～五三一頁。

⑨ 正藏八・九三c。

⑩ 同右十二・三四七a。

⑪ 同右八・三四九a。

⑫ 同右七・二七八b。

⑬ Pañc, 320a, 6.

⑭ 望月信享『淨土教の起源及發達』、昭和五年、東京、五七六頁。

⑮ 矢吹慶輝『阿弥陀仏の研究』、昭和十五年、東京、四五〇～四七四頁。藤田、前掲書、一四一～一六一頁。

⑯ 正藏十二・三〇二b。

⑰ 同右・一八一c。

⑱ 同右・二七〇a。

⑲ 古い時代の訳ほど、阿弥陀と無量寿とを同一の訳者が並列的に使用している所から考へても、テキストそのものが原語的に、そな訳をせねばならなかつたことを示してゐる。つまり、アミタと、アミターユス(無量寿と訳せる原語)とが、その訳者の時点で併存してゐた史実を物語る。

⑳ 望月前掲書「第五編實踐論」、とくに「第二十五章 三 執持名号説」七八一～七八五頁。

㉑ 萩原雲来『雲来全集』、「十念の研究」昭和十三年、東京、二七〇～二八四頁。

㉒ 香川孝雄「称名思想の形成」(印仏研II)一(昭和三十八年)三八～四九頁。

㉓ 正藏六・八七〇b。

㉔ 同右七・二三六b。

㉕ 同右・六九四b。

㉖ 同右八・三七五a。

- (27) 同右・1111°。

(28) Pañ. 380a, 1.

(29) 正藏四・11〇九a。

(30) Avadāna'ataka (以下, Av. と略記す。) p. 72. (§13)

(31) 正藏四・11〇九c°。

(32) Av. p. 78. (§14)

(33) 正藏四・11〇九b°。

(34) Av. p. 63. (§81)

(35) 正藏四・11〇九b°。

(36) 同右七・九七11a°。

(37) 影印北京版、11四、1111°。

(38) 正藏三11・六111a°。

(39) Mahāyānasūtrālankāra, XII, vv18. (p. 82).
 (a)～(e)は『海全』別冊『林藏和合縦横三三三編』、11〇八頁、八～11〇七頁
 相当。同、11〇三頁、11七章参考。(c)はチベッタは、
 nisan (Skt. nāma) smos pa (Skt. graha:a).

(40) 正藏九・五六c°。

(41) U. Wogihara, Saddharma-puṇḍarīka-sūtra, 1935, Tokyo, p. 363.

(42) Apte, The Practical Sanskrit-English Dictionary, Bombay, 1924,
 p. 416,

(43) 辻博士は ramate ⇔ to stop といふが、止まらぬやうなたが、拙訳は、次の註の
 ように to delight, play の意の方をとっただ。

(44) Pañ. 335b, 6～7. Aśtā sāhasrikā, 418.

(45) 正藏八・41111a°。

(46) 同右七・九七11a°。

(47) 影印北京版、11四、1111°。

(48) 正藏三11・六111a°。

(49) 同右七・九七11a°。

三昧經典の訳出と受容(一)

——竺法護訳出經を中心にして——

大竜昇南

- (一) はじめ
- (二) 安世高・支婁迦讖・支謙訳出の三昧經典
- (三) 竺法護訳出の三昧經典

- (1) 竺法護の訳経事業
- (2) 竺法護の風徳と行道
- (3) 竺法護と三昧經典
- (4) 竺法護訳の三昧經典
- (5) 三昧經典の影響

〔一〕 はじめ

ある。近代の学者も、大乗經典の經典群を分類する場合に、この名称をもって、一群の經典群を設定している。

三昧經典は、例外なく大乘經典といってよい。その理由は、これらの經典が、仏・菩薩の三昧の境涯を問題にし、そこに大乘思想を展開するからである。しかし、「如來は三昧より起ちて告げたもう」という定型句で始まる大乘經典のほとんど、つまり仏の三昧から説き出される經典が、すべて三昧經であるという広義の解釈も成り立ちうる。大

乗佛教の特徴が、菩薩の觀念に立脚する佛教であり、六波羅蜜の實践を重視し、教理として空、般若、大乘、獨自の三昧等を説くものであると論ぜられ、その特質の一つに、大乘獨自の三昧が挙げられるのも、大乘經論のすべてが、禪定三昧を重視することから、必然的に導き出される結論なのである。

しかし、この共同研究で問題とするのは、はじめのべたような、いわば狹義の三昧經典に関するもので、これらの三昧經類が、單一に

独立經典として成立した因由、展開の過程、思想の特色、型態等の諸問題⁽³⁾を解明することである。

本稿で論究しようとするのは、三昧經典の訳出をめぐる問題である。従つてそれは、三昧經の展開に関するものであり、中国佛教者の三昧經の受容の一面を明らかにするものであり、またここにいう三昧經の訳出とは、従来、訳經研究、もしくは訳經史研究の名でよばれる一分野に属するものである。

訳經研究のあり方について、林屋友次郎博士は、經錄研究、異訳經類研究、訳者別訳經研究の三つの態度方法を指摘されこれらの三種の方法を総合して行うことによつて、完全な經錄研究が完成されるとのべられている。博士の所説は、經錄研究の極めてオーソドックスな方法論であり、現在行われている訳經研究に示唆したものは大きい。

本稿は、三昧經の訳經史上、特に注目すべき竺法護の訳出經典を中心とし、彼の訳經事業の特色を明らかにしようとするものである。従つてそこでは、当然、經錄調査を中心にして運ばなくてはならないし、また彼の翻訳した三昧經の訳語文體等の翻訳上の特質、さらには經典の思想にも言及する必要がある。しかし、ここでは經錄調査を主眼におき、竺法護がどのような三昧經を訳出したかを明らかにし、そのことが、彼の訳經事業とどのような関わりをもつたかを論ずることに主眼を置きたいと思う。

經錄調査の態度方法は、諸經錄の比較対照によつて、どの經錄の記載が最も信頼をおけるかを明らかにすることにあるのは当然であるが、同時に、各種經錄上に現われる変化、もしくは、誤認の現象にも注目

したいのである。その理由は、このような經錄上の現象の中に、竺法護等の三昧經訳出上の様々な問題が隠されているのではないかと考えるからである。そこで第一に、法護以前の安世高・支婁迦讖・支謙の三人の訳出した三昧經について略述し、第二に法護訳の三昧經について論述する。そこでは彼の訳經事業の実態、訳經數、彼の仏道実践者としての人物像、伝記類に窺われる訳經上の特色をのべ、彼の訳出した三昧經の全貌、おわりには三昧經の後世に及ぼした影響にも少しく述べたいと考えている。

なお、本文中に用いた略号を以下に記す。

- 【出七a】……出三藏記集（大正五五・七a）
- 【法一一五a】……法經錄（大正五五・一一五a）
- 【三六二a】……歷代三寶紀（大正四九・六二a）
- 【仁五六a】……仁壽錄（大正五五・一五六a）
- 【靜一九〇a】……靜泰錄（大正五五・一九〇a）
- 【內二三三a】……大唐內典錄（大正五五・二三三a）
- 【訳三五三b】……古今訳經圖紀（大正五五・三五三b）
- 【武三九三b】……大周刊定衆經目錄（大正五五・三九三b）
- 【開四九四b】……開元眾教錄（大正五五・四九四b）
- 【貞七九一c】……貞元新定眾教目錄（大正五五・七九一c）

【註】①ここでは密教系の三昧經典は除外する。

大正藏経所収の三昧経典

經典名	訳者	經典番号	所屬部	異訳經典番号
宝積三昧文殊師利菩薩問法身經	安世高	356	宝積	335
仏印三昧経		621	經集	
自誓三昧経		622	支夷迦讃	623
般舟三昧経(一巻)		417	大集	416, 418, 419
般舟三昧経(三巻)		418		416, 417, 419
眞陀羅所問如來三昧経		624	經集	625
成具光明定意経		630	支曜	
法律三昧経		631	支謙	
慧印三昧経		632	空法護	
等目菩薩所問三昧経		288	華嚴	633, 634
如幻三昧経		342	寶積	310
等衆德三昧経		381		332
如來獨龍自誓三昧経		623	經集	622
文殊支利普超三昧経		627		626, 628, 629
弘道廣顯三昧経		635		637
無極宝三昧経		636		
超日明三昧経		638		
觀仏三昧海経		643		
宝如米三昧経		637		
集一切福德三昧経		382		
坐禪三昧経		614	經集	
首楞嚴三昧経		642		
法華三昧経		269		
菩薩念仏三昧経		414	法華	
月灯三昧経(一巻一本)		639	法集	415
力莊嚴三昧経		640, 641	大集	639
大宝積三昧経		647	經集	640, 641
四童子三昧経		310	寶積	320
寂照神變三摩地経		648		
玄奘 那連提耶舍 那闍多				

(1) 安世高 安世高は、一般に小乗の学人とされ、彼の訳出経は悉く小乗經典であるといわれている。安世高伝や種々の經序類によると彼の教學の特徴は、阿毗曇を重視し、禪觀に努めた点にある。

安世高の翻訳した經数について、出三藏記集(大正五五・六b)は三四部とするが、最も多く数えるのは歴代三宝紀(大正四九・五一b)で、総数一七六部である。道安の總理衆經目録(道安錄)を踏襲する「出」に最も重きをおくなれば、その数は五倍強にも増加されている

(2) 平川彰 「初期大乗仏教の研究」九頁

(3) 簡々の三昧經典に関する研究は、かなり行わされているが、その一部については、以下の拙稿に記した。拙稿「三昧經典と文殊菩薩」印仏研二三ノ二号は、「三昧經成立の視点として、文殊菩薩との関わりを論じたもの。同「三昧經典と文殊系經典」仏教論叢一八号は、文殊を主人公とした文殊関係の經典における三昧禪定思想を考察したもの。同「三昧經典における見仏と觀仏」印仏研二三一二号は、「三昧經の思想型態を明らかにする手がかりとして見仏と觀仏の問題を論じたものである。

④ 「異訳經類の研究」二頁以下。

〔一〕 安世高・支夷迦讃・支謙訳出の三昧經典

ここでは、中國仏教最初期の訳経者として重要な安世高と支夷迦讃、それに支謙の訳出した三昧經典について從来の研究を参照しつつ略説したい。

如幻三摩地無量印法門經	施護等	372	宝積
金剛三昧經	失訳	273	法華
金剛三昧本性清淨不壞不滅經	〃	644	經集

ことになる。

彼の訳出した三昧経は、大正藏經中次の二經があげられる。

① 仏説宝積三昧文殊師利菩薩間法身經一卷（大正一二宝積部下）

② 仏説仏印三昧經一卷（同一五經集部二）

③ 仏説自誓三昧經一卷（同一五經集部二）

ところが、これら三經は「出」には安世高の訳とはされておらず、いざれも卷四（録下）新集統撰失訳雜經錄に名を留めたものばかりである。すなわち、

宝積三昧文殊師利菩薩間法身經は、遺日宝積三昧文殊師利間法身經

という（「出三〇b」とし、自誓三昧經は、内題に曰く、獨証品第四出、比丘淨行中、護に出だす所の獨証自誓三昧と大同小異なり（三〇b）とし、仏印三昧經は、経名を記すに止まる。法經錄においても、これら三經は失訳（①一二一a・②一二一b）とされるが、「三（①五二b・②五二b・③五一b）に至つて、三經は安世高に託される。しかも、「三」に至つては、安世高訳の三昧經は倍増して七經となる。新たに加えられたのは次の四經である。

④ 四百三昧名經一卷（「三五一b」）（内二二三c）

⑤ 如幻三昧經一卷（「三五一c」）（内二二三b）

⑥ 月灯三昧經一卷（「三五二b」）（内二二三a）

⑦ 空淨天感應三昧經一卷（空淨三昧經）（「三五二b」）（内二二三a）

この内、空淨天感應三昧經は、「法一二六b」では疑經とされたものである。しかるに「仁一五三b」では、新たに、

⑧ 法律三昧經一卷が追加される。「訳三四九bc三五〇a」は、法

律三昧經を除く七經を、さらに「武①②④三七三b・⑤三八八b・⑥三九九a・③四〇一c・⑦四〇二b・⑧四〇五a」以後は、八經を悉く安世高訳とする。従つてこれら八經は「三」以後に安世高と定められたものである。しかるに、①②③を除く五經について、常盤大定博士⁽¹⁾は、安世高訳から削除すべきものとされる。しかも、宇井伯寿博士⁽²⁾に至つては、現藏經中の三經についてさえも、經の形式、内容からみて、彼のものとは考えられないとされる。今は、これらの研究によるほかはないが、結局安世高訳と伝えられる三昧經は、悉く「三」以後の經錄作成者の譯認と考えるべきであろう。

誤認の原因は、「三」に始まるのであるが、その理由はどこにあるのであろうか。確かに、それは、費長房の「三」編纂の内部事情にもよると考えられるが、安世高は、後代になるに従つて偉大な訳經者としてその人物像が神秘化され、禪經訳出者の第一人者としても讃仰されてくる。そのような状勢も手伝つて、これらの三昧經訳出をも彼に仮託するということが起つてきのではなかろうかと考えられる。

(2) 支婁迦讖 安世高が専ら小乘經典を訳出し、小乘の人といわれたのに對して、支婁迦讖の訳出經は悉く大乘經典であり、その重視した思想は、禪定よりは般若学であつたとされる。

支婁迦讖の訳出した經典数は、「出六b」では一四部である。しかし「出」の支婁迦讖（九五c）等によれば、初めの般若道行品經、首楞嚴經、般舟三昧經の三經のみが、確實に支婁迦讖と承認されるもので、他真陀羅經は僧祐が新加したもの、残り十經は道安が支婁迦讖と推定したものである。ところが「三五三a」では二一部となつて七經が加増

される。^④

大正藏経は彼の訳出した三昧経として、次の三經を収めている。

仏説般舟三昧経一卷（大正一三・大集部）

般舟三昧経三卷（同）

仏説陀羅所問如來三昧経三卷（同一五・經集部二）

二本の般舟三昧経の内、三卷本の方が支讃訳とされ、一卷本は訳語

上からも支讃訳とは考えられないようである。

ところで、「出六b」は支讃訳の三昧経として、次の四經をあげて

いる。

- ① 首楞嚴經二卷
- ② 般舟三昧經一卷
- ③ 陀羅尼經二卷
- ④ 光明三昧經一卷

「出」によれば、首楞嚴經は中平二年十二月八日に訳出したが、欠本とし現存しない。

般舟三昧経は、「出」に、旧録に大般舟三昧経といい、光和二年十月八日訳出。「出」の一卷本と現存の一卷本と三卷本との比定には問題があるが、前述の如く、三卷本がこれに相当するのである。^⑤ 本經の十方現在仏悉在前立定經という異名は、「出」で三卷本に付けられた名称である。

陀羅尼經は、「出」に、陀羅尼經ともいい、別録に所載するも安録に欠くとし、僧祐が新たに加えたもので、他の箇所では「陀羅所問宝如來經一卷、或は陀羅尼所問宝如來三昧経と云う」（一

八a）として、三昧の語を有するものであることが明らかとなる。しかし、「法一」七a」「三五二c」「内二三三c」「仁一五六b」「静一九〇a、但し支讃訳とするのは誤まりであろう。」「開四七八c」「貞七七五c」等では、陀羅尼所問經とし、三昧の語は用いられていない。本經が羅什訳大樹繁那羅王所問經四卷と同本異訳であることは、「法一」七a）からである。

光明三昧経は、「出」には別録に出ずるも安録に無し、とされるから、「出」以後支讃訳とされたものであるが、現在は欠本である。なお阿闍世王經は、法護訳普超三昧経の同本異訳であるが、これが明らかにされたのは「法一」七a）以後である。これらの經典の外に支讃訳として、

- ⑤ 成具光明定意經一卷 欠

がある。「出」五a）には、成具光明經として支曜と二人異訳とされ、「法一」七c）では同本異訳、「武三九八b」では、成具光明三昧経と記される。「開六三」a）には、本經が光明三昧経と同本であることが記載され、後代には、「定意」を用いずに「三昧」の語を経名として用いていたようである。

結局、支讃には四經もしくは五經の三昧経が数えられ、これらの内でも、般舟三昧経、首楞嚴三昧経、光明三昧経等は後述するよう中国仏教で重視されるようになる。

(3) 支讃 支讃の訳出經には、小乘經と大乘經が混在している。

支讃の訳經総数は、道安録で二〇部であったものを、「出六c」一七

a」は首楞嚴經以下五經を加えて三六部と記している。梁高僧伝（大正五〇・三三五b）は四九經とするが、「三五八c」では一二九部と三倍強に急増している。「開四八九b」は、これに検討を加えて四四部を刪除し、新たに三部を加えて八八部とする。

現藏經中に支謙訳として「三昧」名をもつ經典には次の二經がある。

仏說法律三昧經一卷（大正一五、經集部二）

仏說慧印三昧經一卷（同）

ところで、「出」は、次の三つの三昧經をあげる。

① 慧印經

② 月明童子經

③ 首楞嚴經

慧印經は、「出六c」には、異名として慧印三昧經、宝網（実用）

三昧經の二つをあげる。「法一八a」「仁一五七c」「靜一九二c」には、惠三昧經とし、如來智印經の同本異訳とする。また「三五七b」「内二三八a」には、十方現在仏悉在前立定經、宝田慧印三昧經、如來智印經とも呼ばれ種々の異名をもつ。

月明童子經は、「出六c」で月明童男子、月明菩薩三昧經の異名をもつとし、「法一五c」等は月明菩薩經とする。この經は、本緣部（大正三、四一二）に属するもので、大乘經典とは判別しにくいが、經中に三昧の修行を説くことから、本緣部の經であっても、これを三昧經としているのである。明らかに、經錄作成者の作意によるものと考えざるをえない。ただし「法」以降三昧名は除かれているのである。

首楞嚴經は、「出七a」には別錄所載、安錄無欠、とある通り、僧

祐が支敏度作「合首楞嚴經記」（大正五五、四九a）に基づいて加えたものである。「法一九c」には、本經に九訳あるとし、うちに支謙訳をあげ、「三五七b」等には、方等首楞嚴經の名を出す。

支謙には、「出」以後の經錄に三昧名の付された經典がある。

④ 維摩詰經一卷
⑤ 私阿末經一卷

維摩詰經の經名は、「出六c」「法二九a」「仁五六c」「靜一九〇c」に用いられ、現藏中もこの名で存する。しかしに、「三五七a」「内三三七c」「訳三五一b」では維摩詰所說不思議法門經とし、異名に仏法普入道門經をあげる。そして「開四八八a」では、さらに仏法普入道門三昧經として、「三昧」の字が加えられている。

私阿末經は、「出六c」に「或は和阿昧に作る。此の經を案ずるに即ち是れ菩薩道樹經なり」とするが、「法一六b」「仁三五一c」「靜一八四a」には、菩薩道樹經の名を出し、異名として私呵昧經、私呵末經、私阿末經、道樹三昧經の經名をあげる。「開四八八a」「貞七八五b」には私訓三昧經の名を出し、現藏中は、私呵昧經で收められている。これら五經は、「出」以来、支謙訳と承認されてきたものであり、首楞嚴經を除く四經は現存する。しかし、次の二經は、いずれも支謙訳とみなし難い点がある。

⑥ 法律三昧經一卷

本經は、「出」第三新集安公失訳經錄第二に記され、「法一三九b」「仁一五三b」には大乘毘尼藏錄の失訳經に含まれる。これを支謙訳としたのは、「三五八b」「内二二一a」に始まる。

(7) 金剛清淨經一卷

〔出二九a〕の新集統撰失訳雜經錄第一には、本經は、金剛三昧本性清淨不壞不滅經ともいうし、〔法一二一a〕〔靜一八四c〕も失訳とする。しかるに〔三五八a〕〔内三三九a〕〔武三七三c〕は、これを支謙訳とする。〔開四八九c〕は「文を詳するに、これ支謙の所出に非ず」とし支謙訳を否定している。常盤博士は、この開元錄の記述に基づきながら、本經は〔出一八c〕の新集安公の涼土異經錄第三にある金剛三昧經一卷と同一と推定している。⁽⁷⁾

従つて、支謙には〔出〕に「三昧」の付されたものが三經、〔出〕以後の經錄で「三昧」の字が新加された經典が「経さらに支謙訳と誤認されたかに推考されるものもあり、現藏中の二經の三倍の七經が、三昧經とされるのである。

以上、三人の訳経者にみられる三昧經訳出の特色は、安世高の場合は悉くが、後世の誤認に基づく仮託と考えられること。支婁迦讃は、諸經錄に記載される經数の移動が比較的少なく、わずかに一、二の増加に止まっていること。支謙の場合は、〔三〕以後の經錄に三昧名が付されるものや誤認がみられることである。三人にみられるこれらの特色は、次の竺法護に至つて、甚しい型で現われてくるのである。

〔註〕

① 「後漢より宋齊に至る訳經總錄」五〇九頁以下。

② 「訳經史研究」四四〇—四四五頁。

③ 林屋博士前掲書二六頁。

④ 平川博士前掲書では、境野、常盤博士等の諸説を検討され、支謙の翻訳経として、道行般若經、般舟三昧經、首楞嚴三昧經、佛真陀羅經、阿闍世王經の四經を間違いのないものとし、さらに阿闍世王經等三經もほ

ば間違いのないものとされる。

(5) 平川前書一〇七頁以下。西義雄博士は、「般舟三昧の研究資料と其の意義に就いて」(「淨土教の思想と文化」惠谷先生古稀記念論文集所収)で、般舟三昧經四異本の先後論を紹介され、四異本の共通文から、經の原型を試考されている。

(6) 平川博士は、前掲書で、竺法護訳二卷本と支謙訳二卷本の関係を考察し、僧祐の時代には両本は存在しており、現藏三卷本は經錄上からは、法護訳と認めねばならないが、訳語上からは支謙訳とすべきであるといわれている。

(7) 「訳經總錄」五八三頁。

(二) 竺法護訳出の三昧經典

(I) 竺法護の訳經事業

近年の竺法護の研究には、彼の訳出經典と翻訳事業に関連する数種の論文⁽¹⁾が発表されている。この中でも特に注目すべき研究は、岡部和雄氏の「『竺法護傳』再構成の試み——竺法護訳經史研究の基礎のためにして」と塚本善隆博士の「竺法護の大翻訳事業と宣教」である。岡部氏は本論で、法護伝の諸資料について論ぜられ、一次的資料には、「三藏記」中の僧伝、經記類、代錄中の訳出月日をあげられ、二次的資料として、「高僧伝」「三寶紀」「開元錄」中の僧伝を定められ、法護に関するこれまでの研究を紹介している。そして、訳經期間、生卒年代の推定、法護の生涯、法護伝中に見られる逸話、法護訳經の助効者等、法護の訳經研究の前程として考えられる彼の伝記の再構成を試みている。氏は、この論文以後も「訳經史研究序説」として、竺法

平川博士前掲書では、境野、常盤博士等の諸説を検討され、支謙の翻訳経として、道行般若經、般舟三昧經、首楞嚴三昧經、佛真陀羅經、阿闍世王經の四經を間違いのないものとし、さらに阿闍世王經等三經もほ

記等の文献を駆使して解明され、訳経歴については、訳経地の移動領域を明らかにされ、さらに法護訳經典の中で、後世に特に影響を及ぼしたと考えられる正法華經、維摩經、首楞嚴經、光讚般若經を指摘して、これらが晋代仏教發展のための重要な仏典となり、特に羅什の中国仏教史上の画期的事業達成の基礎固めを果たしたことを見明らかにされ、また法護の訳經を補助した門下の宣教活動にも言及されている。これらの研究に依りつつ、彼の訳經活動についてのべてみよう。

法護の生存年代には二説がある。これは彼の卒年が七八八才であること、終身訳出を行つたと伝記に記されることなどから逆算して算定されたものでわずかな違いはあるとしても、両説とも妥当と考えられる。

法護の訳經は、西晋の始め、すなわち二六七（泰始三）年の比丘尼誠経一卷を最初とし、晩年の普曜經まで、その訳經活動は約四〇年間続けられたことになる。その間、訳經地は固定することなく、「出九七c—九八a」には、「敦煌より長安に至るまで、道に沿うて伝訳し、写して晋文と為せり」と記し、敦煌から長安、洛陽の東西両都を幾度も往復している。この間の模様は塚本博士の前論文に詳細に追跡調査されている。^⑤この結果から考えられる彼の活動地域は、黄河流域地方に限定されるようである。

僧祐は、「出」の竺法護傳第七に、

獲る所の大小乘經は、賢劫・大哀・法華・普曜等凡そ一百四十九部なり。孜孜として務むる所、唯弘通を以つて業と為す。身を終るま

で訳写し、勞して倦むことを告げず。經法の中華に広流せし所以は、
護の力なり。^⑥

そこで、法護の訳經の総数について考察してみよう。後漢から西晋にかけて、前述の安世高・支識・支謙に比べて訳經数が格段に多いのは法護である。しかし、諸經錄の記載する数量にはかなりの相違がみられる。偉業を高く評価している。

そこで、法護の訳經の総数について考察してみよう。後漢から西晋にかけて、前述の安世高・支識・支謙に比べて訳經数が格段に多いのは法護である。しかし、諸經錄の記載する数量にはかなりの相違がみられる。

道安錄 一五四部（大正五五・九b c）

三寶紀 一二〇部（大正四五・六四c）

三藏記 一五九部（同九b c）^⑦

内典錄 一二〇部（大正五五・二四三a）

訳經圖紀 二一〇部（同三四a）

開元錄 一七五部（同四九六c）

貞元錄 一七五部（同七九四a）

「出」の一五九部は、道安錄に欠本であった隨權女經、阿差末經、無極寶經、阿術達經、等目菩薩經の五經を加えたものである。また「三」は、梁高僧伝の一六五部に、さらに四五部を加えて二一〇部と記載している。しかし岡部氏によつて、この内の約四〇經については、費長房によつて明らかに追加査定されたもので、全く根拠のないものであると報告されている。「三」にみられるこの急増現象は、^⑧「三」撰集の背景に、道教に対抗して仏教の偉大さを高揚するという意図があつたと考えられているが、その増加の内情は、安世高等に見られたと同様に、「出」の失訳雜經錄に分類されていたものを故意に

配当したものなのである。「内」「訳」は「宝」を踏襲しているが、

〔開〕は〔三〕の一一〇部の中から三八部を删除し、別に四輩經、太

子刷護經、菩薩說夢經の三經を新加して一七五經とし、「貞」はこれに負うている。常盤博士^⑩は、「開」の行った工作を重視しつつ、私案を加えて二〇一部を法護の訳經数と算定している。しかし岡部説を鑑みれば、明らかに〔三〕の一一〇部から四〇部を引いた一七〇部以上を考えることは不可能であり、たとえ「開」の新加の三經を考慮したとしても一七三部以上にはならないであろう。従つて「開」の記載数は、ほぼ妥当な数を算出しているに考えられる。ただし、塚本博士^⑪の見解のよう、法護に限つては「出」以後の經録をあまり参考しないで、法護の年代に最も近い「出」の説を重視するべきだとする説も無視することは出来ない。確かに、「出」においては、法護の訳經の訳出年代は、彼以前の安世高、支識等に比べて明記されている場合が多い。このことをもつてしても、法護に限つては、「出」の記述を重視すべきだといえる。しかし、これらの諸説を合わせ考えれば、彼の訳經数は、一五九部——七〇部前後に落ちつくことになる。もとより、これらの訳經のすべてが、当時存在したのではなく、「開」によれば一五九部の中、九五部が有本、六四部は欠本であつたし、「開」には九一部有本、八四部が欠本とされている、大正藏經には、九四部が法護訳として現藏するが、岡部氏は前掲の研究で、法護訳とすべき七五經をあげている。

以上のべてきたように、法護の当時としては破天荒の訳經活動によつて、晋—南北朝の仏教は飛躍的に発展し、さらに彼の訳經事業はそ

のまま教化活動につながり、華北仏教界を急速に開拓したものと推考される。

(註) ① 岡部氏は、從来の研究に、常盤大定「訳經總錄」、宇井伯寿「釈道安研究」、湯川形「漢魏兩晉南北朝仏教史」、バクチ Le Canon Bouddhique en Chine I、塚本善隆「肇論研究」、横超慧日「中國仏教の研究」をあげていて。この外に境野黄洋「支那仏教史講話上」、教理関係では藤堂恭俊「竺法護訳出經典にみられる心淨説」(印仏研五一)、玉城康四郎「中國仏教思想の形成」第一卷。經錄関係では、林屋友次郎「經錄研究」前編、同「異訳經類の研究」があり、岡部氏には、「竺法護の訳經について」(印仏研一一一號)、「訳經史研究」竺法護の訳經について(曹洞宗研究員研究生研究紀要第五号)、「訳經史研究序説」現藏中の竺法護訳の再検討(二、三)(前紀要第五、六号)がある。

② 「仏教史学」一二一。

③ 「中国佛教通史」所載。

④ 岡部氏は二三三一三一〇年、塚本博士は二三二一三〇九年とする。

⑤ 塚本博士は、經記等に基づき、その経過を(敦煌)→長安→敦煌→長安→洛陽→酒泉→長安とされる。

⑥ 梁高僧伝第一の慧皎の記述も大体は「出」に負うているが、「所獲賢劫・正法華・光讚等一百六十四部。孜孜所務唯以弘通為業。終レ身写訳勞不告勤。經法所傳以廣流中華者、獲之力也」(大正五〇・三二六〇)とあり經典名、經數に異りがある。

⑦ 「右六十四部凡一百一十六卷經今欠。合二件、凡一百五十四部、合三百九卷。……祐祐捨群錄遇護公所更得四部安錄先欠。今條入錄中安公云、遭亂錄散小小錯涉。故知今之所獲審是護出也。」とあり、道安錄には一五四部であったが、僧祐が阿差末・無極宝・阿術達等目菩薩の四經を追加し、一五九部としたと記している。(出九八a)の法護伝の訳經数が一四九部であるのは、單なる記録上のミスと考えられる。また梁高僧伝に一六四部と加増されている根拠は不明である。

⑧ 「竺法護の訳經について」(印仏研一一ノ二)。

⑨ 林屋「異訳經類の研究」二六頁。

(10) 前掲書六〇五頁。

(11) 「中國仏教通史」六〇八頁。

(2) 竺法護の風徳と行道

法護は偉大な訳経者であると同時に、また宣教者でもあつた。彼の訳経活動は、即教化活動につながつていたようである。伝記によれば、

長安青門外に寺を建て居住していた時には、僧徒数千人が彼に宗奉していたといふし、多くの在俗者も彼の徳望をたたへて帰依していたようである。彼の徳望の高かつたことは、法護伝中の一、二の逸話によつて窺い知ることができる。このことは、「出九七c—九八a」の法護伝第七、梁高僧伝卷一（大正五〇・三三六c—三三七a）、同卷七（三四七b c）、〔三六四c〕、「開四九六c—四九七a」、「貞七九四a b」等に出るし、湯用形（前掲書一五七—一六二頁）、岡部氏、塙本博士の研究にふれられているので、重ねてのべる必要はないと思う。ただし「出^②」、高僧伝^③によれば、孫興公が道賢論を製作して、竹林の七賢に比して、七高僧を列し、

護公の徳は物宗に居り、巨源の位は論道に登る。二公の風徳は高遠にして、流輩となすに足る。

と記すのははじめ、高僧伝、「開」には、支遁が法護を讃評したものとして「護公澄寂、道徳淵美」の言を綴つてゐる。これから推してみても、彼は大訳経家であるだけでなく、徳者としても高く評価されていたことが知られるのである。

ところで、このような彼の魅力、徳望を培つたものは何であったのであらうか。伝記は、彼の性格が天性純懿、操行精苦、篤志好学であ

つたこと。八才にして出家し、幼くして厖大な經典を読誦し、若くして發憤して西域に仏典を求め出で、遂に大翻訳事業を達成したと記す。しかしその生涯で、彼の禪定者としての一面もまた見逃がすことはできないであろう。しかし、彼の禪定実践の面を伝える資料は、遺憾ながら少ない。

玉城康四郎博士^④は、東晉時代以降、中国仏教は独自の思想を發揮し出したが、その理由は、仏教者が、ひたすら禪定に専念し、そこから新しい思想の展開が起つたと論究されている。そして仏教者の伝記を精査され、晋代仏教者を、義解→禪定型と習禪型の二つのタイプに分け、彼らの活動領域を明らかにされている。これは高僧伝の分類を踏えて考察されたものであるが、その中で、陝西省長安附近に居住した禪定者として、道安・道立に並べて、竺法護をあげられ、彼の禪定者の行跡として、晋の武帝の末に深山に隠棲したこと、長安の青門外に建寺し、精勤行道したことを指摘している。實際、法護の禪定実践を記録に留めるものといえば、この二事にすぎないであろう。

彼が深山に隠棲したのは、晋武帝の末とあるが、この隠棲時期の比定については議論が分かれる。岡部氏は、長安滞在期の一時期で、二八六—二八八年の間が穩當とされ、塙本博士は、訳経期のブランクの時期である二七三—二八四年の間とされている。いずれが適当であるかは速断しかねるが、岡部説の期間は、法護の訳経活動歴において、九經近い翻訳が行われている時であるし、塙本説の期間は、確かに訳経のブランク期ではあるが、武帝（即位二六六—二八九年）の末という伝記の記事に少しく躊躇を感じる。いずれにしても、二八九年に近い

一時期、短期間に行われたのではなかろうか。その地を塚本博士は終

南山方面と推定されている。隠居の原因、理由等は明らかでないが、ただ當時、漢族知識人の間には、隠棲者が非常に敬慕、尊敬される事

情があつたらしい。法護は、この隠棲期前後から、修行道地經をはじめとして、他の經典に混つて三昧經の訳出を行つてゐる。従つて、隠棲期は、彼に何らかの転換の機会を与へ、また、禪定に徹定した時期となつたのであるまいか。

彼の禪定者としての一面を知るのに、弟子の竺法乘の伝記中にある逸話は興味深い。これは「出九八a」の法護伝にみられるものである。閻中に甲族有り。大法を奉じて護の道徳を試みんと欲して、偽り往きて急に錢二十万を求むるむねを告ぐ。護未だ答え有らず。……長安の貴族が帰依するに先立つて、法護の道徳を試めそうとして、二十万の金額の借財を求めたが、法護は回答しなかつた。このあと伝記の示すところは、側にいた法乘が師の法護の心中を察知して、貴族が師の道徳を觀察しに訪れたことを見抜き、金額を与えた。翌日、この貴族は法護の道徳に感服し、多くの人々を從えて師の門下になつたといふ。ここにいう道徳とは、財貨に執着しない精神状態を指すものと考えられるが、玉城博士は、これを道力と理解している。道力は行道の実践によつて証得されるものであり、この逸話からも、竺法護の行道者的一面を知ることができるであろう。

(註) ① 後立寺於長安青門外精勤行道。於是德化四布声蓋遠近僧徒

千數咸來宗奉。(大正五五、九八a)

② 大正五五、九八a。

③ 大正五〇、三二六c。

④ 「中国仏教思想の形成」六頁。

(3) 竺法護と三昧經典

塚本博士は、法護の訳經の中で、後世に影響を与えた經典として四經を指摘されたが、この中首楞嚴經は、言うまでもなくインド初期大乗佛教に成立し、支那迦葉によつて最初に翻訳され、支謙、法護はじめ、白延、竺叔蘭、支施菴等によつても訳出されたと伝えられ、羅什訳のみが現存する代表的な三昧經である。首楞嚴經が中国初期の大乗佛教の受容に果した役割は大きく、それも法護訳が世に出てから、中国佛教界の識者の目をひき出したといわれる。ところで、法護にはこの經をはじめとして、多くの三昧經典の訳出があり、しかも他の翻訳家のそれ比べて、極立つて多いことが注目される。従来の研究には、このことに注意したものを見聞にして知らない。従つて法護の翻訳事業を論ずる場合、このことは看過することはできないであろう。

① 法護に三昧經の訳出が多いということは、当時から、すでに承認されていていたようである。「出六二b」には、作者未詳の漸備經十住胡名竹書叙第三がある。

護公、須頬經を出だす。見ずと雖も、恒に彥(竺法彦)の之を説くを聞く。張天錫、更に首楞嚴を出だす。故にまさに、先なる者よりも委しかるべし。元康七年十一月二十一日、沙門法護、長安の市西寺中に在つて、漸備經を出だすに、手に胡本を執り、訳して晋言を仰がば、弥遠からしむ。夫に諸方等無生、諸の三昧經類多し。此

れ公の所出は、真に衆生の冥梯なり。

漸備経は詳しく述べ漸備一切智德經という。十住十地經の異訳であるが、「開」に至つて大慧光三昧經と呼称される經典で、訳出には聶承遠、牟元信、沙門法度等の長安の人の協力を得たことが序中に記されている。そして、注すべきことは、序の作者をはじめとして、當時、法護訳に方等無生の經典類と三昧經典の多いことが通説となつていて、かに考えられることである。しかも、「三昧經類」というタームが、この当時存在したこと、すなわち、多出した三昧經を一つのグループとしてとらえることが行われていたことに注目しなければならない。

ところで、漸備経が、「開」で大慧光三昧經という三昧經典とされるようになつた裏には、逆に「出」のこの序文の影響が働いたとも推考されるが、このことは後述したい。また、「公の所出は、真に衆生の冥梯なり」と記されるように、法護の訳經は、人々にとつて救濟の手だてとして、待望讃仰され、教化に果たす役割が大きかつたことを知ることができる。

② 法護の訳經に關説したものとして、次に慧皎の梁高僧伝卷十一の習禪篇の記述が注目される。習禪篇には、「二十一人の僧伝があり、章末に習禪に関する編者の考え方のべられていて」。

ここには、まず初めに禪也（禪那 dhyāna）の概念を掲げ、老子を

引用して、禪の必要性を説き、さらに智度論の定慧に基づいて方便を行ぜられるという所説を示して、禪定の重要性を明らかにしている。

そして禪法が中國に伝來するのに先駆けて、安世高と竺法護によつて禪經が翻訳されたとのべている。

遣教東移して自り、禪道も亦授う。是より先世高・法護禪經を訳出し、僧先・曇燄等並に教に依りて心を修し、終に勝業を成す。故に能く内に喜樂を踰え、外に妖祥を折り、鬼魅を重嚴に擯け、神僧を絶石に觀る。沙門智嚴が躬ち西城に履み、罽賓禪師仏駄跋陀を請するに及び、更に業を東土に伝う。^①

ここにいう禪經とは、特定の禪經を指すのか、あるいは、一般の禪經類の意味で用いられているのであろうか。

安世高訳の禪經といえば、安般守意經、陰持入經、修行道地經等があげられ、法護訳の禪經といわれるものには、わずかに、修行道地經七卷をあげるに止まる。従つて、特定の禪經を指しているとすれば、二人が訳出した修行道地經を指したものと考えられよう。しかし、もしも、禪經が広い意味で用いられているとするならば、法護が翻訳した三昧經が禪經として理解していたとも考えられ、これらが、禪法の伝来に務め、しかも習禪僧に与えた影響が大きかつたことが認められていたことにもなるう。また禪定者にまつわる神秘性の問題は、三昧經の流布にもみられる。

③ 次に、「出」の中で、法護訳の三昧經に經序、經記が加えられたものが一、二伝えられている。これによつて、彼の三昧經訳出の状況を紹介してみよう。

その一つは、作者不明の出賢劫經記である。

賢劫經は、永康元年七月二十一日。月支菩薩竺法護、罽賓の沙門よリ是の賢劫三昧を得、手に執り、口に宣べしものなり。時に竺法友、洛（陽）より寄來す。筆者は趙文龍なり。其の功德の福をして十方

に流れしめ、普ねく遂に恩を蒙り、罪蓋を離れしむ……。^②

法護が訳出した經典は、彼自身が西域より将来したものが多いと考えられるが、賢劫經の場合は、罽賓の沙門を通して入手したようである。しかも、訳経の場所は訳出を手伝つた竺法友が洛陽から寄來したとあるから、洛陽以外の地である。彼の訳経歴から尋ねると二九七（元康七）年には長安で漸備經を訳していることから推して、賢劫經の訳出は、長安であったかとも推考される。

法護の訳經に從事したものには、三十余名の名があげられているが、この内、明らかに沙門であったのは三名で、その他の人は在俗信者が多かつたようである。^③ 従つて筆者の趙文龍は在俗者であったとも考えられる。本經の訳出によつて、多くの人々が福德を蒙り、教化されたとあるが、これなどは、法護の訳經が、そのまま教化宣教につながつた証左といえよう。また、支敏度作の合首楞嚴經記の末尾には次のように記されている。

勇伏定記に曰く、「元康元年四月九日。敦煌菩薩支法護、手に胡經を執り、口に首楞嚴三昧を出し、攝承遠筆受す」と。願わくは四輩をして、覽綜奉宣せしめ、異同の意を観ぜしめんことを。^④

この經序は、支敏度が支讖、支恭明、法護、竺叔蘭の四訳の首楞嚴經を校訂して、合首楞嚴經を撰述した模様を伝えるものである。勇伏定經は、法護が彼の訳經の最大の協力者である攝承遠の筆受をうけて、洛陽で訳出したものと考えられ、支敏度は法護訳等を手元において、その異同を検討したとのべている。以上の經序や僧伝の記述するところによつて、法護に三昧經の訳出が多いことが認められていたこと、

三昧經の訳出によつて、多くの信者が教化されたこと、彼の禪經の訳出が中国への禪法の伝来に貢献したことなどが明らかにされたと思う。

〔註〕① 大正五〇、四〇〇bc。
② 大正五五、四八c。

③ 固部氏「竺法護伝再構成の試み」一九頁以下。

④ 大正五五、四九a。

(4) 竺法護訳の三昧經典

そこで、次に法護の翻出した三昧經典について考察を試みることにしたい。大正藏經には、法護訳の三昧經、ただし經名に「三昧」の語の付けられた經典は七經ある。

等目菩薩所問三昧經三卷（大正一〇、華嚴部下）

仏說如幻三昧經二卷（同一二、寶積部下）

等集衆德三昧經三卷（同一二、寶積部下）

仏說如來獨証自誓三昧經一卷（同一五、經集部二）

文殊支利普超三昧經三卷（同一五、經集部二）

仏說弘道廣顯三昧經四卷（同一五、經集部二）

無極寶三昧經一卷（同一五、經集部二）

前章でのべた通り、現藏經中で三昧の語を有する經典は、安世高に三經、支婁迦讖に三經、支謙に二經、そして鳩摩羅什に三經、那連提耶舍に三經、それぞれ存在するから、法護訳は他に比べて多いことが明らかである。

そこで、これらの法護訳經典を調査するために諸經錄を検討する作業を行う内に、法護にはこれら七經の外にも、三昧經の名でよばれているものが数多く存在していたことが明らかになつてきたのである。

すなわち諸経録の記すものを、欠本經および経録の記述が明らかに誤まりであるものをも含めて数えるならば、実に一九經を数えることになる。もとより、道安錄を基準とし、これを繼承する「出」の記録に信をおく立場をとることは、法護の三昧經訳出の実態を知る上で、重要なかつ確実な前提ではある。しかし、ここではそれを前提としながらも、なおかつ、たとえ他の經録の記述に誤認があつたとしても、そのことにも注意を向けてみたい。それは、(3)で触れたように、法護に三昧經の訳出が多いことを伝える經記等の影響に基づく現象とも考えられるからである。

- ① 普超經四卷 二八六（太康七）年〔七b〕
- ② 宝女經四卷 二八七（太康八）年〔七c〕
- ③ 勇伏定經二卷 （欠）二九一（元康元）年〔九a〕
- ④ 賢劫經七卷 三〇〇（永康元）年〔七b〕
- ⑤ 如幻三昧經二卷 三〇三（太安二）年〔八b〕
- ⑥ 照明三昧經一卷（欠）三〇四（太安二）年〔八b〕
- ⑦ 無極寶經一卷三〇七（永嘉元）年〔八c〕
- ⑧ 阿耨達經二卷（三〇八（永嘉二）年）〔七c〕〔三六二b〕
- ⑨ 首楞嚴經二卷（訳出年代不明）〔七c〕

(10) 等集衆德三昧經三卷（不明）〔七c〕

(11) 般舟三昧經二卷（不明）〔八a〕

(12) 獨証自誓三昧經一卷（不明）〔八c〕

① 普超經 「出七b」に「一名阿闍世王品、安錄亦云う。更出阿闍世王經、或は三卷と為す。旧錄に云う。文殊普超三昧經。太康七年十二月二十七日出」とある。本經は支讖訳阿闍世王經と同本異訳である。ここにいう旧錄とは、「三六二b」は竺道祖の雜錄し「内二四〇b」は「見道祖雜錄一加三昧字」として「三昧」の加えられた点に注目している。

② 宝女經（大正二三、大集部No.399 宝女所問經）「出七c」に「旧錄に云う。宝女三昧經。或は云う、宝女問慧經。太康八年四月二十七日出」。〔法一二〇a〕〔三六二b〕〔仁一五九b〕〔靜一九〇a〕〔内二三三a〕〔訳三五三b〕は宝女經とするが、〔武三八三b〕は宝女問慧經の名をあげ、〔開四九三c〕は宝女所問經とする。

「出」に「旧錄云宝女三昧經」の旧錄とは、「三」に聶道真錄となり、常盤博士^①もこれをとっている。以上のことから本經は、一般には宝女三昧經の名称よりは、宝女經とされていたらしい。しかし宝女經は「開」にある宝女所問經の名で現藏經中に存する。宝女所問經は、卷三「十八不共法品」に、宝女に不共法を得るための三昧修習的重要性を説くが、これがこの經を宝女三昧經なる經名をもたらした由縁と考えられる。

③ 勇伏定經「出九a」に「安公云う。更出首楞嚴。元康元年四月九日出」といふ欠本とする。「三六二c」は、支讖・支謙・白延等訳

出の首楞嚴三昧經の同本異訳とし、これの第四訳とする。「出」の支敏度作合首楞嚴記の終りに勇伏定記を付し、支法護による訳出が明らかにされているが、訳出年時もこれによつたものであろう。

(4) 賢劫経(大正一四、經集部一、五〇)「出七b」に「旧録に云う。賢劫、三昧経。或は云う、賢劫定意経。元康元年七月二十一日出」とある。

旧録とは「三六二a」には、「趙文龍筆受……永康年出。見_三菩道真録」とあり、真録をさすかと考えられるが、筆受者趙文龍を示すのは「出」第七出賢劫経記(前掲)によつたものであろう。「法一七a」

「仁一五〇c」「靜一八二a」「貞七九二a」も「出」と同様に賢劫経の経名を用いるものが多く、賢劫三昧経の名を用いるものはない。

本経が賢劫三昧経とよばれたのは、経全体に禪定が重んじられ、特に第一巻全体に、了諸法本三昧が説かれることに由来すると考えられる。「三六二a」から別に麁陀劫三昧経があつた如くに記され、「内三三二c」等もこれを受けるが、「開四九四c」には「房等別_二」_三麁陀劫三昧経誤也」として、「三」の誤認を訂正している。

(5) 如幻三昧経 「出八b」に「旧録に云う。三卷太安二年五月十一日出」とあるけれども、「三六二c」には二卷或三卷と記すのみである。「開四九三c」は「第二出。或三卷、或四卷。与宝積善住意会等同本。見僧祐録」として他に何も示さないことから、常盤博士は、「出」の記述は後に付加されたもので、さらに本経は支施崙訳ではないかと推定されているが、岡部氏はこれに反対し、法護訳を支持されている。

(6) 照明三昧経 「出八b」に「太安三年一月一日出」とし、有本

の部に入れており、「武三九九a」には七紙あつたと記すから、当時は存在したと考えられるが、現藏中には欠本である。

(7) 無極宝経 「出八c」に「別録に載するも、先の安録に欠く。或は云う、無極三昧経。永嘉元年三月五日出」とある通り、道安録に無く、「出」は別録より採用したもので、「三六三b」には、「見_三菩道真録及別録」とする。「法一七b」には、本経と宝如來三昧経とは同本異訳であると記し、「開四九四b」はこれを受けている。諸経録とも異なる無極宝三昧経の経名を出している。

(8) 阿耨達経 「出七c」に「一名弘道広顕三昧経。旧録に云う、阿耨達龍王経、或は阿耨達請仏経」として三異名を記す。「法一七b」「仁一五六b」「靜一九〇a」「内三一四c」「武三九三a」は弘道広顕三昧経と阿耨達龍王経とは同本異訳とするから、當時、この二本は別経として存在したものであろう。しかるに、「三六二b」「内三三三b」は、「出」を受けて「永嘉二年三月出、一云阿耨達、一云阿耨達請仏、一云金剛定意、或無三昧字、凡四名凡十品」として、これは同本異名と考えたらしい。「開四九四c」「貞七九二a」は「一名阿耨達龍王所問決諸孤疑清淨品、亦名_三入金剛問定意経」。内典中別載_二阿耨達経誤也」として、同一経であることを強調している。これらの諸経録の記載に対し、岡部氏⁽⁵⁾は本来は一経であつたものが、次第に増廣、削略が行われ、その間に種々の異名が生じ、あるものは、同本異訳として流行したものであろうとされる。いすれにしても、「出」以降、弘道広顕三昧経の経名で経録に記載され、現藏中もこの名称が採用されているのである。

⑨ 首楞嚴經 「出七c」に「異出、首めに阿難言くと称す」とし、有本に掲げる。ただし、「出」第七の勇伏定記に、法護が本經を訳出したことを記すのは、先に述べた通りである。「法一九c」は、首楞嚴經に法護訳を含めた九經あることを記す。ただし「開四五c」は勇伏定經に同じとし、「出」「三六二c」の更出首楞嚴一卷は誤まりで、これを删除すべきであるという。本經については、欠本であり、資料が乏しいので結着はつき難い。

⑩ 等集衆德三昧經 「出七c」に「旧録に云う、等集衆德經。或は云う、等集三昧經」とあり、本經に「異名をあげているが、「出」以後、この経名は用いられていない。「法一七b」「仁五六bc」「静一九〇a」には、集一切福德三昧經と同本異訳となるが、「三六二b」「内二三三a」「武三九四c」には、集一切福德三昧經は異名とする。集一切福德三昧經は、羅什訳で現藏中にあり、明らかに同本異訳。従つて「三」等の記は誤認である。

⑪ 般舟三昧經 「出八a」に「安公録に云う。更出般舟三昧經」とあり、道安録に記載されたものであるが、欠本である。本經は「法一一五c」「仁五一b」等で、支讖訳般舟三昧經と混同された跡が窺われ、経録上からは、現藏中の支讖訳の三巻本がこれに相当するとも考えられている。^⑫

⑫ 独証自誓三昧經 「出八a」に「或は云う、如來獨証自誓三昧經」として異名を示すが、「法一一五c」等には如来自誓三昧經の異名を記す。また「開四七四a」には独証自誓三昧經を出し、さらに一世高訳自誓三昧經と同本、第二訳とする。

以上の一二經は、「出」において「三昧」語の付された法護訳の三昧經典である。この中四經は欠本であり、八經は現藏中に存在する。これらを見ると、普超經、宝女經、賢劫經のように「出」の中には異名として三昧の字を加えた経名を記すけれども、他の經録では、三昧経名が用いられなかつた例や、逆に無極寶經や阿耨達經の如く三昧を付けたものが、多く用いられた例がみられるのである。

⑬ 次に、「出」以後の經録で「三昧」が付加された經典について検討してみよう。

⑭ 漸備一切智德經一〇卷 二九七（元康七）年「出七c」

⑮ 宝施女經一卷（欠）（不明）「出八b」

⑯ 等目菩薩經二卷「出八c」

⑰ 超日明經二卷（欠）（一八六（太康七？）年）「出八c」「三

六二b」

⑲ 漸備一切智德經（大正一〇、華嚴部下235）「出七c」に「或は五巻、

元康七年十一月二十一日出」とあるが、これは前掲⁽³⁾の漸備經十住胡名并書叙の記述に従つたものであろう。「法一九c」等には、「華嚴經十地品、或は十巻、元康年」と記し、「三六二a」は、「元康七年出。是華嚴十地品、或五巻。見^三華嚴真錄」とし、「内二三三c」は、十巻で道安録・道真録に見るとする。しかし、「開四五a」に至つて「一名十住、又名大慧光三昧」とあり、本經が大慧光三昧經とも呼称されていたことが認められるのである。この經は、金剛藏菩薩が仏の威神力によつて大智慧光三昧に入り、菩薩の十地を説く内容のもので、「開」が、三昧經としたのは、これに依つたものと考え

られる。ただ、〔開〕は何故にこの経名を用いたかを明らかにしない。なお、本経の訳出年代は〔出〕に明らかで、三昧経の訳出順をいえば、

(3)勇伏定経と(4)賢劫経の間に位置することになる。

(14) 宝施女経 〔出ハb〕は、有本の部に記すも、経名をあげるのみである。ただし、〔法一一六a〕等は、「一名須摩提法律三昧経」と記す。〔三六三a〕〔内二三三c〕は、この三昧名を示し、攝道真

録に見るとする。本経は欠本であるが、常盤博士^⑦は、支謙訳法律三昧経の異本であろうと推考されている。

(15) 等目菩薩経 〔出ハc〕は「別録には載するも、安録には先きに欠く」とし、道安録に欠本であったものを僧祐が新たに追加したものである。本経は、「法一一五b」より等目菩薩所問三昧経の名で記載されたもので、〔三六二c〕には、「出」と同じく等目菩薩経と記すのみである。〔内二四〇c〕は、等目所問経ともいうとし、「武三七四b」は、「一名普賢菩薩定意経」ともいうと記す。〔開四九四a〕には、「一名普賢菩薩定意、或直云等目菩薩経、或三卷、是新華嚴十定品異訣。旧經無此品。見僧祐錄」とする。なお本経は、「出」の当時は欠本であったが、「仁」以降から紙数を示すことから、流入されたものであろう。現藏中には、初めに記したように、等目菩薩所問三昧経の名で収められている。

(16) 超日明経 〔出ハc〕は欠本の部に名を留めるのみである。

〔法一一七c〕に超日明三昧経一巻、晋太始年法護訳とし、垂承遠が重出するも、二経は同本異訣とする。〔三六二b〕〔内二三三a〕は「超日明三昧経三巻、第二訳。或直云、超日明経三巻太始七年正月訳。

初出或両巻。或直云「超日明経」。見「攝道真録」とする。訳出年を〔法〕は太始年〔三〕は太始七年とするが、これは太康七(二八六)年の誤まりであろう。

以上の四経は、それぞれ

漸備一切智德経 ↓ 〔開〕

宝施女経 ↓ 〔法〕以後

等目菩薩経 ↓ 〔法〕等

超日明経 ↓ 〔法〕以後

と「三昧」の語が加えられ、三昧経とよばれるに至るのである。と

ころで、現藏中の竺法護訳三昧經典については、以上の諸經録を検尋した結果みると、法護訳と記載され、承認されてきたものばかりである。岡部氏^⑧はこれら諸経が訳出上からみても、法護訳とみなしてよいとされている。したがって、法護訳の三昧経で現存するものは、十経である。

(17) 次に〔出〕以外の經録において、法護訳として認証された二經典、および法護訳と同本異訣經典が、他の訳者によつて三昧経として記録されているものについてのべてみたい。

(18) 定意三昧経一巻(欠)

(19) 駁陀劫三昧経七巻(欠)

(20) 定意三昧経 〔出三〇b〕第四(録下)の新集続失訳雜經録(有經目録)に記されるもので、「法一二四b」「静一九七c」には

十住斷結経として出ずとし、「三七四b」は失訳、「内二四九b」は、

〔出〕には失訳見有経本とする。ところが〔武三七四c〕には「右道安云、晋代竺法護訳、出僧祐錄」として、道安錄、僧祐錄を依所に法護訳と登録している。これは明らかに〔武〕の見誤まりである。

〔開五〇九c〕等は十住断結經の異名と記すだけである。

⑯ 犬陀劫三昧經 ①の④賢劫經にのべた通り、〔三〕が賢劫經の異名であることを誤まつて、独立経として存在するかのように扱つたものである。以上の二経は、経録作成者の単純な誤認から法護に託されたものである。

⑰ 維摩詰經 〔出一四a〕には、「支謙維摩詰二卷、竺法護出維摩詰二卷、同出刪維摩詰一卷、竺淑蘭出維摩詰二卷、鳩摩羅什出新維摩詰經三卷、右一經四人異出」とある。羅什訳が流行するなかで、法護訳はかなり重んじられ、「出五八bc」第八には支敏度作の合維摩詰經序があつて、本經の合本を作成、研究が行われた過程が記されている。ところで、いずれの経録をみても法護訳維摩詰經を三昧經とするものはないが、支謙訳は〔開四八八a〕に至つて、仏法普入道門三昧經の名でもよばれるようになる。羅什訳もこの名でよばれることはないから、支謙訳に限つて用いられた名称なのである。内容的にも、三昧經の典型ともいわれるべきものであろう。この外にも、支謙訳月明童子經は、月明菩薩三昧經〔出六c〕といわれ、法護訳月明童子經と経名が全く同一なことから、全然別系統の内容のものでありながら、経録者に紛らわしく、誤認された形跡がみられる。

以上、法護訳の三昧經典を①〔出〕に「三昧」経名を挙げるもの、一經、②〔出〕以後の経録に「三昧」の付けられたもの四經、③経録

上の誤解に基づいて、法護訳に託されたもの等三經、合計一九經を三類に分けて論じてきた。現藏經にあるのが、七經であるのに比らべれば、経録では約三倍弱の法護訳三昧經が記載されていたことになる。従つて、経序の記述に承認された通り、法護に三昧經の訳出が多いことが明らかとなり、しかも、諸経録の記録の中で、これらが次第に増加していく事実を知ることができたのである。

ところで②の〔出〕以後、三昧經となつた四經、さらに前述①の一二経の中の普超經、宝女經、賢劫經、無極寶經、阿耨達經の場合も含めて、何故に「三昧」が付けられたのか、その理由は明らかではない。漸備經等の四經の場合、「三昧」が加えられたのは、〔出〕以後の経録であり、年代的に下ることから推せば、梵本に *samādhi* の語があつたためとは到底考えられない。とするならば、このような現象をどのように理解すればよいのであろうか。第一に外的な理由として、三昧思想に関説した經典を三昧經と呼ぶ時流が、当時に存在したのではないかということである。このことは支謙の場合にもあてはまるであろう。第二に、内的な理由としては、次のようなことが考えられる。

経録編纂者が、法護には他の訳経者に比べて三昧經の訳出が多く、そのことを経序・経記等が記述しているので、これに信をおくあまり、法護に仮託したのではないかということである。安世高の場合も、三昧經が彼に仮託された理由には、彼が禪經訳者として著名であったという事情が作用したと考えられよう。いざれにしても安世高が禪觀派の禪修観行者が輩出している背景を考えれば、三昧經が多出される理

由もおのづと首肯される。またこのような三昧經の多出現象は、中国仏教の經典愛容の一面を知る上で、改めて注目されるべき問題である。

- 〔註〕① 「訳經總錄」六三九頁。
- ② 同六六一頁。
- ③ 同六三四頁。
- ④ 「訳經史研究序說」第二。
- ⑤ 同第三。
- ⑥ 平川彰「初期大乘佛教の研究」一一三頁。
- ⑦ 前掲書六五七頁。
- ⑧ 前掲書第二、三。

(5) 三昧經典の影響

三昧經典が、中國仏教者に与えた影響としては、どのようなものがあるか。魏晉の頃、いわゆる大乘禪系といわれる人々に流行したと考えられるものに、首楞嚴經、光明三昧經、慧印三昧經がある。

首楞嚴三昧經は、四本の訳本が出て支敏度による合註本が出、羅什の新訳本が出て大いに研究された。本經の經序、經記は「出」に四本伝えられている。この中、作者未詳の首楞嚴三昧經注序（大正五五、四九c）には、首楞嚴三昧について説明し、支道林がこの三昧に深い関心を示していたことを記している。この外、高僧伝にも本經の講述と読誦について記するものは多い。^①

光明三昧經は、支譯光明三昧經、同本異訳の支曜譯成具光明定意經があり、極めて大乗空觀の主張の強い經典であり、般若學を重視する大乘禪の意にそるものであつたようである。道安は成具光明經一卷

を一万言闡誦していたと伝えられる。^②

支謙訳慧印三昧經には、その伝持に纏まる興味深い伝説が經序に残されている。「出五〇b c」第七の王僧孺撰慧印三昧及濟方等學二經序讃に、広州南海郡の何規という者が薬を求めて深山に入ると、年八、九十ほどの不思議な老人と巡り会つた。そしてその老人から、建安王に一經典を託され、

此の經若し至らば、宣しく三七日の宿齋を作すべし、若し齋法を曉らかにせざれば下林寺の副公に問うべし。副法師は戒行精苦、恬憺無為にして、嗜欲を遺て豪賤と等しく、蔬藿自ら充たし、禪寂怠ること無し。

と伝え置いて、忽ち姿を隠してしまったという。開いてみるとこの經が慧印三昧經であり、經旨は至極法身無相を体とするものであるという。この記述には三昧經の流布に、神秘的なものと結びついていたことが窺い知られる。支道林は高僧伝第四に、^③

早く非常の理を悟り、余杭山に隠居し、道行之品を深思し、慧印之經を委曲す。

と記されるように、首楞嚴三昧經と同じく、この經にも関心を寄せていたようである。このほか、三昧經として注目すべきものに般舟三昧經あるが。本經が東晉以降の中國淨土教に与えた影響は特筆すべきものである。

法護訳三昧經の中で、後世に影響をもたらした經典としては、首楞嚴三昧經があげられている。前述したように、彼の訳經事業と教化活動は晋—南北佛教に大きな足跡を残したようであるが、法護訳の三

昧經典は当時の禅定者、思想家にも影響を与えていた。玉城博士は釈道安に与えた法護訳三昧経の影響に関説され、法護訳の等目菩薩所問三昧経、漸備一切智徳経、如来独証自誓三昧経と他の法護訳經典をあげ、これらの經典によつて道安思想の基調である禅定→般若→解脱の実践的行的路線が形成されたと論ぜられている。法護訳の三昧經典が一般民衆と禅定仏教者等にもたらした影響については、さらに検討を要するものであり、今後の課題にしたいと考えている。

〔註〕① 講注したものに、帛遠（大正五〇、三二七b）、釈弘充（同三七六a）、釈寶亮（同三八一c）、誦經には釈僧密（同三九九c）、釈法慧（同四〇八c）等がある。

② 大正五〇、三五一c。
③ 同三四八b。

④ ③ 「中国仏教思想の形成」四八一頁以下。

〔昭和五〇年三月三十日記〕

なお本稿は、共同研究「三昧經典の基礎的研究」（代表者宮林昭彦、佐藤成順、小沢憲珠、大南竜昇）の研究成果の一部である。

法然教学の基礎的研究

—語録述作の年次・事情について—

坪井俊映

一はじめに

現今、法然上人の著書消息文（語録）といわれるものが多く伝えられているが、これらには異本が多く、ものによりて内容の出没、増広、改変が激しく、同名別本とも思われるものが見られる。かかる異本別本が多く見られるということは、日本の各宗祖師の中で特異なものであつて、たんに伝承し、書写している間における写し誤りというだけでなく、法然の滅後に門下は分裂して五流六流乃至は十五流に分かれ、異義が続出したことに深い関係があるようと思われる。したがって、法然教学の研究には現在伝わっている異本を比較検討して語句の出没増広改竄の後を調べて、正しい上人の語録の検出が必要であるとともに、さらに上人滅後まもなく、名を法然に借つた偽書が既に横行したことに関連して、現存のものに対する真偽の検討もゆるがせにすることはできない。

現在、法然上人の著書消息文は了慧の『和漢語灯錄』によると、十八卷五十二章にまとめられ、石井編の『法然上人全集』には八輯二六九篇に収録されているが、法然上人の真筆として現存するものが少な

いところより、全語録の々についての検討はまことに容易ならざるものがある。法然上人の語録の中で、述作年次の明確なものは少なく、そのほとんどが、いつ頃のものかあきらかでない。上人の念佛の教えがひろく社会に注目されるようになったのは、大体大原談義（五十二歳）以後のことと思われるから消息文等はほとんどそれ以後のものと考えてよいであろう。しかし、上人には大部の著述なく、代表的な著作とされる『選択集』のごときも藤原兼実の求めによつて述作されたものであり、消息文の多くは弟子または帰依者の依頼によつて書かれたものであつて、上人自からが筆をとつて自身の説く念佛往生義を組織的に著作されたものはない。ほとんどが人々の求めによつて書かれたものであつて、いわゆる対機説法的なものばかりであるから、その間において一見矛盾するがごとき教説が見られて、いづれが上人の真意なるや疑がわしめるものがある。

このように法然上人の語録の研究には種々の問題があるが、戰後になつて宗内外の学者によつて諸方面より上人の語録の研究が盛んになり、多くのすぐれた研究成果を見ることができる。よつて、いま法然教学を研究するにあたりこれら先輩の業績を整理して(一)『法然上人全

集』に関するもの、(二)『醍醐本・法然上人伝記』、『西方指南抄』、『和漢語灯録』に関するもの、(三)著作消息文の々に關するものに三分して、述作の年次、その事情等について簡単に記述して、併せて諸先学の研究成果を記して今後の研究の資にせんとするものである。

なお、法然上人の語録に関する先学の研究論文、著作に多くのものがあり、筆者には未知のすぐれたものもあり、また見落したものも多々あることと思われる。足らざるところは、これに追加されんことを切に希望するものである。

二 法然上人全集について

現在、法然上人の著作語録を集録し刊行したものに石井教道編『昭和新修法然上人全集』(昭和三十年、初版)と黒田真洞・望月信亭編の『法然上人全集』(明治三十九年、初版)の二部があり、このほかに大正大藏經、淨土宗全書等に収められているが、単行本としてはこの二部のみである。そのうち黒田望月編のものは、漢語灯録が宝永開版、和語灯録は正徳開版のもの(義山の校訂出版)によつて編纂されているが、石井教道編のものは『醍醐本・法然上人伝記』、『西方指南抄』(親鸞写)、元亨版『和語灯録』、『古本漢語灯録』その他金沢文庫所蔵の古写本等の古い写本・版本を底本として、それに他の版本古写本を比較校合して編纂されていて、義山が校正出版した宝永版・正徳版の和漢語灯録は比較校合の資料として用いられていて、古写本、古版本を中心にして集録されている。それでこれによつて法然上人の語灯録の比較的古い形態を知ることができるばかりでなく、詳細

な異本の校合が行なわれているために、異本の特色を知ることができて、斯学の研究上まさに貴重な資料を提供されたものとして、その業績は高く評価さるべきものである。しかしながら編集にあたり法然上人当時に近い古写本であり、古版本であるという理由だけで、これを底本とし用い、その価値及び伝承をかえり見ないところに本全集を取り扱う上に充分の注意を要する。

法然上人の門下は滅後、五流または六流に分派し、異義闇菊の美を競う有様であった。これらの分派分流した各流派においては決して自流は法然上人の教えと異なつた異義異説を説くものとはしていない。いずれの流派においても自流こそ法然上人の嫡流であり、正統を伝えたものであると自負していて、他の流派こそ異義異説であるとしている。

その例を出すと、聖光房弁長の門流によつて編集されたといわれる『四十八卷伝』は、法本房行空、成覚坊幸西、覺明房長西について『この三人隨分名譽の仁たりといへども、上人の冥慮はかりがたきによりて門弟の列にのせざるところなり、見ん人あやしむことなけれ』といつて、門下より擯斥しているが、覺明房長西の門流の徒は決して自流は法然上人の教えと異なつた異端を説くものとは考えていない。

長西の門人念空道教の『諸行本願義』及び『二十願決疑問答』(作者不詳)によると、法然上人は『無量寿經疏』において諸行往生を認めているといって、第二十願を諸行往生願とすることは法然上人も説くところであるといい、また善導は『觀經疏』において「弥陀本誓願極矣之要門 定散等回向 速証無生身」と説いて諸行往生を説くとい

つて、善導法然ともに諸行往生を説くものであり、長西門流は法然のかかる教説を布衍するものであるとしている。そして『選択集』は第十八願の意にもとづいて説いたものであるから、諸行本願の考えは見られないが、法然の『無量寿經疏』善導の『觀經疏』によると諸行本願の教旨があるといって、決して異義を説くものとはしていない。

しかのみならず、入阿の『觀經疏頤意抄』によると、称名一行を専修といい、自余の万行を雜行と名づけて、諸宗の高僧を十三の過失を行ずるものとし、また顯密の妙行を「千中無一」の雜行に撰することは謗法罪を犯すものであり、墮地獄の業であると非難している。

さらに親鸞は『教行信証文類』の後序によると、元久二年（三十三歳の時）法然上人より『選択集』を相伝されたといって、内題の「選択本願念佛集」と、「南無阿弥陀仏 往生之業念佛為本、釈綽空」の二十四字を上人は真筆をもって筆写されて賜わり、選択集の書写を許されたばかりでなく、上人の真影を図画したところ上人は真筆をもつて自からこれに讚をして「南無阿弥陀仏 若我成仏十方衆生……必得往生」という往生礼讃の文を書いて賜わったといつて、法然上人より最も深い信頼を受けたものであるという自負の念を示している。

これは法然門下における一、二の例にすぎないが、しかし、法然の門人はいざれも自分こそ法然上人より深い信頼をうけたものであり、正義を伝えたものであるという自信をもつていたと考えられる。

上人の門弟が師法然上人の教えをうけて、これを説きひろめる場合に、上人の教えが極めて簡潔であるために、自己の理解（己証）が加わって異なる教説を説くようになり、ここに異流が生ずるに至った

と考えられる。この自己の理解をえたという例に証空の西山義が見られる。西山深草派の円空立信の『玄義分深草鈔』によると

「サテ先師ノ常ノ物語ニハ 我所立ノ法門ハ専ラ故上人（黒谷ノ御事也）相承ノ外ニ別ノ秘曲ナシ 但シ其ノ大旨ヲ得テ委細ノ料簡ヲ加ヘタル事ハ我稽古ノ功ナリ」

とあつて、証空の説く法門は、法然上人より相承した教えを説くのであるが、上人滅後における修学によって、上人の教えに料簡を加えて自己の法門にしたといって、上人の教えに証空自身の料簡を加えたことを述べている。

かかる例はいずれの門弟においても大なり小なり見られるものであつて、ここに異義の生ずる原因があると考えられるが、そのため上人の著書語録を書写する場合に自流の考えに都合良きように改竄、増補が行なわれたのではないかと思われるものが見られる。

親鸞上人が相伝したとされる『選択集』には巻頭の文が「往生之業念佛為本」とされているばかりでなく、第八、三心篇において説く善導の至誠心釈に対しても独自の訓点をつけて、『教行信証文類』と同じ読み方をするごときこの例であり、また昭和新修『法然上人全集』において底本とされている『三部經大意』は金沢文庫所蔵の古写本であつて、法然上人滅後四十二年、即ち建長六年（一二五四）五月十五日平針郷新善光寺にて書写されたものである。これは三祖良忠上人の門人良聖の所持本であるが、この『三部經大意』は至誠心釈について左のごとき釈義をほどこしている。

「此ノ至誠心ハ広ク定善ト散善ト弘願トノ三門ニ涉リテ釈セリ、コ

レニ付テ總別ノ義アル可シ、總者自力ヲ以テ定散等ヲ修シテ往生ヲ願フ衆生心ナリ、別者他力ニ乘テ往生ヲ願スル至誠心ナリ、⁽³⁾ 其故ハ疏ノ玄義分ノ序題ノ下ニ曰ク……何況一分ノ惑ヲモ断セサラム罪惡生死ノ凡夫 イカニシテカ 此真實心ヲ具スヘキヤ 此故ニ自力ニテ諸行ヲ修テ至誠心ヲ具セムトスルモノハ専ラカタシ、千カ中ニ一人モナント云ヘル是也_{云々}

とあり、この文は正徳版、元亨版和語灯籠にはなく、金沢文庫本と正嘉二年（一二五八）書写の高田専修寺所蔵本にのみ存する文である。法然上人全集は金沢文庫本を底本として、他の異本と校合しているが、至誠心に自力の至誠心と他力の至誠心をあかし、自力の至誠心を具するものは千中無一というがごときことは、他の法然上人の語録には見ることのできないものである。したがって、かかる説がはたして法然上人の真説なりや、否やについて充分に研究する必要があるばかりでなく、金沢文庫本と高田専修寺本にのみあるということは、門下のある流派にて伝承されている間に増補改竄が行なわれたのではないとの疑問も生ずるのである。

さらに『醍醐本・法然上人伝記』を見るに、これは法然の門人勢観房源智の見聞を中心として門弟の集録した法然上人の語録の第一回の集録として重視されるものであるが、その中に收められる「三心料簡」以下二十七の法語についてその内容を検討して見るに、初めの三心料簡事、白道事、阿弥陀經一心不亂事、善人尚以往生況惡人乎事の教義がはたして法然上人の真説なりや疑いなきを得ない。

したがつて、この『醍醐本・法然上人伝記』に收めらる三心料簡以

下の法語が上人門下のいかなる流派によつて伝持され、その伝持の間において書写されるにあたり意識するとせざるとにかかわらず、かなりの増広改竄挿入があつたのではないかと考えるのである。したがつて法然上人在世時代に近い古写本であり、古版本であるという理由のみによつて、上人の真説を誤りなく記述したものであり、後世のものには誤りがあり、改訂があるとするとは敵に譲しむべきことである。しかしながら昭和新修『法然上人全集』によつて上人の語録の古形態を知ることができればかりでなく、異本との校合によつてその特色を把握することができることは、斯学の研究に大きな光明を与えられたものであつて、その業績は高く評価すべきものである。

三 『醍醐本・法然上人伝記』、『西方指南抄』、 『和漢語燈錄』について

法然上人の著書、消息文を集録したものに

(一)『淨土依憑經論章疏目録』(長西録) (覺明房長西撰)。(二)『醍醐本・法然上人伝記』(編者不詳)。(三)『西方指南抄』(親鸞集)。(四)『黒谷上人語燈錄』(望西樓了慧集)の四種がある。

これは法然上人の門弟 覚明房長西の集録した淨土教関係の目録であつて、これには黒谷の著として次のものがあげられている。

『無量寿經疏』 一卷
『觀無量壽經疏』 一卷

『阿彌陀經疏』 一卷

『阿弥陀経懺法』一卷

『往生要集料簡』一卷

『淨土初学鈔』一卷

『選択念佛集』一卷

『淨土五祖伝』一卷

以上の八部八巻の著作のあつたことを伝えているが、そのうち『阿弥陀経懺法』一巻は早くより散佚したためか、その後の目録に見ることができない。その他のものは幸いにも現存している。しかしこの長西の目録は浄土教全般についての目録であつて、法然上人にかかる著述があつたことを記述するだけあり、法然上人の著作のみを特別に集録したものではない。しかし法然上人の直弟が集録したものであるから最も信頼に足るものである。

二、『醍醐本・法然上人伝記』一巻（著者不詳）
これは京都の醍醐三宝院に所蔵されている法然上人の伝記であつて、他の上人伝と区別するために『醍醐本・法然上人伝記』と呼ぶ、本書は醍醐寺第七十九世の座主義演准后（寛永三年一六二六寂）の書写にかかるものである。内容は六篇よりなる。

第一篇 一期物語と題し、上人の物語二十条を集めらる。

第二篇 禅勝房の間に答えたものであつて、総計十一問答が収められている。

第三篇 三心料簡事以下およそ二十七条の法語が集められている。

第四篇 別伝記云と題して、上人の略伝を収めている。

第五篇 御臨終日記と題して、上人の臨終における靈瑞を記す。
第六篇 三昧発得記であつて、上人が自から発得された三昧のこと

を記述されたものである。

本書の成立について先学の間に種々の説が見られる。

●これは字画訓点等はすこぶる古体を伝えているために鎌倉時代の古写本によつて筆写されたものであろう。法然上人の滅後およそ三十年頃、弟子の勢觀房源智の見聞を主とし、かねて諸弟子のあいだに伝えられた諸種の伝記をあつめたものであろう。これには了慧の『和漢語灯錄』に集録されていないものがあり、内容より見て法然上人滅後における第一回の上人の遺文を集録したものとして貴重なものである。（望月・解説）●この醍醐本の記事は『選択要決』（源智述）にも多く通ずる箇所があり、雑然として整理されていなかつたものを法然上人滅後三十年頃、勢觀房源智の弟子宿蓮房によつて六篇に整理編纂されたのである。（三田・法然諸伝の研究）このように法然上人の語録や伝記類が結集編纂されたのは醍醐本が最初であろう。（三田・法然諸伝の研究）●この醍醐本が法然上人の諸伝の根幹をなしているものであつて、『源空聖人私日記』は醍醐本より後の成立と見られ、親鸞の『教行信証』の成立より先行するものである。（三田・法然諸伝の研究）

●この説に對して『一期物語』（醍醐本）が『源空上人私日記』の影響を受けつつ聖道門的色彩を排除せんとするものであるから『一期物語』（醍醐本）の成立は私日記以後であろう。（田村・法然上人伝の研究）といふ。●『醍醐本』の内容について第三篇の三心料簡事、自道事、阿弥陀經一心不亂事、善人尚以往生況惡人事の四項は内容より見るに

長榮寺隆寛の『具三心義』『散善義問答』の説と同じであるから、この三心料簡以下の二十七法語は隆寛のものではなかろうか。（坪井・印仏研四九号）

三、『西方指南抄』 三巻

（親鸞写）

これは親鸞が法然滅後四十五年即ち康元元・二年（一二五六・七）

にわたって書写したものであつて、書写年次は左の通りである。^⑤

上本 康元元丁巳正月二日書之

上末 康元元年丙辰十月十三日書之

（朱書き）康元元歲正月一日校之

中本（朱書き）康元元年丁巳正月二日校之

中末 康元元年丙辰十月十四日書写之

下本 康元元年丙辰十月卅日書之

下末 康元元年丙辰十一月八日書之

この書写年次を見てもわかるように「上末」に初まり「上本」で終つて、卷序を追つて筆写したものでない、現在高田派専修寺に正副二本が所蔵され、正本は親鸞の真筆であるが、副本は門弟覚信の書写本であつて、ともに国宝（昭和二十九年）に指定されている。本書には総計二十八章が収められている。即ち

上巻 法然上人御説法事 建保四年公胤夢告の一巻

中巻 三昧発得記以下の十一部

下巻 念仏の事御返事以下の十五部

本抄が親鸞によつて集収され書写されたことについて、古くより疑

いをもたれ、慶証寺玄智は『淨土真宗教典志卷』^⑥において、

「大谷親鸞上人は源空上人の法語行状等およそ二十四章を集録す、或いは疑う、此抄は宗祖の手に出づるにあらず、今いう、編者は眞偽をあえてこれを論せず」（原漢文）

といつて疑問をいだいているばかりでなく、親鸞の自著の中に一ヵ所も『指南抄』を引用するところがなく、また後世の真宗学匠も学説の典拠に引用していない。永正十七年（一五二〇）の憲俊の目録に初見し得る程度である（石井・法全序）ましてこの抄は寛文元年（一六六一）に初めて京都五条にて開版したものであつて、親鸞没後四百余年にして初めて世に出されたことは奇異とすべきであり、（望月・法全序）また『和漢語灯錄』の編集者了慧がこれについて一語もいわず、まして親鸞が八十余の老齢をもつて自から遺文の集収整理にあたったことについても疑問がある。（望月辞典）●親鸞滅後七百年近くのあいだ親鸞の存在が知られず、真宗の学匠もこれについて余り論ぜない点について疑義がもたれるが、しかし寛文開版以前に一、二の寺院にて秘蔵せられてひろく世に流布されなかつたようである（真宗大辞典）しかし現存の国宝『西方指南抄』三巻は親鸞の親筆であるとしても、はたして親鸞が編輯して書写したものか、編輯者は別で親鸞は単に書寫しただけのものであるかは明確な結論を出すに至つていらない●しかし筆跡と奥書によつて『西方指南抄』は親鸞みづからの編集になつたものであり、専修寺に蔵する真筆本は聖人の自筆稿本と認定したい（親鸞全・解説）●この説に対しても『西方指南抄』の原本は新黒谷山内にあつた松林房に所蔵されていたのであろう。この『西方指南抄』なる名

称は親鸞が名付けたものと考えられる（三田・日本文化と淨土論巧）●『西方指南抄』は法然門下のだれかによって編集されたものを親鸞が転写したのが、現存の真筆『西方指南抄』であろう（宮崎・真宗書誌学研）●真筆の研究により「西方指南抄上本」とあるのはもと「西方指南抄曰」とあつたものを後になつて誰かが「曰」の字を抹消して「上本」と書きあらためたものである。法然の語録を集めて「西方指南抄」と名づけていたものを親鸞が取捨選択をして筆写したものが現存の真筆『西方指南抄』であろう（平松・日本文化と淨土教論巧）●法然全集に収める『遺空阿弥陀仏書』（漢語）に「指南抄曰」として空阿弥陀仏への書簡を載せているが、この文は現存の『西方指南抄』にはない（石井・法全序）から親鸞の書写は全部でなく取捨を加えて筆写したのであろう。

四、『黒谷上人語灯録』十八卷 了慧編

法然上人の滅後六十二年、即ち文永十一年（一二七四）に望西楼了慧によつて収録編纂された『漢語灯録』十巻と、これに統いて編纂して翌文永十二年（一二七五）正月に完成した『和語灯録』五巻がある。そのち、これに漏れたものを集録した『拾遺黒谷語灯録』三巻がある。漢語とは漢文体で書かれたものであり、和語とは和文体のものである。『拾遺語灯録』三巻のうち、初めの一巻は漢語であるが、後の二巻は和語であるから、これを合わすと『漢語灯録』十一巻、『和語灯録』七巻となり、総計十八巻に数えられる。この和漢語灯録を集録する理由について、了慧は序文に、

「吾が祖黒谷上人あり……淨土の宗門はじめて本朝に開き、称名の音声、闇國に洋々たり、然るに門徒の中、異説紛々としておのおの師説と称し、互いに是非を争い、金輪弁し難く、岐路迷いやすし、予、百歳の下に生れて、忝くもその流れを把む、自からその任に当らざることを知るといえども、しかも敢て祖教を守成せんと欲す、それ幸に遺文のあるあり、集て以て亀鏡に備えんと欲す云々」（原漢文）

とあつて、法然上人の門下に異説がさかんにおこり、おののおの自説をもつて法然上人の真説なりと称するために、法然の遺教を守り末代の鑑みにせんために集録したものであるという。そして集録について、『拾遺和語灯録』の末尾に記す識語に

「およそ二十余年のあいだ、あまねく花夷をたづね、くはしく真偽をあきらめて、これを取捨すといへとも、なをあやまる事おほからん、後賢かならずただすべし、又おつるところの真書あらば、この拾遺に統くべし」

とあって、二十余年の間かかつて収集し真偽を確めて集大成したものであるという、漢語灯録の内容は

第一巻 『無量寿經』

第二巻 『觀無量壽經』

第三巻 『阿彌陀經』『如法書寫法則』『如法念佛法則』

第四・五巻 『選択本願念仏集』本末（別に印版本あるために略す）

第六巻 『往生要集大綱』『同略料簡』『同詮要』

第七・八巻 『逆修說法』

第九卷 『淨土五祖伝』『善導十徳』

第十卷 『淨土宗略要文』『淨土初學鈔』『諸遺誠文』(三通)『遣

北越書』『諸方答書』(二通)

拾遺卷上(漢語) 『三昧發得記』附『夢感聖相記』『淨土隨聞記』

附『臨終祥瑞記』『答博陸問答書』

和語灯録の内容は

第一卷 『三部経釈』『御誓言書』『往生大要抄』

第二卷 『念佛往生要義抄』『三心義』『七箇条起請文』『念佛大

意』『淨土宗略抄』

第三卷 『九条殿下の北政所へ進する御返事。』『鎌倉の二位の禅尼

へ進する御返事。』『要義問答。』『大胡太郎へつかはす御返事。』

第四卷 『大胡太郎の妻室へつかはす御返事。』『熊谷の入道へつかはす御返事。』『津戸三郎へつかはす御返事。』『黒田の聖へつかはす御返事。』『越中の光明房へつかはす御返事。』

『正如房へつかはす御文。』『禪勝房にしめす御詞。』『十二問答』『十二箇条問答。』

第五卷 『一百四十五箇条問答。』『上人と明遍との問答。』『諸人伝説の詞』附『御歌。』

拾遺卷中(和語) 『登山状。』『示或人詞。』『津戸返状。』『示或女房法語。』

拾遺卷下(和語) 『念佛往生義』『東大寺十問答』『御消息』(四通)『往生用心。』以上(四)

このように『漢語灯録』は二十篇、『和語灯録』は三十二篇、総計五十六篇を集録している。

この和漢語灯録のうち『和語灯録』は編集者了慧の在世中に印行されたが、『漢語灯録』の方は永く出版されなかつた。宝永二年(一七〇五)になりて知恩院四十二世白誉至心が義山に命じて、善本によつて対校訂正して出版した。これが『漢語灯録』刊行の初めである。この義山が対校に用いた善本とは、かつて下總鎧木光明寺良求が建武四年(一三三七)七月に了慧の集録した語灯録の草稿本十八巻を入手し、同門の老宿四・五人と治定し、一本を写して金沢称名寺文庫に収めたものであつて、そののち、これが伊豆の薬王山寺に伝わつていたものを借用して校訂に用いたという。かくして刊行されたものが宝永版『漢語灯録』であつて『淨土宗全書』に収められるものである。

このほかに真宗大谷派の碩学慧空が元禄七年(一六九四)に書写したものがある。『淨土真宗教典志』の著者玄智はこれを古本と呼び、義山が校訂して出版したものを新本と呼んでいる。

この新古両本を比較すると出没がかなりあり、古本は比較的古い形態を伝えているから義山の新本より原初的と思われるが、しかし文章表現に難渋なところがあつて読みにくく、義山のこの校訂について『真宗教典志^⑤』の玄智は、

「刪補縱横にしてほとんど旧制を失う……惜いかな、吉水居多遺文、一に鎮徒の手を経て空しく鎮家の私書となり了る、また吉水の書にあらず」(原漢文)

と批評している。しかしながら『古本漢語灯録』の第一、三、八、七、

十巻の奥書を見るに、本書は貞応三年（一二二四）以降、諸處において書写伝持され、ことに第七巻の末尾には

「写本者義山公自三輪借出一本 再以ニ尊院之藏本校レ之 今以彼校本写レ之畢 元禄十一年八月写比巻校 恵空」

とあり、また第十巻の奥書には

「此巻書写元禄七年戌極月九日之夜功畢 根本和州三輪之本 書写 之後以ニ尊院之藏本校合之 今写本良照和尚本也 墨付 三十九丁 主惠空得岸」

とあり、この両奥書によると義山良照が大和三輪に伝持されていたものを借出して書写し、二尊院本と対校したものを、さらに恵空が筆寫したものであることを知る。

義山は近世中葉にあらわれた浄土宗学者であつて、宗典の集録、校訂、開版に大きな業績を残した人であるが、この『漢語灯録』について見るに古本、新本ともに義山の手になるものであることが知られる。しかしるに義山は改訂した新本を刊行し、古本をかえり見なかつたのは、法然上人の語録の普及に関心があつたためであろう。読みにくい難渋な古文の刊行よりも、読みやすい改訂本にして普及をはかったのである。古文の学問的価値よりも宗書の普及による祖意の顕揚のために、改訂した新本を刊行して、古本をかえり見なかつたものと考えられる。それで『真宗教典志』の批評は必ずしも適切な批評とすることはできない。このように『漢語灯録』は近世の中頃になつて初めて刊行されたが、『和語灯録』は編集者了慧の生存中に開版されたのである。即ち元亨元年（一二二一）了慧七十九歳のとき、弟子円智によつて刊行

された。その時の感激の情を
「沙門了惠感歎にたえず、隨喜のあまり七十九歳の老眼をのこひて書之」

と記している。これは現在、元亨版『和語灯録』といわれて珍重されているものである。そののち寛永二十年（一六四三）に再び刊行されたが、これは「カタカナ」本である。ついで正徳元年（一七一）に義山は伊豆薬王山寺に所蔵する金沢称名寺文庫のものにより校訂して「ひら仮名」として出版した。これが『淨土宗全書』に収録されているものであつて、元亨版と比較すると文字章句に多少の出没が見られる。これはおそらく義山が元亨版を見ずして転写本によつて開版したためであろう。

この元亨版『和語灯録』は日本書誌学史の上において非常に価値あるものであつて、現在龍谷大学図書館に所蔵されている。体裁は鳥ノ子紙で、タテ七寸七分、ヨコ四寸九分の粘葉綴であつて、半面七行、一行約二十字詰の印刷である。昭和五年（一九三〇）十二月、了慧の六百回忌にあたり、京都檀王法林寺にて開版された。

なお、この『和漢語灯録』の編集年次について、序文によると漢語灯は文永十一年（一二七四）和語灯は翌文永十二年とされているが、これは了慧の五十四・五歳の時にあたる。しかるに『拾遺漢語灯録』の後記に

「ここに予、二十年來、あまねくこれを華夷に索め、慎んで真偽を検して選集するところなり」

とあることより考へるに了慧は三十五・六歳頃より集録にあつたよ

うである。

四 著作消息文の一々について

上述せるごとく、法然上人の遺文は『醍醐本・法然上人伝記』と『西方指南抄』と『黒谷上人語灯録』の前後三回にわたって収録されたが、この三者の間にはなんらの関係もなく、それぞれ独自の立場で集録したようである。そのうち了慧の集録した『和漢語灯録』が最も多く収集している。その中において法然上人が著作された年次の明確なものは少なく、なかには晩年のものか、壯年時代のものかあきらかでないものもあり、消息文等は多くの帰依者入門者ができた五十歳以降のものと思われるが、しかし数多くある消息文の前後次第の問題になると明確な結論が出しづらいのが現状である。しかしながら現在、多くの宗内外の学匠によって、その内容より、または周囲の状況より述作年次の推定されたものも少なくないので、先学の後をたずねて見ることとする。(順序は了慧の『黒谷上人語灯録』の順による)

漠語灯録

一、「無量寿經釈」一卷

奥書

『本云 文治六年庚二月一日 於東大寺講之畢 所請源空上人 能請重賢上人』

とあり、重賢は重源のことと思われるから、文治六年(一一九〇)法然五十八歳の時のもので、俊乗房重源の請によつて東大寺において講述された三部經講説の中の『觀經』の講録を整理したものであろう。

●『九卷伝』『四十八卷伝』には建久二年(一一九一)の頃という。●『無量寿經釈』との前後について『觀經釈』は『無量寿經釈』について講述されたものであろう。(今岡・淨全旧解題) ●奥書より見て『小經』『觀經』『無量寿經』の順序で三日間にわたって講述されたのであろう(伊藤真・日本淨文研究)

三、「阿弥陀經釈」一卷

奥書

『阿弥陀經釈』に二本(石井編 法全)あり、一本の奥書に
「本云、文治六年二月一日、於東大寺講之畢 所請源空上人 能請重賢上人」

容より『選択集』の草稿と見られる。しかし、かつて『選択集と無量寿經釈』の述作の前後について異論があつた。(石井・選択研究總論)
●しかし大仏殿再建の工事進捗度より見ると、大仏殿にて文治六年にはたして行なわれたか疑問がある(伊藤真・日本淨文研究) ●本釈の内容について東大寺講稿の『三部經釈』(無量寿經釈)に後日讒入がつたから自然、文の連絡を失なうような点が生じたのであろう(石井・選択研究總論)

二、「觀無量壽經釈」一卷

とあり、他の一本には奥書なし、これは法然上人五十八歳のとき、俊乗房重源の請によつて東大寺にて浄土三部経を講述されたときの『阿弥陀経』の講録を整理したものであらう。●『九巻伝』『四十八巻伝』には建久二年（一一九一）の頃という。●三部経講述の前後について、『無量寿經』『觀經』『阿弥陀經』の順で講述されたという説（今岡・旧淨全解題）と『阿弥陀經』『觀經』『無量寿經』の順序で講述されたという説（伊藤真・日本淨文研究）がある。●石井編『法然上人全集』には古本漢語灯録所収のものと、寛永九年版の二本を出していいる。

四、『淨土三部經如法經次第』

元久元年（一二〇四）三月、法然七十二歳のとき後白河法皇十三年、遠忌のとき、蓮華王院にて行なわれた浄土三部經書写の次第である（四十八巻伝）

五、『如法念佛法則』

標題だけあつて本文がない。『古本漢語灯録』には本を尋ね得ないことが註記されているから早くより失なわれたようである（淨全・新解題）

六、『選択本願念佛集』一巻

法然の代表的著作であつて、帰依者である藤原兼実の求めによつて述作されたもの、建久九年（一一九八）法然六十六歳の時のものである。全十六章段のうち、内題の「選択本願念佛集、南無阿弥陀仏往生之業念佛為先」の二十一字は法然自から自筆をもつて書き、第一篇より第三篇の「瓦礫變成金」までは安樂房の執筆、「問曰一切菩薩立

其体」より第十二附屬篇までは真觀房の執筆、第十三篇より第十六篇の「一如經法應知」までは執筆者知らず、終りの「靜以善導」以下は真觀房の筆といわれる。●本集述作の「引經釈要文」は証空である（石井・選択研總論）●本集は文治六年東大寺において講述された『淨土三部經釈』を整理して組織つけたものであるが、この『三經釈』と『選択集』との述作の前後について異説がある（石井・選択研總論）●本集に広略二本があつたといわれ、略本は現今の流布本であるが、広本は現在龍谷大学図書館に蔵する存覚が覺善に相伝した『延壽選択集』がこれである（石井・法全序）●『選択集』の草稿本は現在京都盧山寺にあり、国宝となつてゐる。●古來より述作年次に異説があり、建久元年、建久三年、建久八年、正治年中、元久一年等種々あり（藤本・淨大年表）しかし建久九年法然六十六歳説が定説とされている。

七、『往生要集』に関する釈書

恵心の『往生要集』に対する釈書として、石井編『法然上人全集』には『往生要集詮要』一巻、『同料簡』一巻、『同略料簡』一巻、『同釈』一巻の四種のものがある。このうち『往生要集釈』は他のものに比して最もくわしい。●述作年次について内容より浅劣念佛期（要集淨土教時代）のものとする（石井・法全序）が●『無量寿經釈』に説く念佛と諸行、專雜二修に関連して『往生要集大綱』は『選択集』より後の著述と推定する（赤松・統鑑倉仏教）説もある。●善導の『觀經疏』の考えが見られず、また念佛の用語が称名と觀念（正修念佛）の両者に隨時用いられているから初期のものと考えられる（坪井）●金沢文庫には『往生要集釈』の古写本が二本あり、一本は良聖手沢本で奥

書なく、一本には「承久二年六月十二日、越後国府為往生極楽拭汗書了、校合了」の奥書がある。（金沢文庫研究二〇）●新本『漢語灯録』には『往生要集大綱』一巻、同『略料簡』一巻、『證要』一巻として収録されている。この新本と古本との関係について古本の『往生要集

糸』は新本の『大綱』と『略料簡』とを接続したものにあたり、「料簡」と『略料簡』とは『糸』の略抄と見るべきものである。したがつて新本では『料簡』及び『略料簡』の二篇は『糸』の異本にすぎないとして除き、また『糸』を前後に分割して『大綱』と『略料簡』の二篇とし、これに『證要』を加えてすべて三篇としたものと見られる（小沢・淨全・新解題）

八、『逆修説法』一巻

『師秀説草』『師秀説相』『師秀草』『法然聖人御説法事』『無縁集』ともいう。章句に出没が多い。中原師秀が五十日の逆修をつとめたとき、法然が前六会の導師をつとめ、その時の説法の聞書である。

●建久五年（一一九五）法然六十二歳のもの（越智・淨土宗年表）とする。●文治六年の『三部経糸』と建久九年の『選択集』との中間期のものとする（香月）

九、『類衆淨土五祖伝』

建久五年（一一九四）の『逆修説法』に五祖に関する講説があるからこの頃のものか、（今岡・淨全旧解題）●古本『阿弥陀經糸』に「相承の血脈法あることなし」といわれ『選択集』には淨土五祖相承説を出していられるから、この間にできたものであろう（小沢・淨全新解題）

一〇、『善導十徳』

善導の徳を讃嘆したものであるが、新本と古本には少し相違がある、（小沢・淨全新解題）述作年次不詳。

一一、『淨土宗略要文』

伊豆山源延のために『選択集』より『淨土三部經』道綱、善導等の念仏に関する要文を抜粋して集録したもの。奥書に

「本云、建仁四年二月十七日、黒谷上人為伊豆源延所レ被集之要文也」「私云二月廿日改元久」

とあり、法然七十二歳のときのものである。●源延とは源頼家の近習太輔房源性のことではないか（三田・仏教文化十三）

一二、『淨土初學鈔』

華嚴天台等十一宗の主なる章疏をあげて、淨土初学者の学ぶべき書を示したものである。述作年次不詳

一三、『沒後遺誠文』

『没後起請文』『没後二箇条事』ともいう。建久九年（一一九八）四月八日、法然六十六歳の病中にあらわしたもの。（今岡・淨全旧解題）

●『三昧發得記』『夢感聖相記』によると建久九年正月朔日から恒例の別時念仏を初め二月に入つても続き、三昧に入つて五月一日には夢中で善導と対面している。このような三昧に入つている法然が四月八日に没後の遺誠文を書く必要があつたか、法然の没後、大谷の土地・建物が問題となつたとき円親、長尊等が所有権を確保するために偽作したのであろう（田村・法然伝研究）●『三昧發得記』に二月二十八日より病惱のために念仏を減じたことがかかれているから、建久九年に大

病にかかることが知られる（小沢・淨全新解題）

一四、『七ヶ条起請文』

七ヶ条制誠ともいう。元久元年（一二〇四）十一月七日のものであつて、法然七十二歳のときのものである。百九十人が連署している。かつてこの起請文の真偽について論じられたことがあったが、奈良興善寺より法然上人の真蹟が発見されてより疑義が解消された。原本は京都嵯峨二尊院にあり、重要文化財に指定されている。

一五、『送山門起請』

元久元年（一二〇四）法然が七十二歳のとき天台宗叡山に送られたものである。●かつて、本書の初めに叡山天台黒谷沙門源空と記し天台の沙門たることを申しひらきをしているから、これによつてこの七十二才までは淨土宗を開宗していないという説がとなえられた。（福井・印仏研）

一六、『遣北越書』

漢語灯録には『遣北陸道書状』といい、『四十八卷伝』には『一念義停止起請文』といつて和文である。承元三年（一二〇九）六月十九日の日付があり、法然七十七才の時のものと伝えるが、史料的には研究の要がある（石井・法全序）。●これには「一夏四種三昧を修し、或は九旬六時懺法を行い、顕密の諸行齋戒薰練す」の文あり、『選択集』にて雜行をすてたといながら顕密の諸行を修すというは怪しむべきことであり、その他不審の語句が多く見られるから、法然の作と思われない。文永十一年より後になつた偽書であろう（中沢・真宗源流）

一七、『基親取、信本願一章』

一念義をいましめて本願を信すべきことをすすめられたもの、述作年次不詳。

一八、『答空阿弥陀仏書』

法然が勝尾寺に在住した頃（承元二～建暦元年）のものと思われる（今岡・淨全旧解題）。●初めに「指南抄云」という語があるけれども現今の『西方指南抄』にはこの文なし（石井・法全序）

一九、『三昧發得記』

建久九年（一一九八）より元久三年（一二〇六）までの間に、三昧を發得した事実を記す。法然が生存中は秘密にしていたが、入滅ののち勢觀房が公表す（今岡・淨全旧解題）。●『西方指南抄』に収録している和文のものが原型に近く、ついで『報恩院本』、『醍醐本』、『十卷伝』、『九卷伝』所載本と次第して成立した（三田・成立史的法然伝研究）、●これは源空の書いたものでなく、死後源空に仮託して偽作されたものである（田村・法然伝研究）という説に対し、●これは源空の自筆で信憑すべきものである（重松・名大文学部論集）という説もある。

二〇、『夢感聖相記』

『法然上人御夢想記』ともいう。末尾に「建久九年（一一九八）五月一日、記之」の日付あり、『選択集』撰述の後の瑞相を記したものである（今岡・淨全旧解題）、●法然の諸伝記には承安五年（四十三才）、善導の淨土教に帰入された時に夢中の瑞相があつたとするから、後年になつて承安五年の瑞相を思い出して書かれたものであろう（坪井）●法然滅後、聖道門教団からの批判・非難に対して作られたもの

であろう（田村・法然伝研究）

二一、『淨土隨聞記』（續）

元久・建永の頃（七十才以降）の法然の記録であつて、勢觀房源智が記述した上人の物語である（今岡・淨全旧解題）●「一時師語」余曰としているが、勢觀房が直接法然から聞いたというはすこぶる怪しい。ことに「吾年十五登天台山、至三十七閱三十卷」とある十五歳登山説は誤りである。おそらく勢觀入滅より大分後年に至つて作られた偽書であろう（中沢・真宗源流論）

二二、『臨終祥瑞記』

讃岐の配流から帰洛され、大谷の禪房で往生されるまでの瑞相を記述したものである。筆者、述作年次不詳（小沢・淨全新解題）

二三、『答博陸書』

二月二十一日の日付があるが年次を欠く、恐らくは元久・建永（一〇四〇～一二〇六）の頃、即ち法然七十二～四才頃の書状ならんか（今岡・淨全旧解題）●九巻伝に月輪殿下御不審事と題して和文で載せてある、文に出没あるが大旨は同じ（小沢・淨全新解題）

和語灯録

二四、『三部經大意』

異本に五種類あり、（一）金沢文庫所蔵本（建長六年～一二五四写本）（二）高田専修寺所蔵本（正嘉二年～一二五八写本）（三）元亨元年版本（元亨版和語灯録所収）（四）寛永二十年版本、（五）正徳五年版本（淨全所収）である。このうち金沢文庫本と高田専修寺本とは『三部經大意』と題し、他は『三部經釈』と称す。金沢文庫本と高田本とは同系

統で西山義の香りあり、元亨版、寛永版、正徳版は同じ系統である。

この『三部經大意』には選択の文字はなく、第十八願が強く説かれていないから法然四十三歳より五十四歳頃までの間に述作されたものではないか（石井・法全序）。戸松・仏教論叢六）。●金沢文庫本と高田本には至誠心の釈義に自力の至誠心と他力の至誠心を説き自力の至誠心を起こすは「千中無一」と説くごときは、法然の他の語録に見られないものであるから、この章段は後世の挿入である（坪井）

二五、『一枚起請文』

建暦二年（一二二二）正月二十三日に弟子源智に授けられたもの。

題号に『御誓言の書』（和語灯録）『一枚消息』（四十八巻伝、九巻伝）『法然上人起請文』（存覚袖日記）『黒谷上人起請文』（貞治四年知恩院版本）等あり。●安貞二年（一二二八）十一月の『善導寺御消息』の中に鎮西聖光相伝のものがあり、文に多少の出没が見られる（石井・法全）●現在黒谷金戒光明寺に法然の真筆と伝えられるものがあるが、これを真筆とするには疑義があり（伊藤祐・淨土宗史研）●黒谷本には源空なる名称が重複し、また神仏に起請するには内容が該当しない。題号、奥書ともに黒谷本（現行のもの）の形態が出来上ったのは江戸時代であろう（小沢・淨全新解題）●かかる説に対し筆蹟鑑定および国語学的研究より真筆であるという（小川・一枚起請の研究）

●これは法然上人が勢觀房源智に授けられたのは事実であろうが、これを臨末の授与としたのは価値を高めるためではないか（小沢・淨全新解題）●黒谷本は存覚が民間から見出した親鸞像や『興御書』と共に松林房に遺しておいたものを後世、起請文だけを尊重するようにな

つた（三田・日本文化と淨土教論）●法然諸伝の中で勢觀房に授けられたことを証す初めは弘願本である（三田・成立史的法然伝研究）

二六、『往生大要抄』
廻向發願心に対する釈義が欠けている。内容より見て、聖道諸宗よりの抑圧がまだおこらない頃の著作であろう（小沢・淨全新解題）

二七、『念佛往生要義抄』
末法の今時に相応する易行念佛の要旨を述べたもの、述作年次不詳。

二八、『三心義』

観経の三心と往生礼讃の三心釈を出して、五番の相対得失を述べ、述作年次不詳

二九、『七箇条起請文』

元久元年の『七ヶ条起請文』とは別のものである。七ヶ条に亘って念佛行者の懶慢心を制し日常の所作を教示したものである（今岡・淨全旧解題）

三〇、『念佛大意』

末尾に「サラハ諸宗ノイキトホリニハ オヨフヘカラサル事也」の文があり、法然がうけた晩年の法難を思わせる文があるから、元久二年、法然七十二歳以後のものならんか（坪井）●この文に専修念佛者に対する迫害が、かげの声として迫ろうとしている動きがみられる。

『逆修説法』の成立前に選述されたものであろう（大橋・法然一遍）

●『三部經大意』と関連して内容より文治二年大原問答以前のもののように感じられる（藤堂・仏教文化研究一七号）

三一、『淨土宗略抄』

三二、『九条殿下の北政所へ進する御返事』

『玉葉』によると正治二年（一二〇〇）九月に法然（六十八歳）が北政所に授戒を行なう記事があるからこの頃のものであろう（今岡・淨全旧解題）●北政所兼子は建仁元年（一二〇一）十二月十九日死去しているからそれ以前のものであろう（三田・法然諸伝研）

三三、『鎌倉の二位の禅尼へ進ずる御返事』
また『カマクラノ二品比丘尼、聖人ノ御モトヘ念佛ノ功德ヲタツネ申サレタリケル御返事』ともいう。●北条政子に宛てた消息であつて、津戸三郎にあてた返事（十月十八日付）と関連して正治二年（一二〇〇）法然六十八歳頃のものと考えらる（大橋・法然一遍）●津戸消息との関係において元久二年（一二〇〇五）九月十八日付の書簡と考える（三田・法然諸伝研）●『淨土宗略抄』との関係について、要所を抜萃して消息とされたものであろう（小沢・淨全新解題）

三四、『惡義問答』

十三の問答よりなる、念佛行者の心得を示されたものである。述作年次不詳

三五、『大胡の太郎寔秀へつかはす御返事』

末尾に「御ヒロウアルマシク候 御ランシココロエサセタマヒテノチハ トクトクヒキヤラセタマフヘク候」とあり、『選択集』の終りに「一たび高覽を経て後は壁底に埋めて窓前に遺すことなかれ」の文と関連して『選択集』とほぼ同時代（建久九年、法然六十六歳）の成立と見て大過あるまい（大橋・法然一遍）●実秀は建久六年（一一九五）頼朝の東大寺供養の随兵として上洛したと考えられるから、それ以後のものであろう（小沢・淨全新解題）

三六、『大胡太郎実秀の妻へつかはす御返事』

挿註に「私云此御文は正治元年巳未御使蓮上房専覚」とあり、上野国大胡太郎実秀の妻へ送られた返信であつて、正治元年（一一九九）は法然六十七歳の時である。

三七、『熊谷入道へつかはす御返事』

五月二日と九月十六日の日付のもの二通あるが、年代はあきらかでない。熊谷入道は建久四年（一一九三）法然六十一歳の時に入信しているから、それ以後のものであろう。京都嵯峨清涼寺に五月二日付の真筆があり、重要文化財に指定（昭和四十年五月）されている。

三八、『津戸三郎へつかはす御返事』

四月二十六日付、九月十八日付、九月二十八日付、十月十八日付、の四通あるが、年曆はあきらかでない。元亨版『和語灯録』によると九月十八日付のものに「真觀承」とあり、真觀とは真感房感西と考えられ、かれは法然に先立つて正治二年（一二〇〇）に入寂しているから、この時（法然六十八歳）以前のものであろう。（今岡・淨全旧解題）●九月十八日付のものは元久二年（一二〇五）法然七十三歳の時のも

のであろう。『四十八卷伝』によると津戸三郎は法然に帰依して同行三十人を入信せしめたが、聖道をそしると讒言したものがあるために、法然上人に消息して、もし將軍が喚問したときに答える趣意をたずねたに対する返信である（三田・仏教文化研究十三）●十月十八日付のものは源頼家の念仏禁止に関連あるものと見られるから正治二年（一二〇〇）法然六十八歳の頃のものと考えられる（大橋・法然一遍、日本思大）

三九、『黒田の聖人へつかはす御文』

『一紙小消息』ともいう、黒田とは伊賀国名張郡錦山村の黒田のことならんか、俊乗房重源の門人が住していたところであつて、この門人に送られたものであろう（望月辞典、伊藤祐・淨土宗史研究）黒田の聖人とは俊乗房重源の弟子行賢のことではないか（三田・淨土宗史の新研）

四〇、『越中国光明房へつかはす御返事』

『四十八卷伝』に成覚房の弟子等が越後に一念義を主張するをもつて、上人の弟子光明房よりその流義を記して訴えたために送られた返事であつて、その年代は承元の頃（法然の七十七・八歳）勝尾寺において書かれたものであろう（今岡・淨全旧解題）●これは承元三年（一二〇九）六月十九日という（田村・法然伝の研究）●『九卷伝』には成覚房の弟子を善心房とするが、これは善信（親鸞）ではないとして、善信房を排斥するための附会した説である。（中沢・真宗源流史論）

四一、『正如房へつかはす御文』

正如房は聖如房、承如房、シャウ如ハウ、尼聖如房とも書かれ、後白河天皇の皇后、式子内親王のことである。正治三年（一二〇二）正

月、法然六十九歳の時のものとおもわれる（小沢・淨全新解題）●『四

十八卷伝』所載のものは内容が略されている。消息の内容からすると内親王の臨末の頃のものであろう。内親王は正治三年（一一〇一）正月二十五日に薨せられている（三田・法然諸伝研）

四二、『禪勝房にしめす御詞』

禪勝房は四十八卷伝によると建仁二年（一一〇一）法然七十歳の時に入淨しているから、それ以後のものであろう。

四三、『十二問答』

『或人念佛之不審聖人ニ奉問次第』、『或人問イマイラセル次第』

『或時遠江国蓮華寺禪勝房參上人奉問種々之事上人一々答之』、『禪勝房事』ともいう。十二問の形態をとるものは元亨版『和語灯錄』の

みであつて、『醍醐本・法然上人伝』、『西方指南抄』、祐玄書写本は

十一問であり、『九卷伝』は七問答（一・三・五・六・九・十・十二）

『四十八卷伝』は六問答（三・五・六・九・十・十二）である。●問

答の問者について、元亨版『和語灯錄』では『進行集』の説をあげて

禪勝房といい、またある本には降寛律師（西本願寺藏本）というが、

やはり禪勝房とすべきであろう。『拾遺古徳伝』第七では第十問を讀

岐国塩飽の荘の領主高階時遠入道西仁の問とし、第十一問は室の泊の修行者とする。問答の行なわれた年次は建仁二年（一一〇一）法然七

十歳頃とすべきであろう。（尾村・仏教論叢六）●禪勝房の入室を法然七十歳のときという（藤堂・人文学論集一）

四四、『十二箇条問答』

念佛行者の心得を十二ヶ条の問答によつて教示したもの、述作年次

不詳。

四五、『百四十五箇条問答』

堂上方の女房より尋ねられたことに対して、答えたものを箇条書きにまとめたものである。夢中松風論に一百四十ヶ条問答とあり、また建仁元年（一一〇一）十二月云々とあり、この頃のものか、後に五ヶ条を加えて百四十五としたものか（石井・法全序）

四六、『上人と明遍との問答』

この問答は『決答疑問鈔』にも出づ（今岡・淨全旧解題）●明遍の入淨は建久六年（一一九五）法然六十三歳の時とされる（石井・法全序）からそれ以後のものであろう。

四七、『登山状』

『元久法語』ともいう、元久元年（一一〇四）聖覺法印に執筆せしめて叡山に送られたものという。（今岡・淨全旧解題）●筆者の聖覺について疑問がある。この文の前半と後半とは文体の上に相違が見られ、ことに前半は後人の補筆か偽作であろう。この前半は無住の『雜談集』と関係深く同じ文章がある。これは法然の諸伝記の中で四十八卷伝にのみありて他にはなく、また了慧の『拾遺和語灯錄』にあつて『西方指南抄』や『一期物語』等にはない（小林・仏教文学研究）

四八、『示或人詞』

念佛者の用心三ヶ条をあげる 年次不詳。

四九、『津戸三郎へつかはす御返事』

十月十八日、九月二十八日、四月二十六日の三通あり、（上に記す）

五〇、『法性寺左京大夫の伯母なりける女房に遣はす御返事』

『示或女房法語』ともいう。左京大夫の伯母とは信実の伯母のこと

であつて二人あり、いずれが明らかでない。内容より見て信実の父隆

信が元久二年（一一〇五）二月に歿しているから、それ以後、上人配

流の建永二年（一一〇七）三月までのものであろう（三田・法然諸伝研）

四一、『念佛往生義』

念佛往生に対する疑いを解明して往生をすすめる。述作年次不詳。

五二、『東大寺十問答』

終りに「了慧云建久二年（一一九一）三月十三日」の日付あり、法

然五十九歳のものか、「東大寺聖人奉問源空上人御答也」とあり、卷

初に「俊乘房問」とあるから法然と重源との問答である（今岡・淨全

旧解題）●文治六年（建久元年）の『三部經訖』の後に問答があり、

さらに翌建久二年に問答が行なわれたものの集成であろう『拾遺和語

灯錄』にのみあつて他の諸伝記にはない（小沢・淨全新解題）

五三、『往生淨土用心』

病氣の苦痛の体験が書かれている。法然は建久九年（一一九八）六

十六歳の時に大病にかかっているから、それ以後のものであろう（大

谷・佛教論叢）

五四、『正行房への消息』

奈良興善寺の阿弥陀仏の胎内より発見され（昭和三十七年）た法然

の書状断簡であつて重要文化財に指定（昭和四十年）されている。

●内容より推測して元久年間のものと推定される（堀池・佛教史学一）

●熊谷宛の法然の書状との関係より元久二年（一一〇五）頃のものと

認めてよいであろう（資木・史學仏教學論集）

註

1 玄義分深草鈔（深草叢書）

2 三部經大意（法然全、三四頁）

3 「別者他力ニ……至誠心ナリの横点を付した十八字は石井編法然上人全

集には脱落している。

4 酬醍本法然上人伝記について（印度學仏教學研究四九号）

5 定本親鸞聖人全集第五卷（四〇五頁）

6 浄土真宗教典志卷一（旧、日仏全、目録一、四四八頁）

7 漢語燈錄の跋文（淨全九卷、四六七頁）

8 浄土真宗教典志卷一（旧、日仏全、目録一、四四九頁）

9 古本漢語燈錄七卷（中外出版本、四七頁）

調査文献資料及び略称

10 望月信亨編 望月佛教大辭典（望月辞典）

11 黒田真洞編 真宗大辭典（真宗大辭典）

12 望月信亨共編 浄土宗全書第九卷解説（今岡・淨全旧解題）

13 田村円澄著 浄土宗全書解説（今岡・淨全旧解題）

14 小沢勇貫解説 浄土宗全書第九卷解説（小沢・淨全新解題）

15 藤本了泰編 浄土宗大年表（藤本・淨大年表）

16 石井教道編 法然上人全集（石井・法全）

17 黒田真洞編 法然上人全集（望月・法全）

18 望月信亨共編 法然上人全集（望月・法全）

19 田村円澄著 法然上人伝の研究（田村・法然伝研究）

20 三田全信著 統鑑倉仏教の研究（赤松・統鑑倉仏研）

21 赤松俊秀著 選択集の研究、総論篇（石井・選択研究）

22 大橋俊雄著 法然・一遍（日本思想大系）（大橋・法然一遍）

23 三田全信著 成立史的法然上人諸伝の研究（三田・法然諸伝研）

24 中沢見明著 真宗源流史論（中沢・真宗源流）

25 その他に法然上人伝記附一期物語の解説（望月信亨）、史學仏教學論集、

（藤原弘道古稀記念）、日本文化と淨土教論考（井川定慶喜寿記念）、真宗書

誌学の研究（宮崎円道著）、日本淨土教の文化史的研究（伊藤真徹著）、親鸞聖人全集解題、及び論文として、印度学仏教学研究、仏教論叢、仏教文化研究、金沢文庫研究、仏教史学等により集録した。しかし同じ学説である場合は一方を略した。

（この報告は昭和四十八・九年度にうけた淨土宗教学院研究所の研究助成金による研究報告の一部である）

地方における浄土宗檀林の展開

—鎌倉光明寺『入寺帳』の分析を通してみたる—

長 谷 川 国 俊

はじめに

関東十八檀林の一、鎌倉光明寺檀林の現存史料は、現在その大部分が鎌倉市立国宝館に寄託されている。今回の調査でまず筆者が興味をひいたのは、延宝五年（一六七七）～慶応元年（一八六六）に至る『入寺帳』二九冊の残存していることである。『入寺帳』は後述するように、その史料的性格から云つて檀林史研究にとり格好の資料を提供してくれるものである。にもかかわらず、従来『入寺帳』を活用した研究は皆無にひとしかった。^① 従つて今回の報告では、光明寺『入寺帳』の分析を通じ近世浄土宗檀林の実態につき幾分とも明らかにしたいと考えている。

つぎに、光明寺所蔵の『入寺帳』を年代（歴代）順に列挙すると、
①表紙欠（延宝五・天和三・一一）、②『入寺帳』（天和四・正・貞享二・一二）、③表紙欠（宝永五・正・正徳四・六）、④『五十八世・義誉代入寺帳』（享保一一・四・同一六・一一）、⑤『隨身衆僧帳・五十九世衍誉代』（享保一七・四・同七月）、⑥『天照山六十世・称誉代入寺

帳』（享保一七・一〇・元文三・五）、⑦『六十三代門誉隨身並入寺帳』（延享二・六・寛延三・二）、⑧『六十四世・團誉上人隨身並入寺帳』（寛延三・三・寛延三・二）、⑨『六十五世・麗誉上人隨身並入寺帳』（寛延三・五・同四・九）、⑩『六十九世・覺誉上人代入寺帳』（明和三・一〇・同六・一〇）、⑪『七十九世・檀譽上人代入寺帳』（明和六・一二・同八・一）、⑫『七十一世・淨譽上人代隨身並入寺帳』（明和九・二・同七月）、⑬『七十二世・便譽上人代隨身並入寺帳』（明和九・一一・安永七・正）、⑭『七十三主・現譽上人代隨身並入寺帳』（安永七・二・天明三・九）、⑮『七十四主・見譽上人代隨身並入寺帳』（天明三・一〇・同九・二）、⑯『七十五主・誠譽上人代隨身並入寺帳』（寛政元・四・同三・五）、⑰『光明寺十六主・梵譽上人代隨身並入寺帳』（寛政三・一〇・同五・一二）、⑱『天照山七十七世・倫譽上人代入寺帳』（寛政三・一〇・同五・一二）、⑲『天照山七十七世倫譽上人代隨身帳』（寛政六・五・同一・三）、⑳『天照山入寺帳・八十主教譽上人御代』（文化五・四・同一年）、㉑『八十四主・戒譽上人代隨身並入寺帳』（文政四・九・同五・四）、㉒『天照山入寺帳・八十五主察

譽上人御代』（文政五・六・同一〇・八）、㉙『天照山入寺帳・八十六主
聽譽上人御代』（文政一〇・九・天保三・一）、㉛『入寺帳』（文政一
三・閏三・天保二・七）、㉜『天照山入寺帳・八十七主譽上人御代』
（天保三・同八・二）、㉝『天照山入寺帳・八十八主方譽上人御代』
（天保八・三・同九・七）、㉞『入寺帳・天照山九十三主闡譽上人御代』
（天保一二・一〇・万延元・一）、㉟『入寺帳・九十五世等譽上人御代』
『代役所』（文久元・八・慶應元・一〇）、㉚『光明寺入寺帳・九十四世
名譽上人代』（万延二）となる。^③これらをみてもわかるように、本帳
簿の表書きは、『入寺帳』・『隨身帳』・『隨身並入寺帳』などと名
称を異にするが、内容的にみれば、いずれもほとんど変わるものでは
ない。現存する『入寺帳』の年代的範囲は約二〇〇年間にもわたるが
途中欠存している部分もあるので、実際にはちょうど一二〇年間に及
ぶ入寺実績を物語る貴重な史料ということができよう。

一、光明寺『入寺帳』の史料的性質について

『入寺帳』はこれを大衆帳ともいひ、一山所化大衆の学籍簿に当る檀林に必備の基本台帳である。十八檀林筆頭の増上寺の場合は、これを役所に備え置き、他の檀林においては、前年入寺掛録した所化の在籍名簿を正月八日の檀林會議（正八会）の際に持參し、増上寺録所に提出させ一括保存したのである。寛文二年（一六七一）の法度第九条に、「於諸山」毎年初入寺之僧致^ニ着帳、正月參府之節増上寺之可レ取事^③と規定されているのがそれである。光明寺にはその原簿に当るもののが歴代主職ごとに一冊ずつまとめられて檀林役所に保管され

記載の内容についてみてみると、おおよそ時代が下るに従つて詳細になる傾向を示しているが、左にその記載例を若干掲げてみる。

（このとてある 檜林間の附緑の 香衣相林一二才寺（勝原寺・東浦寺）・大巌寺・結城弘経寺・大善寺・蓮馨寺・善導寺・淨國寺・幡隨院・靈巌寺・靈山寺・大念寺）↓常福寺・飯沼弘経寺・大光院（いずれも 紫衣地）の三檀林↓光明寺・伝通院（増上寺・知恩院補處の寺）の二檀林↓増上寺（總錄所）というよう四段階からなつており、住職の出世移転はこの順席に従つて行なわれるのが原則であつた。初入寺とは、檀林にはじめて入寺掛錫（被位）するものに名付け、追隨身は、檀林から他の檀林へ都合によつて臨時的に移るものを云う（他山・帰

ていたものと思われる。

弘化四年十一月十三日御添狀出ス

(A)'	正月十七日	初入寺（延宝六年）
		相州三浦上山口新善光寺弟子 慈義初斬來
(A)''	八月廿三日	名目部
		相州三浦郡芦名村南光院岸普教瑞 弟世寿五歲指良義發貢任 「元文三年十月十六日成就道報」（後筆）
(A)'''	快順	秀察寮 智殘
初入寺（文政一〇年）		

四

(B) 追隨身（天和二年）

四月廿日

小玄義部八年
増上寺方移

(B)' 追隨身（宝曆三年）

文句部十七年

自稱隨院追隨身
正月廿六日
「寶曆三年四月十六日增上寺江他山」（後筆）

(C) 隨身（享保一年）

義譽上人隨身

論部二十二年

天明八中正月從福山大善寺江追隨身

(C)'' 隨身（寛政六年）

寛政元酉四月常福寺江隨身

大玄義部十六年

天明八中正月從福山大善寺江追隨身

(C)''' 隨身（文化五年）

飛州高山大雄寺極譽勝願寺文營代寛政五年十二月十三日
今般光明寺江隨身

文句部十六年

初入寺鴻臚勝願寺文營代寛政五年十二月十三日
今般光明寺江隨身

闡遵

學湛

禪龍

鷹哲

秀山

円波寮

帳』なるものを、いま檀林研究上の好固の史料として手にした訳である。それにしても、この種の史料は元来その性格からいって少量では活用範囲が極めて限定されてしまうものである。その点でもさいわいなことに量的な効果を期待することができるので、以下小稿では、『入寺帳』の記載内容を項目別にし、年次ごとに集計する作業を中心として表を作成し、二、入寺数について、三、隨身・追隨身について、四、入寺月と入寺年齢について、五、学寮（主）と指南について、六、修学部年と消帳について、七、入寺者の出身地域別分布と檀林本末関係について、の順序で若干の検討を試みてみたい。

二、入寺数について

表Ⅰは、入寺者を初入寺・隨身・追隨身・その他の四項目に分け、

右記の例でも知られるように詳細な記載によれば、初入寺に関しては、入寺年月日、修学部年（九部学課）、国元師寺所在地、寺名、師名、年齢、指南名、寮主名、本人名がみえ、隨身に関しては、修学部年はもとより、初入寺から当代に至る檀林隨身過程（経歴）を一々明記している例が寛政以降しばしばみえる。なお、上の例にあるとおり、各入寺・隨身者ごとに本文の左傍または右傍に後年の書き込みがあり、その内容は、消帳（成就・往生・病身・隨身・帰山・他山・不見届等）、添状（縁旨、改名、再入寺、下沈等についてであつて、これにより各所化の入寺後における身分上の変化—経歴—to know ことができる。

われわれは、このように單なる入寺者名簿とは質を異にする『入寺地方における淨土宗檀林の展開

〔表一〕光明寺檀林年次別入寺者一覽

		正徳 宝永								貞享 天和 延宝								年代 項目				
享保 十二 1727		四 三 二 元 八 七 六 五 1726 1714 1713 1712 1711 1711 1710 1709 1708								二 四 三 二 九 八 七 六 1685 1684 1683 1682 1681 1680 1679 1678									年代 項目			
54世																						
→ ←	松誉詮察	→ ←																				
17 17	8 26 20 12 6 13 8 19		29 17 13 8 9 15 26 23																		初入寺	
常 29	1	1																			隨身	
1	1 2 1 1 2 5 4		6 10 7 2 2 4 13 16																		追隨身	
再入寺 1	再入寺 1	不明 1																			その他	
19 46	10 28 22 14 6 16 13 23		35 27 21 10 11 19 39 40																		入寺総数	
		寛延 延享	元文								三 二 一 廿 九 十 八 十 七 十 六 十 五 十 四 十 三										年代 項目	
四 三 二 元 四 三 二			1751 1750 1749 1748 1747 1747 1746 1745								1738 1737 1736 1735 1734 1733 1732 1731 1730 1729 1728											
63世										60世										59世	58世	
→ ←	門誉覺瑩	→ ←	称誉真察	→ ←	誉利天	→ ←	義誉觀徹	→ ←	○												歴代住職	
7 14 16 10 8 13 10			11 8 17 16 18 17	10(衍) 11(称)	7 17 16 12																初入寺	
常 36		大 17																			隨身	
2 1 1 1 2 1			2 2	1 2	3(衍) 3(称)	1	4														追隨身	
再入寺 1	再入寺 2	再入寺 1	再入寺 1	再入寺 2	再入寺 2	再入寺 1	再入寺 2	再入寺 1	再入寺 2												その他	
10 53 17 11 10 15 30										66(衍)											入寺総数	
11 10 20 17 21 19 47(衍) 8 17 20 14																					(※常:常福寺、弘:弘経寺、大:大光院)	

安永															明和				宝曆			
八	七	六	五	四	三	二	元	九	八	七	六	五	四	三	四	三	二	元	1754	1753	1752	1751
1779	1778	1777	1776	1775	1774	1773	1772	1772	1771	1770	1769	1768	1767	1766	71世 淨海	70世	69世	65世 麗菩	64世 眞	—	—	—
地方における淨土宗檀林の展開	→<	便善隆善	—	—	→	菩	←	檀善貞現	→	←	覺善教意	→	←	順眞	←	→	←	團善了風	—	—	—	—
弘	47	弘	32(淨)	大	弘	弘	弘	弘	弘	弘	弘	弘	弘	弘	28	28	28	28	28	28	28	28
12	3	4	14	13	11	11	3	5	8	13	6	7	11	4	3	9	10	3	3	9	10	3
7	2	3	2	5	1	3	3	3	3	3	9	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1
追当	隨山	身よ	1り	再入寺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	57	6	17	15	17	12	3	65	11	16	37	10	20	.23	3	43	11	3	3	43	11	3
寛政	天明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九	八	七	六	五	四	三	二	元	九	八	七	六	五	四	三	二	十九	—	—	—	—	
1797	1796	1795	1794	1793	1792	1791	1790	1789	1789	1788	1787	1786	1785	1784	1783	1782	1781	1780	—	—	—	—
77世	76世	75世	74世	73世	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一倫善念海	—	—	梵善秀仁	—	—	誠善定説	—	—	見善了因	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	13	13	11	12	9	6	10	8	1	14	7	7	13	12	8	10	15	11	—	—	—	—
常	大	常	常	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	111	48	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	2	5	3	12	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
追当再入寺から2	再入寺1	追当不 ¹ 山明から3	—	—	—	—	下沈	—	—	下沈	—	—	下沈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	15	19	96	24	14	122	11	56	1	17	11	7	14	19	44	12	16	12	—	—	—	—

安政														
万延														
文久														
慶元														
元治														
総計	1865	1864	1863	1862	1861	1861	1860	1859	1858	1857	1856	1855	1854	1853
	95世					94世	93世				92世			
	等譽明賢	名譽	學天			闡教					莊譽淨敵			
1274	7	16	9	8	28		3	8	31	1	4	5	4	
1206						大常	50	41						
399							60	1		1	2		3	
32														
2911	7	16	9	8	78	101	4	8	13	2	2	4	5	7

ぞれの構成比を算出すると、初入寺一四三・八%、隨身一四一・四%、追隨身一一三・七%、その他一一・一%となり、全体としては初入寺者よりもすでに修学の途次にある他檀林からの隨身・追隨身組のほうが割合を多く占めていることがわかる。なお、その他の内容は大部分が再入寺であり、病身消帳の者の復学とみなされる。(3)ところが、こ

の表をこまかに検討してみると、入寺者(初入寺・隨身・追隨身・その他)の構成比に一つの時代的な傾向を読みとることができる。すなわち、表をほぼ中間期の天明八年で切り、前後の時期に区分してみると、前期六一年間の初入寺は七七一人(五七・二%)、隨身は三八四人(二七・五%)、追隨身は一七〇人(一二・六%)、その他二三人(一・七%)で計一三四八人、後期五九年間の初入寺は五〇三人(三三・二%)、隨身は八二人(五一・六%)、追隨身二三九人(一四・七%)、その他九人(〇・五%)で計一五六三人となる。この数字から、あえて前期を初入寺優位型檀林と呼び、後期を隨身優位型檀林と呼びたい(なお詳しく述べる)。年間總入寺者の最多数は文政一〇年の一七六人。最多初入寺数は貞享二年の二九人。年間初入寺数が一人を越える回数は前期に二〇回、後期に五回であり、年間總入寺者が一〇人未満の回数は前期に四回、後期に三回をかぞえ、この点からも先の呼称を裏づけている。ことに享保期段階までは初入寺優位が頗著であって、それだけ光明寺檀林に魅力があり、その特色を發揮していたものとみられる。

三、隨身・追隨身について

檀林への入寺は全国的規模で行なわれており、どの檀林に掛錫するかは入寺者の任意であった。しかし、實際上田舎檀林においては、当該檀林の末寺・又末・支配寺等の弟子はことごとく本寺檀林へ入寺することが義務づけられていて、任意選択の余地は原則的になかつた。にもかかわらず、それは初入寺についてのみの規制であり、入寺後の

他檀林への隨身や追隨身（→他山）は許されていた。このことは、田舎檀林における末寺・又末寺等の弟子の初入寺が行政上の本末関係によつて拘束されていながら、入寺後の隨身・追隨身については檀林能化とそこに修学する所化との師資法縁関係を尊重している結果と考えられる。

さて、一般に増上寺より他檀林へ、あるいは府内檀林から田舎檀林へ籍を移することは比較的容易であつたが、田舎檀林より増上寺へ他山する場合は、そう簡単には許可せられなかつた。増上寺には所化大衆が多数掛錫しており、他檀林の者の席入に困難な事情が伴なつたからである。前述のごとく、追隨身は臨時的であり、任意性の強い転籍の形態とみられるが、隨身の場合は檀林能化が上位檀林へ出世転住する際に随從して籍を移すので、追隨身のようにすべての檀林が対象となるのではなく、能化の指導性も強くはたらき、しかも個人単位でなく集団的規模においてなされるものである。そこでまず隨身について考

えてみると、檀林能化の出世移転にともなう所化転籍の最多ケースとして、①増上寺月行事一二人と諸檀林伴頭一七人の計二九僧（實際は増上寺の学頭・二禱の独占）中より推舉され、香衣檀林へ出世移転の際→②さらに香衣檀林から紫衣檀林へ移転の際→③紫衣檀林から増上寺・知恩院補處の檀林へ移転の際→④補處檀林から増上寺へ移転の際、と結局初入寺から数えると五箇所（または五回にわたり）の檀林に移転掛錫することになる（例・増上寺（伝通院）→大嚴寺→大光院→光明寺→増上寺）。つまり高禱者になればなるほど隨身回数が多くなる。隨身の入数規制については、文政初頭に撰門の記すところによれ

ば、「近來檀林出世の時隨身の僧十五員に定れり、追隨身も容易ならず、其由緒によりては許可あり」^⑤とみえ、この時代には一五人を限度としていたようである。ところが、表Iをみてみると、全時代を通じ隨身僧の数は入寺者総数の四〇%以上も占めており、歴代住職はいずれもかなり多くの隨身僧を出世移転の際にもたらしていたことが知られる。けだし人数規制の実効はあがつてはなかつたといえよう。また、時代の下降につれて隨身数が増加の傾向をたどり、ことに寛政以降は入寺者総数に占める比率が著しく高まっている（最多数一五四人）。こうした現象は先にみたごとく初入寺の減少（初入寺は府内檀林に吸収されているのであろう）と表裏しており、後期田舎檀林の一つのきわだつた特徴とみられる。その背景には時代の下降にともなう人口の都市集中化傾向といった社会現象を軽視できないし、さらに檀林本末体制の弛緩や檀林財政の逼迫等さまざまなファクターを考慮せねばなるまい。

つぎに追隨身の年次的傾向についてみると、寛政期までは毎年のごとく少數の入寺をみているが、文化以降は年をへだて、しかも一時的に集団的規模で行なわれている。これは追隨身の隨身化的傾向と目され、先の隨身数の増加現象とあわせ、初入寺の減少とともになう檀林所化の入寺許容量を充足させるためにかようなばかりがなされたものとさえ思われる。追隨身者の檀林前歴は、文化以降は一檀林から集団的規模（最多数一万延二年東漸寺から五三人、このほか文政一二年大光院から四五人、嘉永元年大念寺から三七人など）を行なわれているのでこれを除外し、寛政期までを表IIにみてみると、増上寺からが約

(表Ⅱ) 追隨身者出身檀林一覧

享保	正徳							宝永			貞享			天和			延宝			年代 檀林 名	
	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	4	3	2	元	8	7	6	5		
地方における淨土宗檀林の展開	2	4	1									1	1		2	4	3	2	9	8	増上寺
		1		1								1	1		1	1	3	1	3	1	伝通院
																				當福寺	
																				弘経寺 (飯沼)	
															1					大光院	
																				勝願寺	
																				東漸寺	
												1								大嚴寺	
												1								弘経寺 (結城)	
																				大善寺	
																			1	蓮馨寺	
																		2		善導寺	
																			1	浄國寺	
	1	1										1	1			1	2		3	6	幡隨院
			1	1								1	1		1	1	3	2	2	1	靈巖寺
六三	1														1					靈山寺	
			1													1		1		大念寺	
不明												不明	不明			不明				円通寺 1	その他
1												1	2		2	4	2	6	10	7	総 数
2	1	1	2	6	1	4	1					1	2	2	1	2	4	2	6	10	

計	寛政																			
	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	9	8	7	6	5	4			
98				2	2	1	11	5	5				1	3		1	7			
18																				
3									2	1										
10																				
3																				
0																				
2															1					
3																				
2																				
1										1										
1																				
3																				
1																				
21									1	1		1								
23												1								
2																				
4																				
10									不明	不明	不明	1								
205									1	3	2	5	4	12	5	5	2	3	1	7

五割、ついで伝通院・幡隨院・靈巖寺の三檀林からが三割強を占め、最大の所化大衆を抱えている増上寺をはじめとした府内の檀林で八割を越えている。府内檀林に比較して所化員数の少ない田舎檀林からの追隨身を規制し、檀林の衰微を抑止めようとしている方針が表日から察せられる。なお、表中に二例ではあるが、円通寺・専称寺の名越派檀林から追隨身がみられる点も念のため付け加えておきたい。

四、入寺月と入寺年令について

檀林入寺の時期については、元来正月一日と規定されており、正

地方における浄土宗檀林の展開

月定員の入寺者は抽籤によつて採用しているので籤入寺と称した。ところが、増上寺の場合など種々の口実を設けて正月入寺の定員外に入寺を許可していたのが実態である。似我入寺（他人の弟子を中途から自分の弟子とすることにより臨時に入寺させる一文字席・月行事・役者・寮主について）や直弟入寺（学寮主および三席の所化の直弟は時期員数の如何にかかわらず剃髪の即日入寺を許可することができます）の特権が一般化した結果である。

(表III) 仏教文化研究
月別入寺者数一覽

享保												正徳					宝永					貞享					天和					延宝					年代	
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	4	3	2	元	8	7	6	5	2	4	3	2	9	8	7	6	月											
4																			2	2	2		1	3			1	月										
1	1	1										3	1	1						2							2	月										
4	1		1	2	1							1	1		1	2		4	1			1	3	1		3	月											
6	2	3	3	3	3	5	5	5	2	4	4	3	3	3	4	4	5	4	4	3	2	9	13	8		4	月											
2	5		1			1					1	1	3	2		2		1		1	2	2			5	月												
1	3	1	2	1	1	1	3	3			2	1		1	1			2	2			1			6	月												
1	1	2	3		2	2	1				1	1	2					1	2		1				7	月												
3	2	1	1	1	1	1					2	1	2					2		4		2			8	月												
1	1	2	1	6							2	1		1	3			2	2		1	3	5	2		9	月											
5	3	4	6	8	4	1	2	1	5	5	11	3	5	6	3	7	12	8	8	4	4	11	19		10	月												
2	3	3	2	4	1	8		4	2	2	3	8	1	2	1	2	4	2	11	1	3	4	3		11	月												
1	2	1	1	1	1	1	2	2			1	2	1	1	2		1	1	1	1	1			12	月													
20	17	21	19	26	8	17	20	14	19	17	10	26	22	13	6	16	12	22	34	27	21	10	11	19	39	40	総数											

天明												安永					明和					寶曆					寛延		延享		元文	
2	10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	9	8	7	6	5	4	3	2	元	4	3	2	元	4	3	2	3	2				
3	1	1	1	1	4	4				1	1						1	1	2		1					2						
					2	1											1	1	1													
1	2		2	2	4			2	2		3											2				1	1					
2	1	1		1	1	2		4	1	2							1	4	1		2	3			5	2						
3	2	1		1	3			1	3								1		1	5					3							
		1				1	2	1	4								3		4	1		2										
1					1	1	1	1	1		1						1			1					1							
1	1				1			2												1	1		1		1		1					
	2	5						3	1		1	1					1	1		1	3	2										
1	2	3	1	1	1	6		3	1	2	2	11	1				3	1	3	4	7	2	2	3		1						
1	5	1	5	3	3	1	2	5	2	1	4	3	5	2	3		6	1	1	1	5	3	3	2	4	4		1				
2	2	2	1	2	6	3	2		2	2	1						1	2	2	1	5	1	1	5		3						
11	15	12	12	10	6	17	15	15	11	3	8	11	16	6	10	20	5	3	15	11	3	10	17	17	11	10	14	12	11	10		

が知られ、むしろ入寺月として多いのは、一〇月と一一月である。四月については、とくに元文期までに多く、一二月は延享以後に増加している。入寺時期が定月化されておらず、年間を通じその都度入寺を許しているのは、増上寺を筆頭とする府内檀林に比較し、入寺志願者の少ない事情からであろうが、こうした応募状況は他の田舎檀林にもほぼ共通してみられる傾向であったろう。また入寺時期と檀林の中行事（学年暦）との関係においてみれば、夏冬両安居の両中間（両夏間）にある一・二・三月と七・八・九月に入寺者が少なく、夏安居の開始される四月と冬安居中の一〇・一一月に入寺者の多いことが

計	寛政																	
	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	9	8	7	6	5	4	3
49	2			1		1					1	1	1			2		
25	1	1		1							1	1	1		1	3		
62	1		1	1			1	2		2					3	3	2	
153		1	4		1	1			2			1		2		1		
53		1	1				1		1			1	1					
59		1	1	1	2	3						4		2				
41				3		1	3	1			3					1		
45					2	1			5		2				2	2	1	
68						1	1	8	1						1	1	2	
232		1	2		3		2	3		2	4			5	1	3		
200		2		8	7	3	5	1	3	1	1		5	4	1	6		
96				1	1	2	4	1	5	3		4	1	2	4			
1083	4	7	13	13	18	14	22	13	11	10	8	1	16	10	7	14	19	10

知られる。檀林における講義・法問等の正課の学業が休止している夏間期に入寺学習するよりは、両安安居期に合わせて入寺した方がより効果的とみなされていたものであろうか。はたまた、夏間期は各寺院行事の繁忙期に当り、弟子を入れさせる時期として不都合であったとも考えられる。

檀林入寺年齢については、寛永九年（一六三二）九月二九日増上寺照誓了学代に発布された「所化入寺録」によると、「十五歳以前者無用之事」とみえ、さらに寛文一年檀林会議によつて定められたところでは、「初入寺之僧十五歳以前不可有三許容事」とあり、その後も「諸国之僧拾五歳以上登山之上、大衆帳面に致着帳候を初入寺と称之」とあるごとく、江戸時代を通じ一五歳に達しない子弟を檀林へ入寺させることは禁じられていた。しかしながら、大島泰信氏によれば、「但戸籍法不充分なる当時のことなれば、往々年齢を詐称して入寺したるものあるは言を俟たず。甚しきは「下駄ハカセ」なる猾策行はる。増上寺は入寺者の定員常に超過せるを以て、かかることの行はある余地なかりし筈なるに尚此ことあり。況や他山に於ておや。即ち正月十一日の入寺期に、学寮主空名を掲げて之を大衆名簿に記入し、新来者に之を売与えて余得としたること少なからざりしこと云ふまでもなし」とのことと、一般に入寺年齢の原則は必ずしも遵守せられていなかつたということになる。果してそうであつたろうか。

表IVは享保一年から寛政一年までに入寺（初入寺）した所化の年齢を六段階に区分し、年次別にその人数を記入したものである。享保以前の『入寺帳』には年齢の記載がなく、文化以降については、若

〔表IV〕 初入寺年令年次別一覽

年代 年齢	享保											年代 年齢						
	明和 6 5 4 3	宝曆 4 3 2	寛元 4 3 2	延 4	享 2	元 3	文 2	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
10~14才								2										
15才	4 6 9 4	3 3 7 2 7 12 14 7 7 4 1	6 6 9 5 8 10 5 8 4 9 6 6 8															
16~20才	1 1 2	4 2 1 2 2 2 1 8 3	4 1 5 6 8 6 2 7 7 5 4 4 6															
21~25才		2 1 1 2		2				2	1 3 1 1 7 2									
26~30才	1		1		1 2			1 2	1									
31才以上				1		1		1										
総数	6 7 11 4	3 9 10 3 7 14 16 10 8 13 6	10 8 17 16 16 16 9 17 17 15 12 17 16															
年代 年齢	寛政											年代 年齢						
	8 7 6 5 4 3 2	元 9 8 7 6 5 4 3	天明 2	10 9 8 7 6 5 4 3 2	安永 9 8 7													
10~14才						1												
15才	13 12 10 12 9 6 3 8 1 14 7 7 13 11 7 10 14 11 12 3 3 10 12 8 8 5																	
16~20才	2		1 1 1				2 1	3 3										
21~25才	5							1										
26~30才							1 1											
30才以上																		
総数	13 13 11 12 9 6 10 8 1 14 7 7 13 12 8 10 15 11 12 3 4 14 13 9 11 3 5																	

が例外を除き、大部分が一五歳であるので表からはずした。では、表IVについて述べてみよう。(一)時代が下るにつたがつて入寺年齢の上限についても統制されて行き、一五歳に統一されてくる。ことに明和以後その傾向に拍車がかかり、表にみえない文化以降になるとほとんど年齢が統一される(江戸後期に向うに従い、僧俗の区別を入時期の年齢制限からも徹底させ、高年齢=一六歳以上の者の僧侶コースを断ち切つてゐる「出家制限」)。(二)享保・元文期(江戸中期)には、一五歳と一六歳以上の入寺者数を比較すると、後者の数の方がやや(四人)上回るほどで、年齢の上限については、それほど厳しい制限をしていなかつたものと思われる(僧侶コースの年齢的制限はややルーズ)。(三)最年少入寺者は二歳(一例)であり、一四歳以下は全部で三例しかなく、『入寺帳』記載の年齢を信用する限り、先の法度に示される年齢の下限(一五歳)については遵守せられていたものようである。無論大島氏の指摘のことく年齢誇称があつたとすれば別問題であるが、最年長入寺者は三八歳であり、三六・三五歳がそれに続き、二一歳以上が全部で四五例もある(享保・元文期に多い)。これらのはいずれも入寺以前にそれ相応の前歴を持つていたに違ひあるまい。若年から僧侶のコースを歩んだ訳ではなく、何らかの発心の機縁を経て入寺したものと思われる。見方によつては、かかる入寺ケース

計	11 10 9		
	3	425	113
	33		
	9		
	3		
586		4 7 8	

干の例外を除き、大部分が一五歳であるので表からはずした。では、表IVについて述べてみよう。(一)時代が下るにつたがつて入寺年齢の上限についても統制されて行き、一五歳に統一されてくる。ことに明和以後その傾向に拍車がかかり、表にみえない文化以降になるとほとんど年齢が統一される(江戸後期に向うに従い、僧俗の区別を入時期の年齢制限からも徹底させ、高年齢=一六歳以上の者の僧侶コースを断ち切つてゐる「出家制限」)。(二)享保・元文期(江戸中期)には、一五歳と一六歳以上の入寺者数を比較すると、後者の数の方がやや(四人)上回るほどで、年齢の上限については、それほど厳しい制限をしていなかつたものと思われる(僧侶コースの年齢的制限はややルーズ)。(三)最年少入寺者は二歳(一例)であり、一四歳以下は全部で三例しかなく、『入寺帳』記載の年齢を信用する限り、先の法度に示される年齢の下限(一五歳)については遵守せられていたものようである。無論大島氏の指摘のことく年齢誇称があつたとすれば別問題であるが、最年長入寺者は三八歳であり、三六・三五歳がそれに続き、二一歳以上が全部で四五例もある(享保・元文期に多い)。これらのはいずれも入寺以前にそれ相応の前歴を持つていたに違ひあるまい。若年から僧侶のコースを歩んだ訳ではなく、何らかの発心の機縁を経て入寺したものと思われる。見方によつては、かかる入寺ケース

五、学寮（主）と指南について

学寮は檀林の中心的施設であり、一宗学問の根拠である。もとは衆寮と称し所化大衆の宿泊施設であると同時に日常の学問修養の場であった。学寮には寮坊主あるいは学寮主あるいは単に寮主と呼ばれる者がいて、各学寮の所化大衆を統率・教育する任に当っていた。『三縁山志』の著者撰門によれば、寮主としての在るべき姿、およびその資格について「凡標名寮主たる者は同居の徒を哀憫教誡し法芽を增長せしむべきを任とす、自ら貢高懈慢せるあれは三宝の冥罰護神の善衛にもれ身を世間に謬り果を出世間に失ふ也、故に元和の台制第三十二に云、頌義十人以下之僧不可為寮坊主事^{以上}、又同居の僧は依止の為には君父師の三をかねたりと仰き」^⑦と述べている。頌義十人衆（下説法問の席において法問主の左右に列座する一〇人をいい、この席には頌義以上選択・文句・小文義部の者も加わるが、その場合選択以上の高薦者も頌義の席に帰るところから帰頌の名がある。要するに帰頌十人衆を指す）に當る者でなければ寮主になれなかつたことに注意すべきであろう。

つぎに、当寺学寮の盛衰に目を向けてみよう。はじめに撰門の調査『檀林光明寺志』によると、「開祖創業の時は門下数百人並他宗より寓学の徒もありしかば、草庵を結び安座聽法の室凡百余、其のち或は増或は減時によりて不定、觀音祐崇上人の時は凡六十余宇と云伝へり、其後又興廢ありて、元和寛永の頃八十余宇、近來義、禪、徹、上人のころ猶六十余宇と云、宝暦・明和に及び學業自然と怠廢、好学の徒少なければにや、又は余の檀林に掛錫せしにや、当今漸く十余宇となれり、予文化の始、宗戒二脈に登山せし時は、映徹、義順等漸く七人のみなり」（傍点筆者）と、学寮数の時代的推移「下降現象」をうかがうことができる。そこでわたくしは、まず『入寺帳』に記載の寮主（学寮）名を年代別に摘出し掲げてみるとした。（延宝六年～貞享二年までの八年間に記載されている学寮主名は以下のとおり。玄有・秀察^秋まで）

・旭山・貞龍^{（延宝）}・專相・□玄・□迪・閑靈・大雪・惠□・榮立・弁尓・牛山・村□・專修院・海林・春察^{（久）}・九天・存意^{（久）}・了故^{（波）}・円把^{（波）}・知全・来通・天察・了頓・太岩・存南・了益^{（久）}・印龍・蓮乘院・玄旨・玄龍・檀問・法悅・義億・路覺・円察・円慶・順岡・了山・計四〇寮（人）。（宝永五年～正徳四年までの七年間では、雲順（1）・達応（1）・祐説（6）・絃哲（17）・盡遵（2）・哲岩（5）・寂堪（4）・音龍（1）・知廓（1）・円山（1）・悦山（2）・諦音（1）・覺罔（1）・弁碩（5）・潭了（3）・玄識（2）・春治（3）・察玄（1）・詮龍（6）・禪海（1）・円茂（4）・了廓（2）・円慈（1）・自然（5）・玄說（1）・快遵（1）・円佐（2）・慈海（2）・廓隨（4）・弁応（3）・賢改（1）・吟甫（1）・真吟（1）・玄超（1）・了感（2）・貞吟（1）・閑閑（2）・春秋（1）・岳応（2）・感隨（1）・泉流（2）・音察（1）・祖全（1）・計四三寮（人）。（享保一年～元文三年までの十三年間では、教岸^{（扶）}（7）・遵佐（17）・定水（5）・音哲（3）・湛道（1）・懷真（7）・弁榮（3）・檀榮（2）・廓真（5）・円月（11）・詮嚴（1）・闇忠（1）・学湛（7）・吟忠（7）・沢問（1）・教瑞（2）・詮廓

(6) 碩岡(2) 鑑靈(1) 義湛(1) 学隨(1) 順海
 (3) 実元(12) 察州(2) 碩聞(8) 鏡徹(1) 鏡円
 (1) 弁秀(1) 義海(2) 天瑞(1) 寂雲(7)^(運) 敵龍(1)
 龍岡(5) 琴良(8) 超円(5) 了伝(1) 玄門(3)
 良義(11) 賈伝(8) 円流(4) 実音(3) 舜隨(3) 白
 善^(然)(2) 歷順(1) 信遵(4) 漢流(6) 門意(2) 団了
 (1) 計四八寮(人)。・⁽⁴⁾宝暦三年~四年については、龍長(2)
 円察(2) 仁良(1) 忍達(1) 檀信(1) 信激(1)
 存激(1) 計七寮(人)。明和六年~同九年には、玄的(6) 諦吟
 (3) の二人がみえる。⁽⁵⁾文化五年~同一〇年の六年間では、音海
 (5) 林晃(7) の二名。文政五年~同一三年の九年間では、潮海
 (25) 宜山(2) 義底(6) 祐成(2) 専周(2) 義弁(3)、
 計六寮(人)。天保二年~同九年の八年間では、至道(1) 潮海
 (9) 善超(1) 潮道(1) 専周(11) 計五人。⁽⁶⁾幕末の安政
 五年~万延元年迄の三年間では、諦孝(5) 心全(5) 心達(6)
 真了・□翁(1) 計五寮(人) が存するのみであった(カッコ内
 の数字はその時期の担当所化数、傍点は指南を兼ねている者を指す)。
 上記の経過より『入寺帳』から江戸中期には四〇~五〇の学寮が存在
 したことを確かめるとともに、宝暦以降の学寮の衰微が学寮数の
 上からもうなづける。なお時代の下降に伴なう学寮(指南も含む)数
 の減少化は、いっぽうで檀林の初入寺優位型から隨身優位型への推移
 と密接に(入寺者の受容・教育体制上)かかわっているものと考えら
 れる。学寮数が減少すれば入寺者は方丈(寺主)の直接指導を仰ぐ傾

向が強まってくる。これも後期の特徴といえよう。寮主一人に対する
 所化大衆の人数は先に掲げたとおり一定しておらず、平均するとおよ
 そ三~五人になる。ちなみに宝永五年~万延元年の間で一〇人以上の
 所化(寮生)を擁する寮主は七人を数え、もっとも多いのは文政期の
 潮海の場合で二五人の所化を抱えている。同時期の方丈は五二人、天
 保期の方丈は三三人と、方丈の直接抱える所化数も後期には頗著にな
 つてくる。つぎに、上記寮主のうち『入寺帳』によつてその修学部年
 ・出身等が判明するものをあげてみると、教岸(指南・寮主~享保一
 年初見)一文句部一六年・相州三浦郡長坂村無量寺弟子、蓮佐(指
 南・寮主~享保一年初見)一文句部一八年・相州藤沢常光寺弟子、
 定水(指南・寮主~享保一年初見)一論部二三年・義譽隨身、湛道
 (寮主~享保一年初見)一文句部一六年・相州矢作村春光院弟子、
 弁采(指南・寮主~享保一年初見)一礼讚部二〇年・法幢寺住職、
 證嚴(寮主~享保一二年初見)一文句部一六年・相州三浦郡浦賀常福
 寺弟子、学湛(指南・寮主~享保一年初見)一論部二三年・義譽隨
 身、吟忠(寮主~享保一二年初見)一大玄義部一五年・義譽隨身、教
 瑞(寮主~享保一三年初見)一文句部一七年・江州大津華階寺弟子、
 のち南光院住職、證廓(寮主~享保一三年初見)一文句部一七年・伯
 州河村郡横津村西蓮寺弟子、のち正業寺住職、碩岡(寮主~享保一三
 年初見)一文句部一七年・相州三浦郡田戸聖德寺弟子、察州(指南・
 寮主~享保一五年初見)一論部二四年・光明寺内千手院弟子、鏡徹
 寮主~享保一六年初見)一文句部一七年・義譽隨身、弁秀(指南・
 寮主~享保一七年初見)一無部二五年・武州金沢光伝寺弟子、のち新

善光寺住職、義海（指南・寮主一享保一七年初期見）—無部三一年・衍
誓隨身、天瑞（指南・寮主一享保一七年初期見）—無部二八年・衍誓隨
身のち安養院住職、敵龍（寮主一享保一七年初期見）—論部二六年・衍
誓隨身、琴良（指南・寮主一享保一七年初期見）—無部二六年・称譽隨
身、玄門（指南・寮主一享保一八年初期見）—無部二五年・のち常光寺
住職、舜隨（指南・寮主一享保一八年初期見）—論部二三年・増上寺よ
り追隨身、湛流（寮主一享保一九年初期見）—大文義部一五年・幡隨院
より追隨身、門意（寮主一享保二〇年初期見）—小玄義部一〇年・相州
三浦郡長井不斷寺弟子・のち不斷寺住職、団了（寮主一元文二年初
見）—小玄義部一二年・のち福本寺住職、龍長（指南・寮主一宝暦三年初
年初期見）—論部二三年・増上寺より追隨身、檀信（寮主一宝暦三年初
見）—文句部一六年・相州三浦郡真名瀬光德寺弟子、信激（寮主一宝
暦四年初期見）—礼讚部二一年・麗誓隨身、存激（寮主一宝暦四年初
見）—文句部一八年・相州三浦郡太田和村満宗寺弟子・のち八幡長安
寺住職、玄的（指南・寮主一明和六年初見）—礼讚部一九年・相州三
浦郡長井村不斷寺弟子・のち佐嶋福本寺住職、音海（指南・寮主一文
化五年初期見）—文句部一八年・教誓隨身、義底（寮主一文政六年初
見）—無部二六年・相州三浦郡秋谷村正行院弟子・のち浦賀法幢寺住
職、などがあげられる。以上から寮主（指南も含まれる）になるには、
例外をのぞき、入寺一五年・大玄義部以上に達している年高者でなけ
ればその資格のないことが知られるとともに、歴代住職移転出世の際
に随身した高禿者や光明寺末の地元寺院出身の僧がその任に当つてい
る例の多いことに注目すべきであろう。

『入寺帳』には、寮主名とならび指南名が記されている。大部分の
指南は寮主をも兼ねており、入寺所化によつては所属の寮主と指南が
同一人物の場合も少なくない。指南については、たとえば寛永一六年
(一六三九)三月一八日、所化月行事に対し出された条規のうち
に、「一、若輩衆指南坊主無而堪忍不可致事、一、指南捕人者新來二
年之間者五部（姑カ）九条之要文一日一宛無懈怠書可レ被レ致事」とあり、さ
らに貞享二年下知状に、「月行事は令指南初學之所化之間、彼席明
候節転席之僧上座三十八人之内不レ依ニ座之高下、右役儀相勤器量之所
化月行事中被入札方丈吟味之上可レ被申付候事」とみえ、新來所
化大衆の宗学教授の任に當る月行事を指しているものとみられる(な
お月行事を除いた一文字席三八僧を指南席と称していた)。いま指南の
名を年代順に掲げると次のとおりである。(一)宝永五年(正徳四年の間、
文三年の間、廓真(9)・弁榮(5)・懷真(8)・学湛(23)・松
全(16)・檀栄(6)・遵佐(16)・全超(1)・定水(1)・察州
(2)・弁秀(1)・詮廓(2)・教岸(18)・天瑞(1)・義海
(1)・実元(15)・琴良(10)・恵聖(1)・玄門(4)・良義
(37)・舜隨(3)・長玄(2)・超円(6)・惠忍(3)・觀了(1)
・了伝(2)・賈伝(3)・白善(1)・白映(3)・學真(2)の計
四名、明和六年(同九年の間には玄的(9)の名がみえ、文化五年(同
一〇年の間、音海(12)のみ、文政五年(天保九年の間、潮海(42)

・至道（1）の名がそれぞれみえている。指南の数は寮主数と比較し、およそ1/2から1/3ほどであり、それだけに指南は寮主のうちより限られた者が初学の所化大衆について、その指導に当つていたと目される。後期（文化以降）には方丈の直接指南する傾向が著しく、三〇人～五〇人もの所化を対象として教授していた。

六、修学部年と消帳について

檀林における教育課程は、宗学の課目を九部（名目・頌義・選択・小玄義・大玄義・文句・礼讚・論・無部の順）各課目を修得して次部に転ずるのが本来であったが、いつの間にか在席の年数をもって自動的に部転するに至つたもようである。寛文一年の檀林会議の決議による定書第八条に「背_二古來之壁書_一加部加年仕者急度可_二申付_一事、附、中_一二年過可_二致_一部転_二事」とあり、さらに貞享二年（一六八五）の下知状第八条に、「部転之儀如_二有來法式_一一部三年宛勤學之以後可_二転_一之、縱雖_レ為_二老僧_一初學之所化者名目之席三年指置頌義之座_一可_レ移_レ之、不_レ滿_二年席_一僧致_二部転_一儀堅可_レ為_二無用_一事」とみえ、すでに早くから一部三年制のしかれていたことが知られ、あわせて、かかる箇条のみられるところから、三年に満たずして部転する者がしばしばいたことを語つていよう。⁽¹⁰⁾ 実際『入寺帳』に目を通すとそのような事例がいくつもみられるし、逆に三年以上にわたる場合もある。ことに注意をひくのは、延宝・天和期では初入寺の学課が名目部ではなく頌義部から始まっていること、またそうしたことからこの時期は部転が早まっている。恐らく貞享二年の部転に関する条項はかかる当時の趨勢に対

する歯止めとして設けられたものであろう。

さて、『入寺帳』より隨身・追隨身者の部年の判明する一五九九例について、それぞれの入寺時の課部を集計してみると、名目部一一三、頌義部一一八九、選択部三四〇、小玄義部一二六三、大玄義部一二一八、文句部一二〇一、礼讚部一一〇、論部一六三、無部一〇二一となり、選択・小玄義・大玄義・文句・頌義・名目・礼讚・無部・論部の順位になる（この順位は大体において全時代を通じ変化ない）。このことから、隨身および追隨身する所化の修学部年は選択・小玄義といった入寺一〇年前後の者（五重・両脳の相伝を終えたものと考えられる）が多く、新来の名目・頌義と高禿の礼讚・論・無部の者の少ないことが知られる。さらにこの傾向は、初入寺者が減少化をたどる江戸後期の当檀林（田舎檀林）における在山所化の課部構成にもある程度あてはまるのではなかろうか。なお、九部の課目中、第九無部はその名の示すとおり定まつた学科があるわけではなく、實際の学科は前八部二四年で終了することになつている。いま無部僧が多く随身している文政一〇年と天保三年をみてみると、両年で五五人の無部僧のうち三〇年以上の者が三〇人もいる。この時期に高禿者が多く存するには、江戸後期における寺院財政の逼迫や住持成官金に多額の費用を要するためなどで、寺院住職になり難かつたことを十分考慮すべきであろう。ちなみに、無部隨身者の最高年数は三七年であった。

消帳とは、『入寺帳』から名籍を削除することを云う。これにも種々の理由があり、隨身消帳―前述のごとく檀林能化の転住に随つて他の檀林に転籍したり、都合によつて他の檀林に移り除籍されること

(他山・帰山を含む)。成就・消帳——寺院の住職になつていくために除籍されること。病身・消帳——疾病によつて学業継続が困難と認められ除籍されること。命終(往生)・消帳——死亡のために除籍されること。そのほか・辞山・不見届・引込切などがみえる。『入寺帳』への消帳の書込みは本来何らかの理由で全入寺者につきなされているべきであるが、実際は部分的にしか書込みがない。いま享保(天明期)以前には消帳の書込みがほとんどなく、寛政以後も比較的少ない)の消帳記載四六五例の内訳を示すと、成就一一三四、隨身一一〇四、病身一一〇一、命終一六八、引込切一一〇、不見届一一〇、その他(行方不知・隠遁等)一七、ただ消帳とあるもの一三一、である。隨身はともかくとして、病身や命終消帳が三六・三%も占めているのは、当時の檀林における修学条件や教育環境を考える上で参考になる。病身によつて除籍されたもののうちには、のちに再入寺を許可されたものも少なくない。ここではもつとも数の多い成就消帳についてやや詳しくふれてみたい。成就についての記載をみてみると、ただ成就とのみ記されている場合と、小庵成就・寺持成就・国元成就・末寺成就・師跡成就のように記されている場合とがあるが、成就年数にはいずれもさして関係ないようである。成就一三四例のうち再入寺後の成就を除くと一二二例となり、その成就した修業年数は二年と三年まで広範にわたっている。まず一〇一〇年までは四七、一一〇年までは六一、一二〇〇年までは一四例となり、一〇年台が多く、そのうちでも一三・一四・一五年の多いことに気づく。就学五年未満にして成就している者をみると、入寺年齢が比較的高い(一八歳以上)場合が多く、小庵成

就と記されている例の多いところから、おそらく平僧地の庵主におさまったとみるのが妥当のようである。それにしても就学二年(足掛け二年であつて実際には七か月の者と一年四か月の者)ていどでは、五重の伝受がなされたとすればそれはきわめて異例のこととせねばなるまい。成就とのかかわりで、享保(天明期)の添状(縁旨)についての書き込みをみると、再入寺後のものを除き一四五例ある。添状が出された年数(入寺後の内訳は、一三年一五六、一二年一二七、一四年一二三、一五年一一二、一六年一一、一七年一六、一八年一六、二〇年一二、一九年一、二二年一一例である。一三年の事例が圧倒的に多い理由は、元和元年の法度にみえる満二〇年の者に正上人縁旨を、一五年から一九年までの者は権上人縁旨をそれぞれ出すことのできる規定が、寛文二年の檀林會議の決議により、「縁旨之副状如御条目」弥十五年相究候、但無レ拋子細於レ有レ之者不レ論^レ成就不^レ穿鑿之上而十三年以上者可^レ有^レ宥免、縦令何様之儀候共十二年以下堅不^レ可^レ出^レ副状^レ、若此旨違背之能化者中間可^レ為^レ擯出^レ事、附、正上人副状二十年不^レ滿者堅不^レ可^レ出^レ之事^⑬」と変更をみ、一三年から権上人縁旨の持戴状(消帳)と書かれている。右の規定によれば一二年以下には本来添込切添状を出せないのであるが、引込切(これを以て終局とし、上進せず消帳となる)の理由を以て一二年の者にも添状を出している。従つて引込切添状を出された者のなかには、後に再入寺し、正式に成就している例が比較的多い。なお、二〇年以上の正上人縁旨添状に該当する者は三例しかなく、いかに正上人(香衣上人)縁旨を承受することが困

難（経済的にも、手続き的にも）であったかを如実に物語っている。

七、入寺者の出身地域別分布と檀林 本末関係について

表Ⅴは初入寺者の出身地域（旧国別）について、年次ごとにその人數を集計したものである。ここには、一人でも入寺者を出している地域があれば洩れなく掲げているので、総計五五カ国・一一八七人に及ぶ。まず旧国別の入寺者分布状況をみると、（一）当檀林が所在し、多数の末寺が存在する相模一五〇七人（四二・六%）を筆頭に、隣接する武藏（七五人）・伊豆（三五人）・駿河（四三人）・さらに信濃（五〇人）・尾張（二五人）・伊勢（三四人）・近江（五一人）・畿内の山城（八七人）・和泉（二五人）・摂津（五五人）などに集中し、これらで全体の八三・一%を占めているのが注目される。（二）上記の地域は全国的にみて他国に比較し浄土宗寺院の多く存在するところであること。そしてこれらの地域は相模を除き入寺の年次が周期的であり、同一寺院出身者が多い。（三）年間最多入寺数は貞享二年の相模の一八人（当国では一〇人以上入寺の年が一一回ある、他国では天保八年山城の六人、天保三年摂津の七人、延宝三年武藏の八人などが目立つ。）相模については後述するのでこれを除き、上記一〇か国について個別に入寺期の傾向をみてみると、まず山城は明和以降天保期まで江戸後期全般を通じ平均的に入寺者を送り出している。和泉はそれほど顕著な入寺傾向を示していないが、享保期と文政・天保期に比較的まとまっている。摂津は享保期にやや多く、その後天明期以降ほぼ平均

的に入寺者をみている。伊勢は正徳期に集中しているのが目立つ。尾張は文化以前に入寺者をほとんど見ず、文政の後半から天保初期にかけて集中している。駿河は享保期に集中しているのが目につき、概して江戸中期までである。伊豆は江戸中期を中心に寛政初頭までばらつきがある。武藏は延宝～貞享期と享保期に入寺者の集中をみるとともに、明和～天明期を除き全期間を通じて入寺者を送っている。近江は安永後半から天明期と文政～天保初期の二つの期間に全入寺者の六五%を送っている。信濃からの入寺者は江戸後期からであり、ことに天保後半から嘉永期にかけて大部分が集中している。またちょうどこの時期は地元相模からの入寺者がみえず、そのかたがわりをした格好になっているのも注意される。ここで初入寺者の出身地としてもっとも多い相模国をとりあげ、若干の問題点を指摘しておきたい。

相模出身初入寺者五〇七人（うち四人は寺院不明）につき、その出身寺院を丹念に拾いあげていくと、全部で一四七カ寺になる。一カ寺から複数の弟子を送り出している寺院があることは無論のことである。その一四七カ寺の本末関係を『光明寺末寺帳』・『蓮門精舎旧詞』・『新編相模國風土記稿』によつて調べてみると、光明寺末一五四、同又末一三、塔頭一六、計五九カ寺、知恩院末一〇、同又末一七、計三七カ寺、増上寺末一六、同又末一三、計二九カ寺、檀林滝山大善寺末一カ寺、檀林鴻巣勝願寺末一カ寺、不詳一九カ寺、の内訳になり、光明寺の末寺・又末が断然多いことが知られる。ちなみに大橋俊雄氏の調査集計によると、神奈川県下（相模国プラス武藏国）のうち楠樹・都筑・久良岐三郡）には光明寺末が孫末を含めて

【表V】初入寺者出身地域年次別一覽

安永										明和							寶曆					寛延				延享			元文				
9	8	7	6	5	4	3	2	元	9	8	7	6	5	4	3	4	3	2	元	4	3	2	元	4	3	2	3	2	21				
4	3	1	2	7	7	7	4	1	3	6	3	1	2	6	1	2	5	4	2	2	6	6	7	4	6	2	7	4	8	2	仏教文化研究		
1	2	2	2	1	1	1	2	1	2	4	2	1	3	2	1	2	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	11	3	4	14	12	10	11	3	5	8	9	6	7	11	4	3	9	10	2	7	12	14	10	8	13	6	11	8	17	七六			

	文政					文化					寛政					天明																		
地方における淨土宗檀林の展開	8	7	6	5	4	10	9	8	7	6	5	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	9	8	7	6	5	4	3	2	10			
	4	2	2	5	1		2	2	1	3		1	4	3	7	4	3	2	6	1	6	4		6	7	3	6	4	4	4	7			
	1						2		2		2	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1		1										
	1	4																																
	1	1				1	2						1																					
	1	1																																
	1												1	1	4																			
	1												1																					
	1	1	1	2	2		1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	1	1											1																					
七七	4					2	2							1											2	1	2	1	2	4				
	1						1							1												1	3							
																										1								
																										2	1	1	2					
																											1							
	8	5	8	14	2	0	0	10	10	5	5	3	7	8	13	10	11	12	9	5	10	8		1	13	7	7	13	12	8	10	15		

總 計	慶 應	元 治	文 久	万 延
	2 元	2 元	3 2 元	2 元
507		2	7	1
87			5	3
3				
3				
25			1	1
55				1
6				
34			2	3
25		1		
9			1	1
4				
43				1
6				
35				2
75		3	1	1
9				
1				
4		1		
4				
51				2
13				1
6				
50		1	1	1
8				
8				
1				
6				
2				
6				
10				
1				
2				
1				
2				
8				
8				
1				
1				
2				
2				
1				
7				
8				
1				
4				
12				
2				
1				
5				
2				
1				
3				
7				
8				
計	1,187	0 2	13 6 7 25	0 2 3

孫末を含めて一三八カ寺を数え、知増光三山の末寺はその数においてそれぞれ伯仲している。地域的な勢力圈としては、増上寺の末寺は主として武藏国から入って、相模國の中央部から山岳部にかけての山間に多く占地して展開したようであり、これに比して光明寺末寺は三浦半島を主軸に海岸にそって湘南地域に及び、知恩院傘下の勢力は両山の間隙をぬって伸張したとはいうものの、概して西相模地方に多くみられる。⁽¹⁹⁾ つぎに、一四七カ寺のうち一二〇年間に五人以上の弟子を当檀林に入寺掛錫させた寺院を人数の多い順に拾いあげると以下のとおりである。材木座九品寺——三人、田戸聖徳寺・佐島福本寺・藤沢常光寺——二人、山口新善光寺・津久井法藏院・西浦賀常福寺・三崎西念寺——一人、吉井真福寺・長井不斷寺——一〇人、長谷慈照院・浦賀法幢寺・上宮田十劫寺・浦賀尊福寺・金田円福寺・三戸光照寺——九

人・光明寺塔頭千手院・藏田藏田寺・大津淨林寺・山口万福寺・武東漸寺一八人、秋谷正行院・小坪報身院・和田天養院一七人、芦名淨樂寺・長谷慈眼院・平塚阿弥陀寺・真名瀬光德寺・上土棚蓮光寺・長坂無量寺一六人、三ヶ浦清淨寺・太田和滿宗寺・三戸福泉寺・八幡長安寺・長井長井寺・小田原三乘寺・東浦賀東林寺一五人（このほか久里浜伝福寺・伊勢原大宝寺・鴨居西徳寺・小坪香藏寺・堀之内相福寺・名越安養院・走水覺榮寺・八幡正業寺が四人でこれに統く）となる。上記のうち十劫寺（増上寺又末）と三乘寺（知恩院末）・大宝寺（増上寺末支配）の三カ寺を除く四二カ寺はいずれも光明寺末寺または塔頭である。そこで判明する限りの光明寺系寺院出身の初入寺者の総数を集計すると、三四九人となり全体の約七〇%をも占めていることがわかる。このことは、檀林入寺者数はもとより、檀林經營上からも光明寺本末関係が重要な位置と意味をもつていることを端的に物語つていてい

⁽¹⁾ る。ついでながら以下の点にも注目しておきたい。すなわち、上記四二カ寺について『入寺帳』を詳細に当つていくと、半数以上の寺院は、いずれかの時期に学寮主を出していることが確かめられるし、一住職一代に二人以上の弟子を本寺檀林に入寺させている例も少なくない。顕著な例としては、享保～元文期の九品寺学隨一七人、明和～安永期の常福寺智瑞一六人、天明～寛政期の法藏院靈教一四人、文化～天保期の聖徳寺了雄一四人などがあげられ、このほか安政～慶應期の九品寺心達は三人の弟子と寮主たる故をもつて九人の似我弟子を入寺させ、淨業寺諦孝は一人の弟子と七人の似我弟子を入寺させている。初入寺者のなかには表Vに載せられていないものがある。歴代寺主の直弟や、檀林所化の弟子がそれで（前にふれた直弟入寺・似我入寺のこと）総数七六人（寺主の直弟三三人、所化の弟子四三人）になる。ここで云う所化について調べてみると、修学部年は文句部一六年以上の者であり、伴頭・役者・二崩・寮主といった高蔥者がほとんどで、しかも随身僧の場合が多い。寺主・所化いずれも年間に弟子五人までで、それを越えて入寺させることはなかった。時代的傾向としては、初入寺の減少する文化以降に寺主・寮主等の直弟（似我）入寺が顕著である。

【註】

① 抽稿「淨土宗田舎檀林考—江戸時代後期下総国生実大嚴寺の場合—」（『日本仏教』三、号）で『大嚴寺入寺帳』（明和～天保期）の分析を若干試みているのである。

② このうち⁽²⁾『入寺帳』には二三名（初入寺一、追隨身一）の記載があるが、住職の代が年次からいって聴誓代であるべきにもかかわらず、響誓代と記されている点疑問が残るので表には計上していない。⁽¹⁾ 表紙欠の入寺帳綴は一見延宝五年の中途から始まっているようだが、入寺月の配列にも順不同が多く、問題が残るので、表では延宝六年を始期

とした。⁽²⁾『入寺帳』記載の隨身については冒頭に「文政十丁亥歲」と

あるが、第八五世察督就任時の文政五年とすべきであろう。同様に、⁽³⁾ の「天保三壬辰歲」を第八六世聴誓就任時の文政十年、⁽⁴⁾ の「天保八丁酉」を第八七世響誓就任時の天保三年、⁽⁵⁾ の「天保九戊戌年」を第八八世方督就任時の天保八年、⁽⁶⁾ の「慶應二丙寅年」を第九五世等督就任時の文久元年と、それぞれ読みかえて表に人数を計上した。

淨土宗開宗八百年記念慶讚準備局発行『淨土宗全書』（以下『淨全』と略す）二十、五八七頁。

④ 摂門『三縁山志』卷七、「四七頁（『淨全』十九所収）。

⑤ 『諸宗階級』三六六頁（『続々群書類從』第十二宗教部所収）。

⑥ 大島泰信氏『淨土宗史』一五八頁（『淨全』二十所収）。

⑦ 前掲『三縁山志』卷七、「四五頁。

⑧ 前掲『淨全』十九所収、二六頁。

⑨ 大島氏前掲書一七七頁収載史料。

⑩ 同右書一七一頁によれば、貞享三年檀林會議決議七箇条中に、「就三部転三ヶ年一度被相定候、從今年至卯之冬安居之終諸檀林同時可転レ之、勿論臨終及入院部転堅無用之事」とあるは檀林能化が遷化するか、或は普山の際特別に三年未満者に部転せしむることの行なわれたるを見るべし、とある。

⑪ 同右書一六八頁収載史料。

現在、光明寺蔵の末寺帳には、元禄八年九月『末山起立史』三冊之内、正徳五年八月『末山起立帳』卷ノ一、同年同月『末寺起立書』卷ノ二、文化一三年三月『新古物末山并又末起立・寺格由緒等明細書上帳』の四冊がある。

⑫ 「神奈川県における淨土宗教團の展開」（『淨土宗神奈川教区寺院誌』所収）。

⑬ 檀林における本末関係については、先に拙稿「関東淨土宗教團の末寺統制」檀林における本末関係をめぐつて」（笠原一男編『日本における政治と宗教』吉川弘文館発行所収）等を發表しているので、ここでの詳述はさけたい。

淨土教と対話の原理

(一) 対話の比較宗教学的考察

田 丸 德 善

最近、宗教の世界において「対話」ということが大きな比重をもつて語られるに至り、例えば仏教とキリスト教、イスラム教など、諸宗教相互のあいだで、あるいはまた禪と淨土教、カトリック教会とプロテスタン諸教会など、同一宗教伝統の中の異った流派のあいだで、

さまざまな対話の試みがなされつつあることは、周知のとおりである。⁽¹⁾もちろん、背景、性格、内容を異にする宗教相互のあいだでの接触、交渉、影響ということは必ずしも今日に始まるものではなく、すでに以前から、また多くの場所において、事実上行なわれてきたとみられる。しかしながら、それがことに最近の数十年、一その強さをもつて、また意識的に推進されつあることも、また否定することができない。ここで「対話」を論じようとするのも、そのような状況を念頭においてのことであるが、そのための準備作業として、まず対話の概念、ならびにそれが強調されるに至った背景について、簡単にふれておかなくてはならない。

一、「対話」論成立の前提

9

対話が注目されるにいたった前提として、まず指摘できるのは、国際的・文化的な交流の緊密化にともなって、諸宗教のあいだの接触の機会もまた、飛躍的に増大してきたという明白な事実である。概していえば、過去においては、諸宗教はそれぞれ独立した存在として、互いの存在すら殆ど知ることなく、あるいはたとえそれを知っていたとしても、無関心ないし敵対的な対応に終始したことが稀でなかつた。これに対して、現代の状況の一つの特徴は、宗教相互の交渉が他者を理解しようとの意図によって支えられていることにある。⁽²⁾ここで直ちに、異なる宗教の「理解」がそもそも可能であるか、またあるとしても、いかなる程度または形式において可能であるかが問題となるのであるが、⁽³⁾いざれにしても、「対話」という表現そのものが、単に対決のみでなく、少なくとも同時に理解をもめざすという含蓄をもつことは多くの用例からして明らかである。

諸宗教のあいだのこののような相互理解的な傾向は、歴史的にみるならば、まったく先例がないとはいわないまでも、かなり新しいものといえるであろう。すでに約半世紀も以前に、ドイツの著名な宗教学者ルドルフ・オットーは、諸宗教の対話の時代の到来を予想していた。

かれは最早政治的な体制や、経済集団、社会的利害集団ではなく、宗教と宗教とが互いに相対し、しかも教義とか神話とかの周辺的、あるいは外面向的な事柄、または歴史的な偶然の産物ではなくして、精神と精神、理想と理想、体験と体験とが互いに対し合うような、より深い次元での対話が可能になるような「人類史における最高の、最も莊重なる瞬間」を見ていた。⁽⁵⁾もちろん、現状はそのような理想の実現からはるかに遠いとしても、それが歴史の展開の一つの方向を示していることは、認めてよいかと思われる。

より立入つてみれば、このような状況をもたらし、構成しているものとして、さらに、いくつかの要因を識別することができる。まず外面向的なものから始めるならば、対話の可能性ならびに必要を規定している有力な要因の一つは、疑いもなく、近代技術の結果としての交通・情報手段の極度の発達である。それは、おそらく過去においては想像もされなかつた程度にまで、異なる宗教・文化伝統に属する人びとが、個人として、あるいはまた集団として、直接に接触する機会をつくりだした。このような場合、宗教についての相互理解は、世界的な文化交流の一環として、いわゆる平和的共存のための不可欠な条件ともなる。また、直接に対面するのでないにしても、他宗教についての情報の単なる提供そのことが、人びとの精神的・知的な視闇を拡げるのに

大きな役割をはたすことは、多くの実例が示しているとおりである。

さらに第二の要因として、国際的な関係におけるいちじるしい構造の変化をあげなくてはならない。ほぼ近世の初期から、数世紀にわたって続ってきた西ヨーロッパの経済的・政治的・文化的、そしてまた宗教的な優位は、とくに第二次世界大戦を一転機として、以後大きく変わりつつある。中でもアジア、アフリカ、中東地域の諸国・民族の抬頭は顕著であるが、それらは概してヒンドゥー教、仏教、イスラム教その他の、非キリスト教的な宗教伝統の担い手である。このような展開は、少なくとも二つの点で、現代の宗教的状況を規定していることが認められるであろう。一つは、右のような西ヨーロッパの優位を背景にし、部分的には自らをそれと同一化しつつ、世界的な伝道活動をくりひろげてきたキリスト教の側における自己理解の、徐々ではあるが、しかし確実なる変質である。一般的にキリスト教会は、その歴史の大部分をつうじて、自らを「真なる宗教」とみなし、他の宗教から峻別する立場をとつてきた。それは、ほぼ半世紀まえまで、ローマ・カトリック教会のドグマ的な立場の基調であつたし、またプロテスタント側にあつては、一九二〇年代以後支配的であつたいわゆる弁証法神学がその代表であつたといつてよい。⁽⁶⁾しかし、このような路線は、カトリックの側では、とくに第二次ヴァチカン公会議（一九六二—一九六五）を契機として、かなり柔軟化する兆候をみせていくし、プロテスタントの側でも、類似の傾向が認められる。そして、他方では、これと平行するかのように、新しく抬頭した諸民族の宗教の、他文化圏への浸透、ないし積極的な伝道活動がはじまっている。⁽⁸⁾これらが相補つ

て、対話の可能性ならびに必要を規定していることは否定しえない。

右に述べたのは、国際的かつ巨視的な脈絡についてであるが、これに對して、それぞれの社会の内側における状況が、第三の要因としてあげられるであろう。いわゆる世俗化 (secularization) と、その必然的な隨伴現象としての宗教の多元的併存 (pluralism) の事実がそれである。いうまでもなく、ある程度の規模の社会の中で、異った系統や組織をもつた宗教体が、時を同じくして併存するということ自体は、なんら新しいとはいえない。とくにわが国をはじめ、いわゆるアジア諸国においては、それは歴史のかなり大きな部分をつうじてみられる一特徴ともいえる。しかしながら、一般に近代化の過程における社会機構の巨大化と分化、そしてその一環としての宗教と国家の分離（政教分離）への方向が、かつてのように統一的、かつある程度まで筆質的な宗教文化の存立を困難にし、多元化への道をひらいたことも明らかである。それが、前記の諸要因とも相俟つて、宗教の相互の対話を可能にもし、また必要にもしているのである。

二、「対話」の概念と基本構造

以上、現代において、宗教の対話が要請され、また少なくとも部分的に実現されつつある時代史的な背景を素描的に述べたのであるが、仏教ならびに浄土教に対するその意味を明らかにするには、さらに「対話」の概念をより明確に規定しておくことが不可欠である。そもそも「対話」とは、いかなる事態をさすのであるか。またそれは、出会い、接触、理解、コミュニケーション（交り）など、関連する諸

概念といかかる点で一致し、あるいは区別されるのであろうか。

すでにこれまでの考察では、対話を差当つて伝統的な意味での制度的・組織的宗教の相互関係の一形態として捉えておいた。すなわち、それはただ事實としての宗教の接觸ではなく、ある程度まで意識的な関係であり、しかもそれに参加する側での、なんらかの程度における開かれた態度なくしては成立ちえないものである。他者の存在について、まったく無知である場合はいうに及ばず、最初から自己の立場を絶対化し、他者に聞くことを拒むならば、およそ対話ということは不可能である。そのような態度がとられるならば、対話は成立せず、いわゆる断絶に終るほかない。これは、いわば対話の欠如態とでもいるべきものであろう。過去において、多くの宗教ないし宗教集團が、その「教義的不宽容」 (dogmatische Intoleranz) のゆえに、しばしば対話の実現を阻み⁽⁹⁾、あるいは極めて不完全な形に終らせてきたことは、上述のとおりである。これに対して、宗教の対話が可能となるための基本的な条件の一つは、他者を理解しようとする用意であり、しかもただ外面向てではなく、それを自らと同じ真正な宗教として理解し、肯定しようとする意志でなくてはならない。

このことは、さらに進んで、対話というものの基本的な構造にわれわれの目を向けさせる。いうまでもなく、対話は言葉という、すぐれて人間的（動物的と區別された意味で）な媒体なくしてはありえない。この意味では、対話は言語という共通の媒体をもつてする、主体と主体とのコミュニケーション（情報交換）の一形式であるといえる。しかししながら、言語をもつてする伝達がすべて対話であるわけではない。

同じく言語的であつても、例えは獨白 (monologue)、あるいは一方的な語りかけや、またまったく中立的・客観的な叙述などがありうるからである。もつとも、これらにしても、およそ有意味であるためには、少なくともそれを聴取し、理解する相手を暗黙のうちに予想しているといえなくはない。その限りでは、これらの形式は、さきに指摘した欠如態よりはやや弱い意味で、潜在的ないし可能的な対話と考えることもできるであろう。けれども、十分な意味で対話と呼ばるべきものは、やはり具体的には問答や討論の形で示されるような、相対する主体のあいだでの、相互規定的な語り合いといわなければならない。

このように欠如態、あるいは單なる可能態ではなく、十分な意味での対話 (dialogue) とみられるものの中には、ある明確な構造が横たわっているように思われる。それは何よりもまず、対立と統一、あるいは連続と非連続という定式によつて表現することができるであろう。さきにも述べたように、対話の成立するための基本的前提は、たがいに他者である主体が相対することであるが、それらが相互の主体性を認めつつも、まず共通の言語によつてつくられた場によつて、さらには共通の関心の対象によつて、結びつくところに対話の本来の性格が示されるのである。ギリシア語で、ことばを意味するロゴス (logos) が、また同時に理性ないし理法をも意味し、なんらかの普遍的なるものをもさすという事実は、この点できわめて示唆的である。すなわち、およそ対話は普遍的なる場における個的なるものの相互規定によつて可能となるのである。⁽¹⁶⁾

今述べた対立の統一——それはまた弁証法的(=対話的 dialektisch)

とも呼ぶことができよう——ということは、しかし、まだ対話の一つの側面を捉えたものにすぎない。それはいわば対話の静的な構造をいつたものであるが、同時に対話は動的な運動ないし過程でもあるからである。すなわちそれは、ことばのやりとりを通じて、ある目標に向うという方向性をもつ。そしてそれは、この点で、ただ断片的な会話とは異なるものといわなければならない。このことを最も古典的な形で示したのが、ソクラテス (プラトン) 的な対話であることは、いうまでもなかろう。そこでは、対話は究極的に真なる認識に到達するための一つの過程であつて、その中で、参加する者の各々がいたいていた謬見が破られるとともに、やがてより高い次元での知にまでひき上げられることがある。たしかにそれは、ギリシア的な色彩のつよいものではあるが、しかしある意味で、対話一般の特質を示しているとみることができる。つまり、対話においては、それに関与する主体は、あくまでもその自己同一性を保持しつつ、しかも他者との交渉をつうじて高められ、変革されることが可能となるのである。

これまで、きわめて概略的な形でその構造を分析したのは、主として人間的主体（人格）相互における言語をつうじての交渉としての対話についてである。そして、対話がここにその本来の成立の地盤をもつことは、おそらく何の疑いもなく明白であると思われる。⁽¹⁷⁾ 「対話」という表現も、それによつて指示される事象そのものも、ともに人格的ないし人倫的な生の中から生まれるものに外ならない。しかし、最後に指摘しておく必要があるのは、そのようなものとしての「対話」が、類比的あるいは象徴的に、他の領域にも転用されることが稀でな

いという事実である。すでにプラトンの中には「自己との対話」というような考えがみられるが、われわれにとって差当りより重要なのは、次の二つの場合であろう。

一つは、対話を個的・人格のあいだでなく、集団・組織（教派・教会など）の次元に置換してみる場合である。もちろん集団も個人からなる限りでは、宗教集団（教団）相互の対話ということも、まったく不可能ではないかも知れない。しかし、集団や組織というものが個人と異なる次元に属することはやはり動かしがたいから、その対話について語るのは、比喩的な意味以上のものを持つものではない。考えうるのには、せいぜい集団の代表としての個人どうしの対話であり、それが時として大きな影響力をもたらすことは、たしかに事実である。けれども、この点を忘れて、恰も教団・教会どうしの対話と理解とが容易に実現しうるかのように思いこむとすれば、それは幻想的というそりを免れないであろう。

対話概念の類比的適用のもう一つの場合は、人間と絶対者（超越者）との関係である。それが絶対者についての人格的な表象、いわゆる人格神観をもつ宗教にしばしば現われることは当然といってよい。その際、人間から超越者（神・仏など）への語りかけは、一般的に「祈り」と呼ばれる形式をとり、逆に超越者の側からの人間への語りかけは、啓示（言語による）とか説法とかの形で行なわれることになる。それらの実例は、仏教、とくに浄土教やキリスト教はじめ、世界の宗教史上で殆んど無数に見いだされる。ただ注意しなければならないのは、仔細みると、とくに後者の超越者からの語りかけが、直接

ではなく、殆んどねになんらかの仲介者、例えば靈媒、預言者、説法者などを介して行なわれるということである。この点からも、少なくとも現象的にみる限り、超越者→人間の対話ということは、あくまでも象徴的なものとしてのみ理解しうるのであって、文字どおりには考えがたい。しかも、こうした祈りや啓示などの表現された記録としての經典・聖典の文学的様式をみる時、それらは多く一方的な語りかけの形をとっており、字義どおり対話の形式をもつものは甚だ少ないことにも、注意しておく必要がある。さきに規定したところによれば、それらは完全な対話というよりは、むしろその可能態に外ならない。もちろんこれは、超越者→人間の対話の可能性を否定するものではないが、それはどこまでも類比的な言い方なのである。換言すれば、それは現実には、いわば超越者を背負い、それに包まれた人格相互の対話の形をとるほかないのである。

三、仏教ならびに浄土教と対話

宗教の対話あるいは宗教における対話ということが、しばしば語られるにも拘わらず、きわめて複雑な様相をもつことは、すでに述べたところでも明らかであろう。次にこれらを前提にしつつ、仏教および淨土教と対話という本題に向わなければならないのであるが、以下の考察は、さまざまの制約のため、いくつかの論点を示唆するにとどめた試論であることを、予め断つておきたい。

仏教について、まず一般的に言えることは、前述のような意味での対話の欠如を結果するような要因が、比較的少ないとすることであ

る。最初から自らの宗教的立場を絶対化し、他者を否定するようないわゆる不寛容は、「外道」「外法」あるいは「邪見」などという用語の存在にも拘わらず、仏教の歴史において主流であるとはいえない。むしろそれは全体として「寛容」的な宗教として性格づけることがで、ことにキリスト教、イスラム教など、他の世界宗教と比較する時、それは一層いちじるしいのである。その理由としては、いろいろのことが指摘できようが、歴史的には、仏教がかつて統一的、普遍的な教団組織を形成したことがなかつたとの事実が注目される。しかし、さらには根本的には、仏教がすぐれて体験志向的な型の宗教であつて、他者への開かれた態度を阻害しがちな教条主義を成立せしめにくく、例えれば龍樹の「八不中道」に示される⁽¹⁾とく、固定された見⁽²⁾教説に、ただ相対的な位置をしか与えなかつたことが考えられる。その意味では、仏教は対話への豊かな素地をふくむものといふことができる。

そしてこのことは、法然淨土教についてみても、殆んどそのまま当

てはまる。いうまでもなく、淨土開宗の基本である「一向専修」の立

場は、聖道門に対して淨土門を、また雜行に対し念佛の正行を「選

択」することであり、その限りではきわめて排他的であるようにみえ

る。しかし、事実は必ずしもそうではなく、例えれば『和語灯録』の中

には、「異解」「異学異見」「余行」の人をあなどりしるべからず

との教えが、繰返し述べられているのである。⁽¹⁾このような柔軟さは、

基本的には、「教をえらぶにはあらず、機をはからふなり」（同「要

義問答」）との、いわゆる対機説法の立場から生ずるものといえるが、

この同じ態度がまた「十二箇条問答」「百四十五箇条問答」など、す

ぐれで対話的な文章を生みだしたものである。しかも、これらの対話・問答の内容は、それらがけつして世俗的な立場や、対立する見解への無原則的な妥協ではないことを示している。」のことは、すでに「深心」についていわれる信機・信法ということの中にふくまれているものではあるが、法然は一方で法（本願）という根本的な原則を堅持しながら、他方ではそれを個々の具体的な状況の中におかれた人びとの問題に相関させ、決着を指示した。」に、淨土教における対話の一いつの典型を見ることができるであろう。

〔注〕

- (1) 宗教の対話とかそれに類する標題（例えば「出会い」、「相互理解」など）を冠した文献は、最近、急速に多くなりつつある。」では、網羅的なリストを作製する」とは断念して、「のみを掲げておく。歐文のものは J. A. Cuttat, Begegnung der Religionen, Einsiedeln, 1956; Das grosse Gespräch der Religionen, München u. Basel, 1964; A. Holl, Das Religionspräch der Gegenwart, Voraussetzungen und Prinzipien, Wien u. Köln, 1965; W. C. Smith, The Faith of Other Men, New York, 1962; P. Tillich, Christianity and the Encounter of the World Religions, New York, 1963; G. Mensching, Der offene Tempel, Die Weltreligionen in Gespräch miteinander, Stuttgart, 1974; ed. J. Hick, Truth and Dialogue, The Relations between World Religions, Sheldon, 1974, などがあり、また我が国では、土居真後「対話の神学試論」（『ヨルモス・シリーズ』第一集、二一一六頁）一九七一年、マタイス・門脇佳吉・井上英治編『宗教の対話—キリスト教と日本の諸宗教』、創文社、一九七三年が新しい。そのほかにも、例えれば雑誌「出会い—キリスト教と諸宗教」、日本基督教協議会宗教研究所発行、一九六六年などが注目される。これらにも示されることく、少なくとも今までのところ、対話へのイニシアチブは、いずれかといえばキリスト教

ト教の側により顕著であるように見えるが、それは一つには、過去におけるその絶対性主張の固執への反省として理解されるものと思われる。

(2) これは一応、「宗教」をこそ普通に制度的あるいは組織的宗教、すなわち歴史的な成立宗教の意味に解しておくことにする。そのような成立宗教の外に、または基底に、いわばより普遍的な宗教性一般ともいうべきものを想定する立場は、古典的な「自然的宗教」(religio naturalis)論らしい、有力であるし、他方では、最近における「市民宗教」(civil religion)をめぐる論議は、宗教についてのやや別種の理解を基礎にしているところである。このような異なる宗教概念を用いるならば、通常の意味では宗教ではなく、むしろその反対とされるような「イデオロギー」、ないし「擬似宗教」、例えばマルクシズムなどと宗教との対話をえ考えられることになろう。例えば、hrsg. E. Kellner, Christentum und Marxismus heute—Gespräche der Paulusgesellschaft, Wien, Frankfurt, 1966; hrsg. M. Stöhr, Disputation Zwischen Christen und Marxisten, München, 1966; hrsg. U. Duchrow, Weltreligionen und Marxismus or der wissenschaftlich-technischen Welt, Marxismus-Studier, 6. Folge, Tübingen, 1969などがその一例である。しかし、これらをも総括するような広義の宗教概念を導入することは、論点を混乱させる心配があるのや、いりやは伝統的な宗教を中心とするにせよ、なる。

(3) Vgl. G. Mensching, op. cit. S. 11; H. R. Schlette, Einführung in das Studium der Religionen, Freiburg, 1971, S. 92—94.

(4) 現代において、さまざまな形での宗教の相互理解の試みが行われていることは、注目すべき現象である(例えば国際宗教研究所編「円卓集会、宗教の相互理解特集」『国際宗教ニュース』、一九六一年第二号参照)が、アカデミックな次元でも、理解の問題は、とくにワカヘなどにより取上げられる、宗教学の方法論の一つの重要な論題となつてゐる。vgl. J. M. Kitagawa, Gibt es ein Völkerfremder Religionen, Leiden, 1963, bsrs. S. 37—63.

(5) Vgl. Fr. Heiler, Versuche einer Synthese der Religionen und einer neuen Menschheitsreligion, in: Die Religionen der Menschheit in

Vergangenheit und Gegenwart Reclam, Stuttgart, 1959.

(6) ベルトの他宗教理解に関して、最も示唆的なのは、次の箇所である。K. Barth, Kirchliche Dogmatik, Bd. I/2, 1938, §. 17. いのちから弁護法神学の影響は、かなり広範囲に及んでゐるが、その一例としてH. Kraemer, The Christian message in a Non-Christian World, London, 1938をあげておく。

(7) 最近のカトリック神学の新しい傾向としては、Halbfas, Christentum in der Minderheit, 1966; H. Küng, Die Kirche, 3A., 1966; A. Holl, Jesus in schlechter Gesellschaft, 1971などをあらわす。

(8) 非キリスト教のヨーロッパの伝道は、Hutten u. Kortzfleisch, Asien missioniert in Abendland, Stuttgart, 1962などを詳しく述べていて、例えば G. Vicedom, Die Weltreligionen in Angriff auf Christentum, München, 1958 のよう。それをキリスト教世界への「攻撃」へ較べると見る見方もあるが、これはすでに古い立場であると言ふ。

(9) いりや寛容—不寛容に関する一連の問題が生じてくるが、詳細は G. Mensching, Toleranz und Wahrheit in der Religion, Heidelberg, 1955 田中元訳『宗教における寛容と真理』(一九六五年、理想社などを参照のこと)。

(10) この点は、以下(五頁)に述べるような、超越者を背景にした人格相互の対話といふとともに関連していくが、そのより深い解明には、西洋哲学の「無の場所」、あるいはヤスパーの「包括者」の概念などが参考にならう。有名なブーバーの「われと汝」論でも、神と人間のかかわりが、人間相互の交わりを基礎づけることが説かれ、ある意味で似た考え方が示されているようであるが、そこでは、神と人間の対話が結局は象徴的なものである点の強調が不十分のように思われる。むしろ、人格相互の対話は「無」を前提にしてのみ可能なではないであらうか。

(二) Vgl. J. Böckelhoff, Die Begegnungsphilosophie, Ihre Geschichte, ihre Aspekte, Freiburg und, München, 1970; H. R. Schlette, op. cit., S. 94.

(12) プラトン『ソフィステース』、二六三e三一五など参照。

(13) これについては、拙稿「宗教思想の構造と機能」(『哲学年誌』、第三号、大正大学哲学会、一九七〇年)に多少ふれてあるので繰返さない。

(14) 「和語灯録」卷三、「鎌倉三位禪尼へ進ずる返事」、卷四「大胡太郎

寒秀へつかはす御返事」、同「津戸三郎入道へつかはす御返事」等。

(二) 対話をめぐる存在論と心理学

小野泰博

一、仏教とM・ブーバー

W・フィリップ⁽¹⁾は、「ブーバーの哲学的人間学」という論文の中で、ブーバーとケルケゴールの立場の違いを仏教における大乗と小乗との違いというアナロジーを用いて説明している。つまり、両者の違いをなす歴史的、地理的要素を度外視すると、小乗仏教では、個人の清浄さ、行動からの自由、したがって再生の輪廻からの解脱を説くのに対し、大乗仏教は、もう一步進めて、印象的な論理をたどる。すなわち、自分が輪廻から解放されるような完全な姿に達するには、何より我執(self-attachment)を克服しなければならない。しかもこの完全な姿になれば、人はもはや他我への関心をこえて自我への関心をもつようないことはない。しかし、もしこの人格の完成がほんとうに成就され

るなら、それは、もはや冷たいアタラクシヤ(静安)情念に因られて心の乱されることなき状況)あるいはわざとらしい冷静さ(studied imperturbability)ではない。つまり知的なもつたいぶつた、しかも血の氣のないエゴイズムをかくすための仮面の役を果すような静安・冷静さではないというのである。大乗でいう無我は、そんなものではない。キリスト教の愛の教えも、もしそこからセンチメンタリティや、報いに対する一切の望みが排除されるなら、それは大乗の教えに近い。哲学的な見方をすれば、他者を他者として認識し、かつ関心をもつことであるからである。大乗仏教の論理は、菩薩というもつとも温情にあふれた神話の形態をとる。つまりそこでは、当然長く望まれていた涅槃の状態に入るような完成の域に達した人間は、上求菩提をめざす衆生を助けたいという純粹の共感に動かされて、菩薩として具象化された形で、自ら進んで娑婆へもどつてくる。もちろん、ケルケゴール

の哲学やブーバーの哲学と他方仏教そのものとの間には、本質的な違いがある。要するに、単独者 (der Einzelne) としての人間についての教えと仏教の無我の教えとの間には対照的な差異がある。しかし、「我と汝」との関係は、基本的には、涅槃の状態とは、似てもないかもしだれないが、しかしながら、他者を実現する方法が二つあるように、自我を実現する方法にも二つあるのである。大乗仏教の聖者は、衆生済度をめざす点で、ケルケゴールよりも気質的にはブーバーに近いものがあるという。

ところで、ブーバー自身は、その思想展開の過程で、二十二歳から四十四歳はわたる二十年余の間に、初期の神秘主義から中期の実存主義、さらに、最終的にはその対話哲学に達したと言われるが、しかも彼の思想の中には、その初期の思想形成が何らかの形で色濃く対話哲学まで持ちこされているという。したがって、彼も時代の児として、世紀の変り目を生き、科学的な決定論に対する反動としての神秘主義の復活期にめぐり合わせており、それはある意味で十九世紀初頭以来のドイツ・ロマン主義の連続でもあった。つまり、さかのぼれば、ゲーテ、シェリングから敬虔主義者、さらにヤコブ・ベーメの線をたどることができ、そこには当然神話と並んで東洋の宗教への強い興味も加わっていた。そこからブーバー研究者のS・フリードマンは、初期のブーバーにおける仏教の与えた影響の重要性を指摘する。

ブーバーの神についての考え方は、簡単に理解しがたいものであるが、神を「絶対的人格」とか、知りかつ知られるために、人を愛し、人に愛されるために、人格になる存在(神)という性格づけを行なっている。

この見方は、存在の根柢に非人格的な神性 (Godhead) を見、神を、この根源的なものの人格的な顕れとしてのみみる神秘主義者とたるものと分つことになる。神を人格とみない人や神秘家にとっては、ブーバーは神を限定しているようにとられた。その理由は、彼らは人格というものを限定と考え、「永遠の汝」を、神が自らの中に内在しているときの神の呼称と見るからである。しかしブーバーが実際にどう考えていたかは、「宗教と哲学」の中にはつきりでている。そこでブーバーは仏陀の未生、無始、無作為なるもの (Unborn, Unoriginated, Uncreated) への関係を「我と汝」の関係として述べている。その訳は、仏陀は、本質的に、それに対し全存在をあげてかかわりをもつたからでありとする。さらにブーバーは、神の人格的な顕現について次のように言う。

神の人格的な顕れは、その宗教が真実のものであるかどうかをはかる決め手にはならない。大事なのは、私にだけ向きあっているのではないにしても、私に向きあっている大いなる存在 (Being) に対するかのごとく、神に自らを関係づけることである。⁽³⁾

このように、「永遠の汝」は、神のシンボルではなくて、われわれの神との関係である。さらにいえば、神を象徴化してあらわすなどということは、およそ不可能だといつてはいるようである。外に顕れない神を知ることはできないのだから。ここでブーバーにとって大事なのは、神の存在の有無やその効能ではなくて、人間側で神を呼び、神との関係をもちたいとするその働きかけ、言いかえれば、そのダイナミックなプロセスのように思われる。したがって、彼は一九四八年（七

○歳)になつて発表した論文⁽⁴⁾の中で、次のような話をあげている。

コズクのラビ・メンデルは、あるとき、彼のもとに客となつて二、三の学識ある人びとを、こんな質問で驚かせた。「神はどこに住みたもうか」。人びとは彼を笑つた。「何とおっしゃる。世界は神の栄光に満ちているではありませんか」。彼はしかし自分の質問にこう答えた。「神は、ひとが彼を入れるところに住みたもう」。ブーバーはこう述べたあと、「結局のところ、これが問題なのだ」とつけ加えている。ここでも彼は、神秘主義的な汎神論に陥ることを極力、警戒しながら、神とのかかり、就中、生きた対話のありかを強調しているように思われる。

一、汎神論と万有在神論

たしかにブーバーが神秘主義やハシディズムの運動を経て四五歳（一九二三）になつて、書いた「我と汝」は、人間にとっての根元語として魅力ある論説である。これはR・G・スミス⁽⁵⁾のいうように、ネガティヴにはデカルトにはじまつた哲学的認識論の延長線上にあるものであるし、あるいは、ホジティブには精妙な詩的な表現で、かつ捕え所のない（elusive）ような用語で、新しい認識論を公式化したものであるともいえよう。これはブーバーの出会い（Begegnung）とよぶものに根柢をおくものである。この出会いの中に真実の生というものが生ずるのであるが、これは人間と人間との間の生に限定されるものではない。この出会いの生には三つの入口があるとブーバーはいう。一つには、自然との生であり、第二は、他者との生であり、第三は、「靈

的存在」（spiritual existence）との生である。しかもいづれの生も、「汝」の立ちあらわれてくる可能性を孕んでいる。そしてその「汝」のあらわれてきたときこそ、その生はほんものになるというのである。そしてこの眞実の生を、ブーバーは、「関係」ということばで表現している。つまり「始めにことばありき」という。そして人がはじめて自分自身、すなわち「我」になるのは、この「汝」、他者を通してであるという。しかもこの関係のあり方について多くの様式のあることを述べる。たとえば、子どもと母親の関係、芸術作品との出会いのあり方、猫のような動物や樹木のような「非情な」ものの（inanimate being）との関係のあり方、さらに人間にとつては、はかり知れない超一識闇的（supra-liminal）な力との関係様式があげられる。

ところでこの下一識闇的（Sub-liminal）なものも、超一識闇的なものも、汎神論的な体験として、理解さるべきものではないとスミスはいう。ブーバーは、「我と汝」とい本全体へのモットーとしてゲーテのことばを引用している。

かく、待ちたれば、われ、なんじより、究極的なるものをかち得たり。

神の個々すべてのものに、いますことを。⁽⁷⁾

ゲーテの汎神論についてはよく言われることであるが、スミスは、この詩の意味を汎神論としてではなく、万有在神論（panentheism）と解すべきだという。つまり、万物が神なのではなく、神が万物の中にある宿りうるということである。下一識闇的経験がアミニズムと等置されるものでないことを意識してか、ブーバーは、木との「我—汝」関

係について述べたあと、

「それなら、木もわたしと同じように意識を持つていてるというのだろうか。それについては、わたしはなんともいうことができない。しかし、われわれは自分のことをしらべてみて、意識を持つていてることがわかったように思えたからといって、同じことを木にもあてはめてはならない。分析できないものを分析しようとしてはならない。とにかく、わたしは今まで、木の靈とか木の精とかいうものに出会ったためしがないのである。知っているのは木そのものである」(I encounter no soul or dryad of the tree, but the tree, itself)

しかし、スミスが言うように、汎神論と万有在神論とを峻別できるであろうか。それは類概念であるよりも、移行性の性格のものであろう。涅槃經でいう山川草木悉有仏性の世界と報身仏の世界はどうであろうか。ブーバーは、大乗佛教の報身仏である弥勒や阿弥陀仏の中に、「永遠の人間的汝」をみとめている。

三、「我と汝」の存在論と心理学

ブーバーは、宗教体験の心理学的説明をたえず批判してきた。(つまり、人間の愛情関係とか、全人間的な関与(total engagement)といふものは、外からの客観的な基準でははかれないと)いうのである。シユリップがいうようにブーバーの「我と汝」という対話関係は、心理学的次元の問題ではなく、自己の世界における存在を自覚的に認知しようとする存在論的なもの(ontological)なものであるといふ。(9)宗教

は単なる主観的感情の働きといったものではなく、深奥の実在(deep reality)、つまり自分に向いあつている実在(reality which is over against him)との出会いであるという。そして宗教に似て眞の宗教ではないものとして、次の三点をあげる。つまり(1)宗教の本質は感情であるという見方は、神から切り離された、人間の精神それ自身の孤独な戯れであつて、この堕落した時代の擬似宗教であるという。

また(2)神から切り離されないまでも、神との対話的関係を欠いた宗教的感情と同一視されるような神は、神秘主義のものであり、神秘主義は、単なる誇大妄想(grandiose illusion)であるという。あるいは、(3)宗教的感情をもとにして推論でつくりあげられた神は、これもやはり擬似的宗教であり、あしき哲学にすぎないとする。

ブーバーはこうした意味で、宗教体験というものを心理学的に説明しようとする傾向に用心するとともに、神学者や哲学者たちには、哲学的宗教体験というものの中心になるイメージを提供してきた。(つまり彼らのいう神を宗教体験というコンテキストの中にすえることによって、宇宙論、存在論を踏まえてこれを説明してきた。この点で、ブーバーは、経験主義のロックの道徳感覚に訴える宗教に対し、「神の卓越感」(sense of Divine Excellence)に訴えかけることで立ち向つた実験的経験主義者(experimental empiricist)ジョナサン・エドワードや、カントが神学を純粹理性の限界内に限定しようとしたとき、「神への絶対的依存」という無条件的な感覚で神を弁護したシュライエルマッヘルの立場、さらには、絶対的觀念論者が現実(Reality)を神化したときに、人間の現実知覚が人間側の氣質的な実在感覚によつ

て制限されることを主張したW・ジエームスをあげているが、ブーバーもある意味で、上記三人の経験主義的な立場の系譜の中にいれて考えることができる。ブーバーも人間にとつて神はどんな意味をもつているか、ということの探究から神の存在というものを考えようとしている。⁽¹⁰⁾ その点からしてシリップは、ブーバーの立場を根本的経験主義⁽⁹⁾ (radical empiricism) に入れている。⁽¹⁰⁾ しかもその特徴は、内省心理学ではなく人間関係的経験 (inter-personal experience) に中心をおく社会心理学的なものに転換していることであるという。しかもこの対話的経験主義は、その出発から、インター・ペーソナルなものであつて、それは、主体と主体との出会いを意味し、主体が何らかの客体に直面するのではないという。つまり人格と人格との出会いというコンテキストの中で、人と神との出会いを考える。宗教的人格は、絶対的なひとに、出会い、それに全面的な信頼をたくし、そのひとをつかんで離さない。一方哲学者たちは、このすぐれて経験的な対象を、それ(H)のような非人称的な用語で記述しようと試みる。こうした一切の試みについて、それは、経験的根拠からみると、まさに誤れる表現として捨て去る。

四、ユング批判

まさにある意味で根本経験論者であるブーバーは、過去及び現在の広義の理神論にみられるように、そこで扱われている神は、人間経験に入りこむことのできない、このわれわれの住む世界の外に存在する実在であつたり、あるいは、神とはいっても、宗教的観念論者のいう

神は、現実には存在しないかあるいはただ不完全にしか存在しない人間体験の中に内在する力となつてしまい、人間体験からは遊離しまつてゐる。たとえば心理学者ユングのいう宗教は、「純粹の心的内在の宗教」(religion of pure psychic immanence) であつて、ボストン・カント派観念論を心理学へ翻訳したものであるといふ。⁽¹¹⁾ またブーバーにとっては、超越的観念論でいう神は、観念 (idea) ではあるが、実在する神 (existing God) ではなく、他方存在論的な意味での神は、実在する神であり、人間体験を経てはじめてリアルなものとなる。残念ながらカントやヘーゲルの神はこうしたりアルな神とはいえないといふ。つまり近代化された神は、もはや啓示なき神だというのである。つまり、神は自らを啓示せず、人間の前に立ちあらわれて來ない。いかえれば宗教的観念でいう神は、人の心の中で考えられはするが、決して人の前にまざまざと立ちあらわれ、かつ語りかけてこないといふのである。繰り返しブーバーはいう。哲学者たちが神の名で記述するものは、観念以上のものではあり得ない。しかし神は観念ではない。⁽¹²⁾ ただし神の観念は、……人間がイメージとして出てこない神(imagel-less God) を、神という名でイメージとして浮びあがらせようとする人間の描くイメージの中では、もつとも高遠なイメージである。⁽¹³⁾

またブーバーは、「ドグマから呪術への道は一步である」という。つまり、ひとたびドグマの中に固定されてしまつた神は、それを所有することもできるし、利用することもできる。「宗教史上、つねにいたるところで、神は、好運をもたらす者と同一視されるという事実が見られるが、これは確固たる宗教生活にとっては、最大の妨げにな

る」という。(1) ブーバーがここでいう呪術とは、われわれが対話の相手としての大きいなる汝に向わずして、つまり神の臨在を経験することなく、儀礼でもっとこれに対処しようとする態度をさし、神は人間の意のままになる一束の力となってしまう。

またブーバーは、ドグマからもう一方への道をグノーシスであるとする。つまりヴェールをかかげることによつて、かくされたものを作らわにしようとのいとなみであるが、このグノーシスも呪術と同様、対話的生活にとつても、神にふり向かうとする人間にとつても、脅威であるとする。つまりグノーシスの立場は、現実の人間存在のかかえている矛盾に耐え、かつそれを回復することよりも、その矛盾をすばやく見抜き、そこから身をふりほどこうとするのである。ブーバーはこの対照をユダヤ教のハシディズムとカバラとの間の対比を通して説明する。

カバラの体系の全構造は、決して途中で挫折することのない、恐怖でもつて立ちすくむことのない、また屈服することのない確さという原理によって決定されている。他方、ハシディズムの敬虔な態度というものは、挫折し、攪乱させられ、できあいの知識一切が役に立たず、今までに獲得した真理の一切が間に合わないという状況を深く認識させられるのである。

こうしたグノーシスは、現代社会では神知学 (theosophies 黙想によって直観的に靈知を得ようとする神秘的信仰) やオカルトの中だけに見出されるのではない。多くの神学の中にも、その解釈の背後にそれがヴェールを脱いだ姿でみられるという。この意味でグノーシスは

歴史的な概念ではなく、C・ユングの所説を通して精神分析にもあらわれているというのがブーバーの主張である。つまりその神秘に対する信仰の態度というのも知らずに、神秘的なものを扱おうとする姿が心理学にみられるが、それはグノーシスの現代版であるという。グノーシスは、単に歴史的カテゴリーとしてではなく、普遍的なカテゴリーとしても理解される。グノーシス、それは無神論ではない、無神論は神を絶滅させてしまう。というのは、今まで神のイメージを拒否してしまうからである。グノーシスの方は、信仰の現実には正面から対立するものである。これがブーバーの考え方である。

ところで、ユングは、神を歴史的な集合心性の古態的 (archetypes) の投影によつて引きだされたものとみており、また人は自分自身を divine self へと自己肥大 (self-inflation) させることがあるという。このように、ユングは、あくまで、人間の側の体験様式という立場から宗教体験を説明する。そういう意味では、人間がなぜ、大空に空とぶ円盤を見たがるのかという点から、空とぶ円盤そのものの実在かどうかを一応、カッコにいれておいて説明する。これは仏教におけるマニダラ体験についても同じ見方をする。こういう点からすると、これも現代的グノーシスであるというブーバーの批判は、一つの現代批判としてはあたつているであろう。しかしユングの言うように、そうした古態型の人間にとっての原初的体験であるがゆえに、それはまた形、姿を変えても人間にとっての不变的な体験様式であるともいえよう。

しかしブーバーの対話強調の姿勢は、あるいはユング的に言えば、この地上での日常的な人間関係の世界そのものが、他人を手段とし、

モノとしてしか対処できなくなっていることの、神への投影であるとも言えなくはない。そこから精神療法的な治療場面に、ブーバーのいう「出会い」のことばが導入されようとしていることは、患者と治療者の間柄を、コントакトがとれる、ラボールがついたなど電気の接触のような物理的表現であらわして來た態度への反省とみることもできよう。これはある意味で、仏教者が一期一会とか、袖ふれ合うも多生の縁という表現であらわしてきた、日常の出会いでも、かけがえのない、ゆくゆくなくもあり会えたという出会いの場としてきた態度に似通うものがあるのではないか。もうこれ切り会えないかと思えばこそ他人に対して、行きぎりのよいかげんなことでは済まされず、相手に手を合わせて拌むという、相手に仮性を認める立場も、生まれてくるのであるまいか、

すなわち、出会いの場に時間の要素が入り込むことによって、意味が変質する。これがまたイエス・キリストを一回きりの事実と見るキリスト教の立場とも相通じるものがあるのでないかと思われる。

ともあれ浄土教における阿弥陀仏との出会いも、ユングとブーバー双方の立場から解釈できるのであるまいか。また、法然の偏依善導の思想や、親鸞の「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案すれば、ひとえに親鸞一人がためなり」という強烈な意識は、体験としての「出会い」をぬきには考えられない世界であるといえよう。

〔注〕

- (一) R.A.Schlipp ed., *the Philosophy of Martin Buber*, 1967, P.79-80
- (二) M.Friedman, *Martin Buber - the Life of Dialogue*, 1956, P.27

- (3) ibid., P.225
- (4) 「ベニド・ヤマによる人間の道」(ブーバー)『祈りと教え』理想社, 1966, P.91
- (5) R.G.Smith, Martin Buber, 1966, P.16
- (6) (アーヴィー)『孤獨と愛』創文社, 1953, P.26
- (7) R.G. Smith, op. cit., P.17
- (8) 野口啓祐訳 op.cit., P.139
- (9) P.A. Schlippele, op. cit., P.240
- (10) ibid. P.470
- (11) M.Buber, *Eclipse of God*, 1952, P.78
- (12) ibid. P.67~68
- (13) ibid. P.84
- (14) Friedman, op. cit., P.113~114
- (15) Kabola 『トライの神秘説や、ヨダヤのラビや中世の神学者たちの間にに行われた経典の伝統的解釈』一般に神秘教をさす。

法然上人の至誠心釈について

藤 堂 恭 俊

あるものとして表現したであろうか、(2)とくに問題視されている「三部經大意」の所説を、いかに受けとるべきか、という二点を究明するにある。

- はじめに
一 善導釈にたいする法然の関心の所在
—遺文にみられる善導釈の引用—

- 二 「三部經大意」の至誠心釈に関する異本の比較対照
三 専修称名の一行為煩惱を嫌厭せず

- 遺文にみられる善導釈の引用—

- 四 定散の二善は弘願に移行すべきである

- 「三部經大意」所載の至誠心釈の吟味 その一

- 五 「三部經大意」所載の至誠心釈は法然の所説か

- 「三部經大意」の至誠心釈は法然の所説か
六 「三部經大意」にはなぜ至誠心釈の大半が削除されているのか
—「真実といは内外相応の心也」
—諸遺文の比較対照を中心として—

- 七 内外相応の実際について

- 心と行とのかかわりにおいて—
はじめに

拙稿の意図するところは、(1)善導によつて示された至誠心釈を、法然はどのように受けとめ、それをみずから説としてどのような内容

法然上人の至誠心釈について

く、法然の思想教学の全般にわたつてなされるべき課題であり、そうした課題の解決によつて始めて、尊空二祖教学の同異と、そのよつてきたる所以が明瞭となるのであるから、そうした課題の解決をへてこそ「偏依善導一師」の内容と、その実際を知ることになるであろう。今そのような課題を意識しながら、当面の問題である「法然上人の至誠心釈」について論究を進めたいと思う。

法然は善導所説——「往生礼讚」前序ならびに「観經疏」散善義に示されている至誠心釈を、どのような受けいれ方をとおして、至誠心そのものに関する理解をふかめ、かつ起行とのかかわりという実際問題にたいして、どのようにとり組んだであろうか。それについて法然は善導の至誠心釈を受けいれるにあたつて、法然自身にいかなる関心、姿勢が既存していたかを、まず問わなければならない。このことは法然の至誠心釈が、善導釈の单なる伝習の域にとどまるものであるか、あるいはそうでないかを考える上に役だつことであろう。とくに「学問は、はじめて見たつるは、きはめて大事なり。師の説を伝習はやすきなり」（「四十八卷伝」卷第五第一段）という法然の述懐に、彼の学問にたいするきびしい姿勢を伺うことができる。師説をそのまま受けつぐことは容易であつても、ものの根源をたずね、真実にふれ、根本義をあきらかにしようとすることは至難なことである。しかしそれをあえてこころみようとする法然を、单なる師説にたいする盲目的な追従者視することは、さけるべきであろうと思う。そういう点をあきらかにする上にも、法然の関心、姿勢が善導釈のいかなる箇所にたいして示されているかを知るための作業として、法然はその遺文のなかに

善導釈のいかなる箇所を引用したかをあきらかにしようと思う。

いうまでもなく善導の至誠心釈は「往生礼讚」の前序と「観經疏」散善義とに示されている。法然は前者について、いかなる引用の仕方をしているであろうか。「建仁四年二月十七日 黒谷上人為伊豆山源延所披集之要文也」という奥書をもつ「淨土宗要文」には、「一者至誠心。所謂身業礼^三拜彼仏。口業讚^二歎稱^三揚彼仏。意業專^二念觀^三察彼仏。凡起^三三業^一必須^二真実^一。故名^二至誠心^一」といふ全文を引用している。また「往生大要鈔」にはその全文をほとんどそのまま和文に写しかえて引用している。この「往生礼讚」の釈文を引用する法然の二遺文を比較すると、「往生大要鈔」は「往生礼讚」の釈文に統いて「観經疏」の釈を引用しているのに反し、「淨土宗略要文」は「観經疏」の釈文を引用していないのである。この点で両者は対蹠的である。このように「往生礼讚」の釈文が二遺文において全文引用されているということは、その釈文が短文であり、「観經疏」の釈文の十分の一といふ長短の差が見られることに起因すると思われる。また次に表示するように、「観經疏」の釈が多くの遺文の上に引用されているのに反して、「往生礼讚」の釈がただ二遺文にしか引用されていないという事実は、その両者に示される善導釈がもつ内容に起因するのである。

F	E	D	C	B	A	整理番号 書目
法然上人の至誠心釈について	又真実有二種一者自利真実二者利他真實言ノ自利真実者復有三種一者真実心中制捨自他諸惡及穢國等行住坐臥想同一切菩薩制捨諸惡我亦如是也	何以故正由彼阿弥陀仏因中行菩薩行時乃至一念一刹那三業所修皆是真実心中作凡所施為趣求亦皆真実上	若作如レ此安心起行者縱使苦勵身心一日夜十二時急走急作如烈灸頭然者衆名雜毒之善欲迴此雜毒之行求生彼仏淨土者此必不可也	不得外現賢善精進之相内懷虛假上	経云一者至誠心至者真誠者实欲明ノト生身口意業所修解行必須ニ真実心中作	「觀經疏」散善義
			5		△1	要第八義問答
				4	△1	善導积はこの給し善導の積はこの給し三和尚視はて心尚觀はい疏
				2	1	淨土宗略抄
				2	1	往生大要抄
	4			2	1	御消息
				2	1	三部経積
			1			三部経大意
				2	△1	大胡太郎寔秀につかはす御返事
					△1	七箇条起請文第六問答
				1		選択集第八章私積段
		1	2			三心科簡事
1	2	1	2	1	8	引用回数合計

								G
								二者真実心中勤三修自他凡聖等善一真実心中口業讀歎彼阿弥陀仏及依正二報一又真実心中口業毀厭三界六道等自他依正二報苦惡之事亦讚歎一切衆生三業所為善一
								若非善業者敬而遠之亦不隨喜也
								又真実心中身業合掌禮敬四事等供養彼阿彌陀仏及依正二報一又真実心中身業輕慢厭捨此生死三界等自他依正二報一又真実心中意業思想觀察憶念彼阿弥陀仏及依正二報一如現目前又真実心中意業輕賤
	I	J	K	L	M			
備考								
引8字△最初のみ		6	3		2			
に釈64 るのは、 ありな深5 か心、		3	5	4			6	
		4	3					
		3			5			
							2	
を引8字△最初のみ								
み8字△最初のみ								
		4	3	1	1	1	0	1

数字は遺文に記されている順序を示す

向けられているかをあきらかにしようと思う。

この表示によって知られるように法然は、「観経疏」に示される至

誠心釈のA・Bの箇所を各八遺文に引用し、Mの箇所を四遺文に引用

し、Lの箇所を三遺文に引用し、Dの箇所を二遺文に引用し、C・E・Fの箇所を同一遺文に引用し、H・Kの箇所を同一遺文に引用し、Jの箇所を一遺文に引用している。この引用箇所によつて知られるよ

うに法然は、善導の至誠心釈のすべてを引用していないのである。Iの箇所については、いずれの遺文も一顧すら与えていないのである。この表示によって知られる善導釈の引用度数は、その箇所に関する法然の関心度を示すものであり、A・Bのごときは関心度の最たるものであり、それに続くのがMとLとある。MはBと、LはAとそれぞれ関係をもつて、その引用度数の高さが理解されるであろう。

二 「三部經大意」の至誠心釈に関する異本の比較対照

法然は善導の釈に導かれて至誠心をどのように理解したであろうか、ということを究明するにさきだつて、テキスト自身に問題をもつて遺文もあることであるので、そうした点について検討を要するものに限つて比較対照をこころみ、検討を加えたいと思う。

前項における表示にとりあげられた法然の十種におよぶ遺文は、建久九（一一九八）年の撰述による「選択集」を除いて、その他のすべては成立年代不明の遺文ばかりである。従つて成立年代順にこれをならべて、法然の至誠心に関する説明の仕方、内容の変化を考えることは不可能なわけである。そこでそれら十種の遺文のなか、とくに検討を要すると思われるものは「三部經大意」と「法然上人伝記」所収の「三心料簡」との二種である。なぜならば「三部經大意」は他の遺文と違つて、至誠心に関する限り善導の釈を長文にわたつて引用しているという特徴をもつものであり、さらにこの本の異本とみられる「三部經大意」と、きわだつて具略の相違がみられるからである。この「三

部經大意」には金沢文庫所蔵本と高田専修寺所蔵本との二種の写本が現存している。前者はその表紙の左上に「三部經大意」とあり、またその右下に「良聖」の署名があり、さらにその下に花押をもつものであり、奥書に「三部經大意 源空撰 建長六年甲丑五月十五日於平針郷新善光寺…書了」と記されている。この建長写本の本文については夙に恵谷隆戒博士によつて、「淨土宗第三祖然阿良忠上人伝の新研究」（仏教専門学校金沢文庫淨土宗典研究第二 昭和九年十月刊）の附録の随一として、その解題とともに印行されている。後者については、雁皮紙の表紙のなかに挿入されている第一紙の中央に「三部經大意」と記し、その左下に「釈慶信」の署名がある。第二紙から始まる本文の巻頭、いわゆるはじめの内題の五字（外題と同じ）を記し、その下に「高田専修寺」の墨印がおされている。第三十九紙右の第四行をもつて本文をおわつて、その次の行に六字名号と、その左下に巻頭と同じ墨印を押捺し、第三十九紙左に一行をもつて「正嘉二歲戊午八月十八日書写之」と記している。またこれら両本の異本とされている「三部經大意」は元亨元年七月、「黒谷上人語灯錄」の編者望西樓道光了慧みづからが、七十九歳の老眼をもつて執筆したのを版におこしたものであり「和語灯錄」としては一番古い版本として現に龍谷大学に所蔵されている。今ここに三本の内容を考えるにおいて建長・正嘉の両写本は「真宗学報」第十七号（昭和十年十二月刊）掲載「建長正嘉両本対照」により、元亨版はその写真を用いて以下それら三本の比較対照をこころみることにしよう。この三本の比較対照表において「三部經大意」の至誠心に関する箇所を、便宜上三段に区分し、理解を容易ならしめ

建長六年写本

正嘉二年写本

元亨版本

備考

善導和尚尺テ言ハク A 至ト者真
誠ト者実…也 一切衆生身口意業

善導和尚釈シノタマハク 善導和尚釈し給はく…至といは真なり
ナリ…誠トイフハ実ナリ 一切衆生ノ身誠といは実なり

口意業…修スルトコロノ解行カナラス 真誠といは實なり

ニ修ル所ノ解行必真実中…心ノ中ニ 一切衆生の身口意…業

疏

「觀經

〔A〕

〔A

シ時キ…乃至一念モ一刹那モ三業ニ所修皆是真實心…中ニ作ニヨリテナリ 凡所施趣キ求ルカ為ニ亦真實ナリ
又真實ニ二種有リ 一者自利真實
二者利他真實ナリ…自利真實ト者復二種アリ一者真實心ノ中ニ自他ノ…諸惡及穢國等ヲ制捨メ一切井ト同ク
諸惡ヲ捨テ諸…(十左)善ヲ修シ真實心ノ
中ニナスヘシト云ヘリ

ヲ行シタマヒシ時…乃至一念一刹那モ三業ニ修スルトコロ…ミナコレ真実心ノ中ニナス オホヨソ…施為趣求スルトコロ マタミナ真実ナルニ…ヨル又真実ニ二種一二ハ自利ノ真実…二ニハ利他ノ真実ナリ真實ニ自他ノ諸…惡及穢國等ヲ捨捨シテ一切菩薩トオナ…シク諸惡ヲステ諸善ヲ修シ真実ノ中ニ…ナスヘシトイヘリ

此外多クノ尺有リ … 賀^(タマシ)
ル我等カ分ニコタエタリ 但此至誠心
ハヒロク定… 善ト散善ト頤願トノ三門ニ
ワタリテ尺セリ 是ニツキテ… 惣別ノ
義アルヘン 物者自力ヲ以テ定散等シ^(シの字塗抹)
ヲ修シテ… 往生ヲサカ… フ至誠心ナリ
別者他力ニ乘シテ往生ヲ願スル… 至誠心
也 其故ハ^(衆の字塗抹)疏ノ玄義分ノ序題ノ下
タニ云ク B
定… 即
慮ヲヤメテ以テ心ヲコラン 散ハ
即惡ヲ廃シテ以テ善ヲ… 修ス 此ノ二善
ヲ廻シテ往生ヲ求也 弘願者
大經ニ説カ… (十二右如シ) 一切ノ善惡
ノ凡夫
生ル、事ヲ得ハ皆阿弥陀仏ノ大…願
業力ニ乗シテ増上縁トセスト云事ナシ
トイヘリ 自力ヲ廻シテ他力ニ乘ル事

ラカ分ニコエタリ タ、シコノ至誠心ハ
ヒ…(五十石)ロク定善散善弘願ノ三門ニ
ワタリ祝…セリコレニツキテ摠別ノ義ア
ルベシ 摠トイフハ…自力ヲモテ定散ガ
ヲ修シテ往生ヲ願フ至誠心也 別トイフ
ハ他力ニ乘シテ…往生ヲネカフ至誠心ナ
リ ソノユヘハ疏ノ…玄義分ノ序題ノ下
ニイハク 定ハスナワチオ…モヒフト、
メテコ、ロフコラシ 散ハスナワチ惡ヲ
ト、メテ善ヲ修ス コノニ「善ヲメ」クラ
シテ往生ヲモトムルナリ 弘願トイフハ
大経ニトクカコトシ 一切善惡ノ凡夫ム
ル、コトヲウルハミニナ阿弥陀仏ノ大願
業力ニ乗…シテ増上縁トセストイフコト
ナシトイヘリ…自力ヲメクラシテ他力ノ
乘スルコトアギラカナルモノカ シカレ

第二段

傍線Aは善導の至誠心釈の後半の内容を指す

傍縁Bは善導の「觀經疏」玄義分中の序題の文
(B) 定即息々慮以凝心散即廢惡
以修善廻斯二行求願往生也 言弘
願二者如三大經說一切善惡凡夫得生者莫
レ不下皆乘阿弥陀仏大願業力為増上緣

一凡所施為趣求亦皆真實上

又真實有二二種一 一者自利真實

二者利他真實 言自利真實二者 復有二
二重 一者真善心口別、捨自他

二種一 者真實心中能攝自他
者惡及國三行住坐臥想同三一切菩薩

制捨諸惡我亦如是也（「淨全」の十

行分中略) 必須三真寒心中作

明ナルモノカ シカレハ初ニ^C

切衆生ノ身口意業ニ修ル所ノ解行

必真実心ノ中ニ…ナスヘシ外ニ賢善精進

ノ相ヲ現シテ内ニ虚偽ヲ懷ク

事エサレ…ト云ヘル、(宋忠) 其外解行ト者

罪惡生死ノ凡失、弥陀ノ本願ニ…乘シテ

十声一声ニ決定ノ生ルヘント真実ニサト

リテ行スル…是也、外ニハ本願ヲ信スル

相ヲ現シテ

内ニハ疑心ヲ懷ク是ハ不真…(十一左) 実

ノ心也虚偽ノ心也、次外ニハ賢善精

進相ヲ現メ…内ニハ懈怠ナル 是ハ不真

実ノ行也、虚偽ノ行也、貪瞋邪…偽奸詐

百端ニメ惡性ヲカシカタシ事蛇蝎ニ同シ

雖トモ起スト…三業ヲ一名テ雜毒ノ善ト

ス、又虚偽ノ行ト名ク真実ノ善ト不ト名

ニ云ヘリ、自他ノ

F 諸惡ヲステ三界六道ヲ豎厭シテ、皆ナ真

實ナルヘシ故ニ至誠心ト名クト云ハ是惣

…義也

ハハシメニ一切衆生ノ…(十六右) 身口意

業ニ修スルトコロノ解行カナラス…真実

心中ニナスヘシ外ニ賢善精進ノ…相ヲ

現スルコトヲエサレウチニ虚偽ヲイ…

タケレハナリソノ解行トイフハ罪惡生

死…ノ凡夫弥陀ノ本願ニ乘シテ十声一…

声決定シテムマルヘント真実心ニ信スヘ

シ…トナリ外ニハ本願ヲ信スル相ヲ現

傍線C・D・E・Fはすべて「散善」の至誠心釈の文

第三段

A 如何ト者深心ノ下ニ罪惡生死ノ凡夫曠…
劫ヨリ以來出離ノ縁アル事ナシト信スヘ
シト云ヘリ…(十二右)

若此ノ尺ノ如ク、一切ノ卉ト同ク
諸惡ヲステ行住坐臥ニ…真実ヲモチキハ

悪人ニアラス煩惱ヲハナレタル物ナル
ヘシ…彼ノ分段生死ハナレ初果終レタ

ユヘイカムトナレハ深心ノ下ニ罪惡…生
死ノ凡夫曠劫ヨリコノカタ出離ノ縁…ア
ルコトナシト信スヘントイヘリモシカ
ノ…糾ノコトク一切ノ菩薩トオナシク
コレ摠ノ義…ナリ

文 (A) 決定深信自身現是罪惡生死凡
夫曠劫以来常没常流転無有三出離之縁一
ノナルヘシ…(十七左) カノ分段生死ヲハ

「散善」

ル聖者ナホ貪瞋等 ノ凡夫イカニシテカ此真寒心ヲ具スヘキ ヤ此故ニ自力ニテ諸行ヲ修テ至誠心ヲ 具セムトスルモノハ…専ラカタシ千力 中ニ一人モナシト云ヘル是也スヘテ 此ノ…心ハ念仏及諸行ニワタリテ尺セ リ文ノ前後ニヨリ…(十二五)心得エワ カツヘシ例ハ	
四修ノ中ノ無間修ヲ尺メ云ク相続メ… 恭敬礼拝称名讚嘆憶念觀察廻向発 願メ…心々相続メ余業ヲ以テキタシ 不間故名ク無間修ト…又	C
貪瞋煩惱ヲ不來シ間タテ隨テ犯セ <small>(偏の字塗抹)</small>	
ハ隨テ懺シテ…念ヲ隔テ隔ヘタテ時ヲ ヘタテ日ヲヘタテス常ニ清淨ナラシム	
ルヲ…又無間修ト名ト云ヘリ是モ念仏余 行ヲワカチテ尺セリ…初尺ハ貪瞋等ヲハ イワス余行ヲ以テキタシヘタテ…サル無 間修也後尺ハ行ノ正雜ヲハイワス貪瞋… (十三五)等ノ煩惱ヲ以テキタシヘタテサ ル無間修也シカノミナ…ラス二行ノ得 失ヲ判シテ云ク上ノコトク念々相続メ… 命ヲハルヲ期トスル物ハ…十八即十ナ カラ生レ百ハ即百カラ生ル何ヲ以	D
テノ故ニ仏ノ本願ト相應スルカ故ヘニ 教ニ違セサルカ故ニ仏語ニ隨順スルカ故 ニ仏ノ本願ト相應スルカユヘニ…	
オワルヲ期ト…スルモノハ…ハスナワ チ十ナカラムマルナニヲ…モテノユヘ 判シテ上ノコトク念念相続シテイノチ (十九右)ナラス往生礼讚ノ二行ノ得失ヲ	
ノ三毒ヲオコスイカニ…イハムヤ一分 ノ惡オモ断セサラム罪惡生…死ノ凡夫… シ千カ中ニ一人モナシトイヘルコレナリ スヘテコノ三心…念仏オヨヒ諸行ニワ タリテ釈セリ文…ノ前後ニヨリテコゝロ エワカツヘシ例セハ四修…ノ中ノ無間 修ヲ积シテイワク相続シテ…恭敬礼拝 称名讚嘆憶念觀察廻向発…願シテ心心相 続シテ余業ヲモテキタシ…ヘタテスカ ルカユヘニ無間修トナツク又貪瞋…煩 惱ヲモテキタシヘタテス隨テ犯セハ… (十八左)隨懺シテ念ヲヘタテ時ヲヘタテ 日ヲ…タテスツ子ニ清淨ナラシム 無間修トナツク…トイヘリコレモ念仏 ト諸行トワカチ釈…セリハシメノ釈ハ 貪瞋等オハイハス余…行ヲモテキタシヘ タテサル無間修ナリ後ノ…釈ハ行ノ正 雜オハイハス貪瞋等ノ煩…惱ヲモテキタ シテサル無間修ナリシカノミ…	

傍縞Bは「往生直讀」前序の専雜二修の文に基づいている
(B) 修雜業者百時希得三一二 千
時希得三五

傍線C・Dは「往生礼讚」の前序に示される無間修の文
(C) 無間修所謂相続恭敬礼拝称名謹
嘆憶念觀察回向發願心心相統不_下以_二余
業_一來間上故名_三無間修
又不_下以_二三貪嗔煩惱_一來間上隨犯隨懺不_レ令_レ
隔_レ念隔_レ時隔_レ日當使_二三清淨_一亦名_二無間_一

(D) 如_レ上念相続革命為_レ期者十即
十生百即百生 何以故 無外雜縁得
正念_二故 与_レ仏本願得_二相應_二故 不_レ違
教故 隨順俗語_二故

百カ時ニマレニ一二ヲ得 千ノ時マレニ
…三五ヲ得 何ヲ以ノ故ニ 雜縁乱動シ
テ正念ヲ失カ故ニ 仏ノ…本願ト相応セ
サルカ故 教ト相違スルカ故ニ 仏語ニ
随ハ(十三左)サルカ故ニ 係念相続セサ
ルカ故ニ 憶想間断スルカ故ニ 回顧惑

重真実ナラサルカ故ニ 懈愧懺悔ノ心ア

ルコトナキカ故ヘニ等ト云ヘリ 此中貪

(ヘリ…コノ中ニ

貪瞋諸見ノ煩惱キタリ間

断□…スルカユヘニトイヘルハヒトリ雜

云ヘル等ハヒトリ雜行ノ失ヲ出セリ…コ

ムマル、コトヲウトイヘリ

E

至誠心ハ余行ニアリトミエタリ イカ…

ニイハムヤ…廻向發願ノ釈ハ水火ノ二河

ノ…タトヒヲヒキテ 愛欲瞋恚ツネニヤ

キツ子ニウルホシテ止事ナケレトモ深

ニヤキテヤムコトナケレトモ深心ノ白道

タルユルコトナケレハ 生ル、事ヲウトイ

ヘリ、

心ハ余行ニアリト見ヘタリニ況廻向發
願…心ノ尺ハ水火ノ二河ノ喻ヲ引テ愛欲
瞋恚ノ水火常ニウルヲ…(十四右)シ常
ニヤキテヤムコトナケレトモ深心ノ白道
(未点)

心ノ…(三十左)白道タルユルコトナケレハ

ムマル、コトヲウトイヘリ

傍線Eは「散善義」の廻向發願心釈の
取意

ることにした。なお「三心料簡」は他に比較すべき資材がないようであるし、紙数の制限もあるので、本拙稿においては割愛してとり扱わなきことにしたいと思う。

第一段は大体において「散善義」に示された善導の至誠心釈の前半の文章を、多少のよみの相違が認められるが、建長・正嘉両本は片仮名、元亨版本は平仮名まじりの和文に改めたものであり、このなか、両写本のなか建長写本は漢文體を交えたような片仮名まじりであるの

が特徴である。この第一段に限つて、その前半だけを三本比較対照しうるのである。すなわち、元亨版本は正嘉写本と同じく、まず善導の釈を掲載し、統いてそれにたいする法然の釈を記載している。しかし元亨版本は正嘉写本が法然の釈に統いてさらに善導釈の続きの文を掲載しているのを掲載しないで終っている。しかし善導の釈に統いて法然の釈を記載しているという点で、両本は同じ系統に属しているように思われる。これにたいして建長写本は、さきの両本のようすに善導釈

若欲捨々専修雜業者 百時希得一二二
千時希得三三五 何以故 乃山雜縁亂
勸失正念故 与仏本願不相應故
与教相違故 不順仏語故 係念不
相統故 憶想間断故 廻願不感重真寒
故(中略)無有慚愧懺悔心故

に統いて法然の釈を記載せず、始終善導の釈をのみ掲載している。しかし他の二本が善導釈に統いて記載した法然の釈を建長写本は、正嘉写本もそうであるように第二段に記載しているのである。いうならば正嘉写本のように、善導釈の中間に法然の釈を挿入していない建長写本は、さきの二本と同系統のものでなく、別の系統のものとみなすべきであろう。さらにこのことは建長写本が善導の釈文中の「所施為趣求」という文を「所施趣キ求ルカ為ニ」とよんでいることによつても察知される。なぜなれば正嘉写本はこれを浄土宗流に「施為趣求スルトコロ」とよんでいるからであり、建長写本のよみ方は、かの親鸞が「愚禿鈔」卷下に「施し玉ふ所をもつて趣求を為せ」とよんでいるのに近いよみを示しているからである。

第二段は第一段において掲載した善導の至誠心釈を、同じく善導の「玄義分」序題のところに示されている定善・散善・弘願の三門とのかかわりにおいて理解しようとしている。つまり至誠心に総別の二義をたてて理解しているのである。このことは第三段のなかに「此ノ三心ハ念佛及諸行ニワタリテ尺セリ」という考えに置きかえ得る内容である。いな総別の二義はこれを前提としたものであるということが出来るであろう。ついで序題の文を掲載してのち、「廻_二斯_一行_二、求_二願往生_一」という善導の説を、弘願門の意趣をふまえながら、「自力ヲ廻テ他力ニ乘ル事明ナルモノカ」と指摘し、定散二門が弘願門に移行すべきことを示している。このように定散の二門を自力とし、弘願門を他力としているが、自他二力をもつて三門を分別することは、序題文のなかに明示しないところである。

この第二段の冒頭に「此外多クノ尺有リ頗フル我等カ分ニコエタリ」といつているが、このことは第一段に掲載された善導の至誠心釈、および掲載されていない至誠心釈の後半の文の双方において「我等カ分ニコエタ」内容を、感じとつてることを示すものといえよう。しかばいうところの「我等カ分」とはいかなる内容をもつものであろうか。この「我等カ分」については、善導の釈に示されている「解行」に関する法然の釈のなかに看取することが出来る。それは

解行ト者罪惡生死ノ凡夫、弥陀ノ本願ニ乘シテ、十声一声ニ決定メ生ルヘシト真実ニサトリテ行スル是也

というなかの「罪惡生死ノ凡夫」を指していることはいうまでもない。しかもこの法然の「解行」釈は罪惡生死の凡夫が、いかなる心がまえをもつて、いかなる行を行はずべきかを明示している。この文中の「弥陀ノ本願ニ乘シテ、十声一声ニ決定シテ生ルヘシト」というのは「往生礼讚」前序に示される善導の信法の説を受けているように思われる。しかばこの第二段において示そうとする総の至誠心とはいかなる内容をもつものであろうか。

外ニハ本願ヲ信スル相ヲ現シテ内ニハ疑心ヲ懷ク 是ハ不真実ノ心也虚偽ノ心也 次外ニハ賢善精進相ヲ現シ内ニハ懈怠ナル 是ハ不真実ノ行也 虚偽ノ行也 貪瞋邪偽奸詐百端ニ_ノ惡性ヲカシカタシ事蛇蝎ニ同シ 雖トモ起スト三業ヲ_ノ名テ雜毒ノ善トス 又虛偽ノ行ト名ク 真実ノ善ト不ト名云ヘリ 自他ノ諸惡ヲステ三界六道ヲ毀厭シテ 偕真実ナルヘシ
というのがそれであり、安心・起行の両面にわたつて内外相応すべき

こと、貪瞋等の煩惱をはなれた真実の三業をおこすべきこととの二つにつきるようである。このような内容をもつ総の至誠心は、いかなる行を行づる行者に要請されているのであらうか。あるいはまた総の至誠心にたいして「罪惡生死ノ凡夫」である「我等力分」齊に要請される至誠心はいかなるものであり、またいかなる行を行づるのであらうか、という間に答えるのが、次に示される第三段である。

なお正嘉写本は第二段にいたつて真宗特独のよみ方を示している。

すなわち親鸞の「唯信鈔文意」のごとく「外ニ賢善精進ノ相ヲ現スル

コトヲエサレ ウチニ虛偽ヲイタケレハナリ」というのがそれである。

これと同じ善導の釈文は第一段に一回引用されているが、そこではそのようによまないで、「ホカニハ賢善精進ノ相ヲ現シ ウチニハ虛偽ヲイタクコトヲエサレ」とよんでいる。このことは正嘉写本の筆者が親鸞系統に属する人であったことを示すものと考えてよいであろう。

第三段においては「我等力分」に適した至誠心はいかにあるべきか、またその行はいかにあるべきかということを善導の「往生礼讚」の前序に示されている無間修、および専雜二修の文をふまえてあきらかにしている。法然はなぜこのような手続きをとつて問題の解決にあたつたのであらうか。ということは至誠心という安心にかかる問題をなぜ作業に属する無間修、起行にかかる専雜二修とのかわりにおいてなしたのであらうか。おもうに「自力ヲ以テ定散等ヲ修シテ往生ヲ子カフ」場合の至誠心と、「他力ニ乘シテ往生ヲ願スル」場合の至誠心とでは、おのずから相違がなくてはならない、という配慮によることであつたろう。

まず第二段において「我等力分」を「罪惡生死ノ凡夫」とみなした、そのとらえ方の根拠を、第三段にいたつて善導が「散善義」の深心釈に示した信機の文の上に求めている。そこに根拠を得た「我等力分」が、はたして善導によつて示された真実心を具え得るか、否かを問題視している。即ち

彼ノ分段生死ハナレ初果終シタル聖者、ナホ貪瞋等ノ三毒ヲ起ス

何況一分ノ惑ヲモ断セサラム罪惡生死ノ凡夫 イカニシテカ此真実ヲ具スヘキヤ

と指摘し、罪惡生死・煩惱具足の凡夫が真実を具することの不可能なことを明示している。法然はこの文に統いて

此故ニ自力ニテ諸行ヲ修テ至誠心ヲ具セムトスルモノハ専ラカタシ千カ中ニ一人モナシト云ヘル是也

といつてゐるが、いうところの「此故ニ」とは、直前の文との関係からいって煩惱具足・罪惡生死の凡夫は真実を具し得ないことを理由とし、そこに根拠を置いて次に示す結論を開陳しようとするものである。従つて真実を具し得ない罪惡生死・煩惱具足の凡夫は、かりに「弥陀ノ本願ニ乗シテ 十声一聲」する、所謂称名の行でない、諸行を行じても、往生の望みがいたつて稀薄であると、駄目おしをしているのである。

ついで至誠心をふくむ三心は「念佛及諸行」の双方にかかることがを指摘し、その説明に入つてゐる。このことは罪惡生死の凡夫に要請される真実は、菩薩ですらおこしがたいとされる真実心でなく、必ずや凡夫に適した真実として善導の釈の上に示されていなければならぬ

いという前提にたって、「往生礼讚」の文を足場としてその探求にとりくんだことを意味している。逆にいうならば総の至誠心を要請しているような行は、いったいかなる行であろうかということである。いうところの「往生礼讚」の文とはその前序に示されている無間修に関する文で

相続恭敬礼拝称名讚嘆憶念觀察回向發願心心相続不_レ以_レ余業來間上
故名_レ無間修_レ（A）

又不_レ以_レ貪瞋煩惱來間上隨犯隨懺不_レ令_ミ隔_レ念隔_レ時隔_レ日常使_レ清淨_レ亦名_レ無間修_レ（B）

というのが即ちそれであり、このAとBを使いわけることによつて解答を示している。すなわちAとBについて

初尺ハ貪瞋等ヲハイワス 余行ヲ以テキタシヘタテサル無間修ナリ
後尺ハ行ノ正雜ヲハイワス 貪瞋等ノ煩惱ヲ以テキタシヘタテサル
無間修ナリ

と解し、これを専雜二修の文に配紹している。すなわちこの中、とくにBについては、

貪瞋諸見ノ煩惱キタリ間断スル故ニト云ヘル等ハ ヒトリ雜行ノ失_レ出セリ ココニ知ス 余行ニヲヒテハ貪瞋等ノ煩惱ヲ發サヌシテ
行スヘシト云事ヲ コレニナスラエテ思ニ 貪瞋等ヲキラウ至誠心
ハ余行ニアリト見ヘタリ

と結論をくだしている。従つて「貪瞋等ヲイワ」ないAは、「余行ヲ

以テキタシヘタテサル」專修、つまり念佛の一行を相続し、行すべきことを内容しているが、「煩惱ヲ以テキタシヘタテサル」ことに言及

していない限りにおいて、煩惱を念佛実践の上に肯定しているといつてよい。このことについて「散善義」の廻向發願心釈に示される二河の譬喻をもつて証拠だてしている。すなわち

モ 深心ノ白道タユルコトナケレハ 生ルル事ヲウトイヘリ
愛欲・瞋恚ノ水火 常ニウルオシ 常ニヤキテ ヤムコトナケレト

というのがそれである。

なお建長写本は「往生礼讚」前序に説く専修の四得のなか第一の得である「無_ミ外雜縁_ミ得_ミ正念故」をはぶき、また雜修の十三失のなか第十、十一、十二、十三の四失をはぶいている。これにたいし正嘉写本は専修の四得については第二の「与_ミ仏本願_ミ得_ミ相応_ミ故」だけをとりあげ、雜修の十三失については第八と第九だけをとりあげている。

このなか雜修の第八失のとりあげ方は建長・正嘉両写本とも同じであるが、「往生礼讚」に説くところとは順番をかえていることに注目せられる。というのは、第七失に続いて第八の失を掲載しないで第九の失をあげて「慚愧懺悔ノ心アルコトナキカ故ヘニ等ト云ヘリ」と一応文章をきった直後に、「此中 貪瞋諸見ノ煩惱キタリ間断スルカ故ニト云ヘル等ハ ヒトリ雜行ノ失_レ出セリ」というように、第八失の文を置いているからである。この第八失のとり扱い方は雜修の失をとりあげたそのあとでこれだけを独立的に、結論的にとりあげた意図は、とくに「貪瞋煩惱ヲ不來シ問タテ」という無間修との関係をふまえてのことであろう。

なお正嘉写本に「往生礼讚」に説く雜修の第八失を、「慚愧懺悔ノ心アルコトアルカニヘニトイヘリ」とあるのは、おそらく写誤であつ

て、内容的に書き改めたものではないと思う。

三 専修称名の一行は煩惱を嫌厭せず

—「三部經大意」所載至誠心釈の吟味 その一—

「三部經大意」の第二段に「我等カ分ニコエタリ」という述懐にも似た詞は、まさに彼が開宗以前に身をもつて体験した三学非器の自覚において、とらえらるべき性質のものと思う。なぜならば三学非器は法然にとって単に過去の体験という域を脱して、生な体験として、彼の思想教学をなりたたせている底辺でもあるからである。今さらいうまでもないが法然は、三学非器を軸しながら仏道の原点にたちかえり、仏教を見直すことによって浄土宗を開創したのである。教えがそれを実践する生きた機根に先行している所謂「教をえらぶ」ことを特徴とする既成の仏教に対し、生きた機根が教えに先行する所謂「機をはからふ」ことを基本的立場とした法然は、人間の性をふまえ、その上にたった生死得脱のための仏道実践を、称名念佛一行の上に見出したのである。

みずから得脱のためにそのようなとり組み方をした法然は、善導が「散善義」の至誠心釈において示した「一切衆生の身口意業に修するところの解行、必ずすべからく真実心中に作すべし」という詞、「不善の三業をば必ずすべからく真実心中に捨てべし」という詞に出会つて、さぞかしとまどつたことであろう。法然は決して善導によつて示されたそれらのこととに無関心であつたのではなく、むしろ積極的

にその教示に従つて、それに忠実であるうとする努力を惜しむようのはずはなかつた。しかし法然はあまりにも自己に忠実であり、現実にたいしてきびしいだけあって、三学非器である自己の内に見えられそういうないものを、自己を欺むいてまで見えようとはしなかつたのである。

善導はなぜ願生者にたいして、そのように容易に具しがたい真実心を強調したのであらうか。善導は「散善義」の至誠心釈のなかでその理由を

何以故。正由_ト彼阿弥陀仏因中行_ニ菩薩行_ニ時乃至一念一刹那三業所_ヒ修皆真実心中作。凡所_ニ施為趣求亦真實_テと明示しているのである。法然は阿弥陀仏の淨土に往生を果遂するのに、願生者が所生の土の主である阿弥陀仏の真実にかなうのでなければならぬということを理解し得ても、因行・果徳・自利・利他的すべてを貫くに真実をもつてされた阿弥陀仏のそれに、こたえる真実を具え得るであろうか、という疑問を投げかけずにいられなかつたのであらう。私はこのような法然の聞いかける姿勢をとおして、彼が善導の至誠心釈を鵜呑みする単なる伝習者でないと看破する。

この「我等カ分」について前節において指摘したように、第二段のなかに示されている法然の「解行」釈によつて「罪惡生死の凡夫」であることが知られるとともに、さらに第三段に示されるところによると、善導が「散善義」において示した深心釈中の信機を内容とするものであることが察知される。このように理解すると、三心の第一心である至誠心を第二心である深心とかかわらせていることに奇異の念が

いだかれるであろう。しかし至誠心である真実心の真実には固定した、具体的な内容がないのであるから、善導の深心釈に示される信機・信法が願生者に具わってこそ真実心が願生者之上に現われるのであり、阿弥陀仏に帰命し、その淨土を欣求し、願生のおもいにかられてこそ、真実心が願生者の上に現われるのである。法然はかの「往生大要抄」のなかで

至誠心は、深心と廻向發願心とを体とす。この二をはなれては、なによりてか、至誠心をあらはすべき。ひろくほかをたづぬべきにあらず。深心も廻向發願心もまことなるを至誠心とはなづくる也

と述べているとおりである。これを極言すれば第一の至誠心は第二深心、第三廻向發願心によつて内容づけられるのである。この内容づけを確実に行わしめるべく、善導は「不得外現_三賢善精進之相・内懷_一眞實_二」と教示しているのではなかろうか。つまり願生者之上に深心と廻向發願心とが具わってこそ、真実心は願生者之上に始めて実るのである。この願生者の内にみのつた真実心は、ただ内心に止住することなく、外に真実の相をあらわし出すのである。この内なるものが外におのづからあらわれるということは、至極自然なことであり、当然のなりゆきといわなければならぬ。しかるに内に真実心のみのりなき者が願生者を装い、さもいつかどの願生者らしく振舞い、外にいくら賢善精進の相をあらわしても内外不調の失あるが故に、不真実の業として往生は不可と判ぜられる。

願生者がみずから之内に真実心を実のらすといつても、実際的に容易なことではなく、真実心は心行あい俟つて漸次に実のるのであるから、

煩惱のさわりはどこまでもつきまとつうわけである。だからといって煩惱をとり除けというのではなく、容易にとり除けないのが煩惱であり、それが現実の実際でもある。そうした煩惱を人間の性としている願生者にとって、いかにすれば往生の大事は果遂されるのであろうか。この問い合わせにたいして、第三段の終末を「愛欲瞋恚ノ水火常ニウルヲシ常ニヤキテヤムコトナケレトモ 深心ノ白道タユルコトナケレハ生ルル事ヲウ」と結んでいる。このことは甚だ示唆に富んでいる。これによると人間の性である煩惱をとり除けと指示していないばかりでなく、むしろ貪瞋等の煩惱_{こもご}も起るなかにも、往生淨土の白道が開かれることを、「散善義」に示された善導の廻向發願心釈によつて示したのである。

しかば、いうところの深心の白道はいかにしてひらかれるのであるか。第三段のなかにおいて「往生礼讚」前序に説く、「相続ノ恭敬礼拝称名讚嘆憶念觀察廻向發願ノ心々相続メ余業ヲ以テキタシ不間」という無間修の文を引用し、その文が「貪瞋等ヲイワス 余行ヲノコトク念々相続シテ 命ヲハルヲ期トスル物ハ 十八即十ナカラ生レ 百ハ即百ナカラ生ル 何ヲ以ノ故ニ 仏ノ本願ニ相応スルカ故ニ 教ニ違セサルカ故ニ 仏語ニ隨順スルカ故」という善導が「往生礼讚」の前序において示した専修の得を説いた文によつて、専修こそ自道をひらく行であると、とらえているのである。

この第三段の説くところを要約するならば、願生者にたいして煩惱をとり除くことを要請しないで、称名念佛以外の行業を願生行にさし

はさむことなく、ひたすら称名念佛の一行を専修すべきことを要請するとともに、その専修は阿弥陀仏の本願、「無量寿經」、釈迦の付属（「觀無量壽經」）、六方諸仏の証誠（「阿弥陀經」）という所謂三仏の聖意にかなつた往生淨土の行であるから、これを行する者は一人漏れなく往生の素懷をとげることができるといふのである。つまり称名念佛の一行を専修するということは、深心とりわけ、就人立信の上にたつてのことであり、三仏の聖意、三經の意趣にかなうということとは、称名念佛を行はずるという就行立信の上にまつとうされるのである。これら修行あい俟つてこそ往生大事は果遂されるのである。従つて真実心はこの修行双修の上にみのるのである。

「三部經大意」に示される至誠心は、善導の「往生礼讚」前序に示される無間修に関する文に基づきながら、「後尺ハ行ノ正雜ヲハイワス 貪瞋等をキラウ至誠心ハ余行ニアリ」というように貪瞋を嫌う至誠心と、「初尺ハ貪瞋等ヲイワス 余行ヲ以テキタシヘタサル無間修也」というように、余行を嫌う至誠心とを説いている。このなか余行を嫌う至誠心を称名念佛の一行に配している。しかばそのような趣旨によつてとらえられたる至誠心は、この「三部經大意」にかぎつてのことなのであろうか。あるいはまた、そのような至誠心のとらえ方は「三部經大意」に独自なものでなく、法然の他の遺文のなかに見出しえる考え方なのだろうか。かの「念佛大意」には

至誠心といふは 余仏を礼せず 余行を修せず 弥陀を念じて もはらにしてもはらならしむる也
と説いている。この文はあきらかに「往生礼讚」前序に示される善導

の至誠心釈をふまえているが、もともと安心に属する至誠心を正行とのかかわりにおいてとらえていることは、なんといっても「三部經大意」の示す「余行ヲ以テキタシヘタサル」という余行を嫌う至誠心を示すものである。さらに「念佛往生義」に

三心といへる名は各別なるにたれとも 証するところは たた一向専念といへる事あり 一すじに弥陀をたのみ念佛を修して 余の事をまじへざる也
と説いているが、このなか「余の事をまじへざる也」というのは、これまで余行を嫌うことであるから、かの「三部經大意」の趣旨に等しいといわなければならない。

また「三部經大意」は余行を嫌う至誠心にたいして、貪瞋等を嫌う至誠心をたててゐる。しかるに余行を嫌う至誠心においては「貪瞋等ヲイワス」と指摘しているように、煩惱にたいしてとかく沙汰しないのが特徴である。「大胡太郎実秀へつかはす御返事」のなかで法然は深心を説いて、「往生をねがふ人 本願の名をたもちながら なを内に妄念のをこるをおそれ 外に余善のすくなきによりても ひとへにわが身をからしめて 往生を不定におもはば すでに本願をうたがふ也」と指摘している。このなか「内に妄念のをこるをそれる」といふのはまさに、「貪瞋煩惱ヲ不來シ間」ところの無間修に腰をすえた考え方のあらわれであり、また「外に余善のすくなきによりて ひとへにわが身をからしめ」るというのは、「余行ヲ以テキタシヘタサル無間修」に違する考え方たつてのことである。従つて法然はそのような考え方を極力諫めているのである。また「往生淨土用心」のなかに

念佛は妄念のおこる時申候へどもけがれず 物申しまするにもまぎれ候はず そのよし御心え候ながら 御念佛の程はこと事をまぜずして いますこし念佛のかすを そへんとおぼしめさんは さにて候

と説いている。ここに「念佛は妄念のおこる時申候へともけがれず物申しまするにもまぎれ候はず」といっているは、さきの「内に妄念のおこるにもおそれ」というのとまったく正反対であり、また「御念佛の程はこと事をまぜずして」といっているのは、さきの「外に余善のすくなきによりて ひとへにわからみをからめ」と、まったくこれも正反対なのである。念佛において妄念を嫌つていないということであり、また「こと事をまぜずして」という「こと」は「異」のことであり、「余行ヲ以テキタシヘタデサル」ことであるから、ともに余行を嫌う至誠心にたつての垂示であることが知られる。

また「乘願上人伝説の詞」として伝えられている法然の詞のなかに又人目をかざらずして 往生の業を相続すれば 自然に三心は具足する也 たとへば葦のしげきいけに 十五夜の月のやどりたるはよそにては月やどりたりとも見えねども よくよくたちよりてみれば あしまをわけてやどるなり 妄念のあしはしげけれども 三心の月はやどる也 これ故上人のつねにたとへにおほせられし事也

という常の詞がある。「人目をかざらずして」という冒頭の文によつて知られるように、この文は至誠心について述べられているのであるが、煩惱にもとづいて起る妄念を、このように拒否していないのである

る。さらに「七箇条の起請文」には「三部経大意」に示される趣旨をより積極的に展開させた法然の教示に接することができる。即ち すべてもろもろの煩惱おこる事は みなもと貪瞋を母として出生するなり、貪といふについて喜足小欲の貪あり 不喜足大欲の貪あり いま淨土宗に制するところは 不喜足大欲の貪煩惱也 まづ行者が やうの道理を心えて念佛すべき也 これが眞実の念佛にてある也

喜足小欲の貪はくるしからず 憶煩惱も敬上慈下の心をやぶらずして 道理を心えんほど也 癡煩惱といふはおろかなる心なり この心をかしこくなすべき也 少々の癡は往生のさわりにはならず これほどに心得つれば貪瞋等の虚偽の心はうせて 真実心はやすくおこる也

といつている。この文によると煩惱にたいして制止を要求しているが、それは煩惱のすべてを否定し、拒否しているのではない。ただ不喜足 大欲の貪煩惱、敬上慈下の心をやぶるような憶煩惱、程度をこえた癡煩惱を制止しているが、喜足小欲の貪煩惱をはじめ、「敬上慈下の心をやぶらずして 道理を心えんほど」の憶煩惱、「少々の癡」煩惱を許しているのである。たとい煩惱は人間の性であり、しかもその人間の性を「未断惑出過三界之長迷」 故以「此教為頓中頓」（「無量寿經釈」）というように肯定する淨土教においても、煩惱を無限定に放つて置くのではない。「未断惑」と言ひながらも往生の障りとなる煩惱はやはり制止るべきであるというのである。ともあれ、往生の上に煩惱を許していることは注目すべきである。かくして煩惱を來しへだてざることを必要とする余善余行をしりけ、煩惱を沙汰せず

ただ余行を嫌うということは、法然が淨土門の特徴として示した「未断惑」凡夫の報土往生の線をこえるものでなく、むしろそこに根ざしていることが知られるのであろう。

四 定散の二善は弘願に移行すべきである

一 「三部經大意」所載の至誠心釈の吟味 その二

「三部經大意」の第二段のはじめに、「但此至誠心ハヒロク定善ト散善ト弘願トノ三門ニワタリテ尺セリ 是ニツキテ惣別ノ義アルヘシ物者自力ヲ以テ定散等ヲ修シテ往生ヲ願フ至誠心也 別者他力ニ乘テ往生ヲ願スル至誠心也」と言い至誠心に総別の義のあることを説いている。このことについて定善、散善、弘願に関する「觀經疏」玄義分に示す序題の文を引用して説明しているが、「自力ヲ以テ定散等ヲ修シテ往生ヲ願フ」というように、定善と散善とを一括し、しかもこれを自力と判ずることは善導の遺文にも、法然の遺文にも見ないところである。しかし定散の「善」をひとまとめにすることは「要門者即此觀經定散二善是也」といつているように、夙に善導によつて序題の文に示されているところである。ただし「三部經大意」は定散を一括して、これを要門と命名していないのである、また至誠心に惣別の義をたてることは、第三段に「此ノ三心ハ念佛及諸行ニワタリテ尺セリ」といふ考えを前提にしてのことであり、しかも総別の名称において分けることは「此三心者總而言之通諸行法 別而言之在往生行」という「選択集」第八章私釈段に示される法然の考え方と同じであるといわなければならない。

また「三部經大意」は定善、散善、弘願をもつて三門と表現しているが、序題文には三門とい表現を見出さないのである。ただし「散善」に「定散両門之益」といつていても、これに対応する弘願門の表現はない。しかし法然の遺文のなか「選択集」第十二章私釈段のなかに定散門という表現を用いているが、弘願門の表現を見出せないことは、善導の場合と同様である。しかしだつ「元久法語」のなかに見出すことができる。すなわち序題文の「娑婆化主因其請故」からはじめて「彼喚此遣 豈容レ不レ去也」にいたるまでの全文を引用した直後に、「しかば定善散善弘願の三門をたて給へり」と結んでいるのである。「元久法語」はこのあと弘願について詳説している。すなわち「無量寿經」の第十八願文および、それについて善導釈である「往生礼讚」の「若我成仏」以下「必得往生」にいたる文を漢文体のまま引用し、さらに「觀無量寿經」の付属の文を漢文体で引用しあわって「これすなはち弘願の心也」と言い、ついで「往生礼讚」の「弥陀身色如金山」以下「當知本願最為強」の偈文を漢文体で引用して「又これさきの弘願のゆへなり」とし、さらに「阿弥陀經」の「不可以少証誠し給うことが統いて説かれていることを指摘し、「これ又さきの弘願のゆへ也」とし、最後に「般舟三昧經」にわが国に來生せんとおもうならば、わが名を念じてやむ事なけれ、という阿弥陀仏の詞を説き、「これ又弘願のむねを かのほとけみづからの給へり」と説いているのである。このように弘願について懇切丁寧に説いていることは、法然がこの弘願を重視していたからであろう。

さらにまた「三部經大意」に玄義分序題の文を引用して定善・散善・弘願を説きおわって、しかるのちに「自力ヲ廻メ他力ニ乗ル事ハ明ナルモノカ」と結んでいる。これはいうまでもなく「定散等ヲ修シテ往生ヲ願フ」ことを自力し、「他力ニ乘テ往生ヲ願スル」ことを他力とするのことを前提としているのであるから、定散二善から他力弘願に移行すべきことを指示した詞であると理解される。かかるに序題の文中には「廻斯二行求願往生」ということが説れてあっても、定散二善をめぐらして他力弘願に乗すべきことを説いていないのである。定散二善から他力弘願に移行すべきであるという「三部經大意」の説くところは、かの「西方指南抄」卷中の本に収録されている「法語十八問答」に「又玄義に云く釈迦の要文定散二善 定者息慮凝心 散善者廢惡修善 弘願者如大經説 一切善惡凡夫得生といへり 予ごときはさきの要門にたえず よてひとへに弘願に憑也と云へり」(「四十八卷伝」卷第二十一収録の「上人つねに仰せられる御詞」)の第十二に「弘願といへるは 如三大經説 一切善惡凡夫得生者 莫レ不_レ皆乗_レ阿弥陀仏大願業力_レ為_レ增上縁_レと善導釋し給へり 予がごときの不堪の身は ひとへにたゞ弘願をたのんなり」とあり)といふように、機根の堪・不堪を軸として、不堪なるが故に定散二善から弘願へ移行したことが知られるであろう。もし「選択集」によるならば時機と教行の相應はいうまでもないが、むしろ釈迦・弥陀二尊の聖意を軸とすることによって、定散二善を廢して弥陀の本願であり、釈尊の隨自意である念佛の一門に帰すべきことを指摘している。すなわち

情尋_二（觀無量寿）經意_一者 不_レ以_二此諸行_一付屬流通_二 唯以_二念佛

法然上人の至誠心釈について

一行_一即使_二付_二屬流通後世 応レ知釈尊所_レ以不_レ付屬諸行_一者 即是_レ非_レ彌陀本願_一之故也 亦所_レ以付_二屬念佛_一者 即是彌陀本願之故也 今又善導和尚所_レ以廢_二諸行_一帰_レ念仏_一者 即為_レ彌陀本願_一之上亦是釈尊付屬之行也 故知諸行非_レ機失_レ時 念仏往生當_レ機得_レ時 感應豈唐捐哉 当_レ知隨他之前頃雖_レ開_二定散門_一 隨自之後還閉_二定散門_一 一開以後永不_レ閉者唯是念佛一門 弥陀本願釈尊付屬意在_レ此矣

と第十二章の私釈段に示されるのがそれである。阿彌陀仏の本願と釈尊の付属の聖意にもとづくのと、機の不堪にもとづくのとでは、両者の考え方の間にひらきのあることはいうまでもない。さらに留意して置くべきことは定散の二善を自力とし、弘願を他力とする「三部經大意」の説である。もともと弘願は他力でなくして他のなにものでもないが、弘願を他力とする以上、他力を用いない定散二善を自力とすることは当然のことであろうが、善導・法然を通じて定散二善と弘願とを自他二方に配釈することを見出しえないのである。

五 「三部經大意」の至誠心釈は法然の所説か

—「三部經釈」はなぜ大半を削除したのか—

望西樓道光了慧が元亨版「和語灯錄」卷第一に収録した「三部經釈」の異本とみなされる「三部經大意」の建長写本・正嘉写本について、そのあらましを概観したのであるが、それを法然の遺文とみなすことが出来るか、あるいは「和語灯錄」の編者はなぜ「三部經大意」の前の部分を少しだけ収録して、その他の大半を削除したのか、という二点について考えてみたいと思う。

さきにふれたように「三部經大意」が他の法然の遺文と比較して、きわだつて特徴とするところを箇条書きするならば、

- (1) 罪惡生死・煩惱具足の凡夫が、阿弥陀仏の真実心にこたえ得る真実を、みずからの中に見えることが出来るか、という問い合わせそれ自身、およびその解決として総別の二義を真実心の上に認め、煩惱のまじわることを拒否する実践としからざる実践とを、善導の無間修・専雜一修の説の上に見極め、定散の二善を修するについては、「煩惱をきたしへだてない」真実を、弘願については「余行をきたしへだてない」念佛の一行を行ずることに真実を見出していること。
- (2) 定散の二善をもって自力とみなし、これにたいして弘願をもって他力としたこと。

このような二点をあげることができる。建長・正嘉両写本にみられる二つの真宗的なよみ方については、書写する上で出来事、すなわち伝承上の問題と解して置きたい。なお「所施為趣求」のよみ方について法然自身がいかによんだかということについては、遺文の上に見出せない。(廬山寺本は「百端以下二百八字次字しているので、該當箇所の読み方を究明できない。しかしに元久古鈔本には「所施為趣求」と訓点がほどこされている。土川鶴學興隆会から刊行された影印本の解説には「この鈔は奥書に元久元年書写ある如く、全く鎌倉時代の筆写本にして、書体譲嚴溫潤、楷行相半ばし、写経生の筆趣あり。文字古体にして終始一筆なり。訓点の仮字亦古体にして本文と同筆なり」と指摘している。してみるとこの訓点は法然在世中ほどこされていることが知られる。しかし法然の真蹟ではない)このなか、(1)の問い合わせにたいする解決の仕方、解決を導びきだす操作に獨

特のものが感ぜられる。「選択集」であれば善導の「上来雖說定散兩門之益」という散善義の文にもとづいて、われらが分に相応した念佛の一行は、阿弥陀仏の本願の聖意であり、しかもその本願の聖意をみづからの出世の本懐として念佛の一行を付属した釈尊の隨自意にもとづくと結論づけるところであるが、ただ機の堪・不堪を表面におしだした結論の出しかたをしている。このことを、早い時代における法然の鍊磨の義として受けとることが出来ないであろうか。また(2)については、かの「淨土宗略抄」に

この正と助とをのそきて ほかの諸行をは 布施をせんも 戒をた
もたんも 精進ならんも、禪定ならんも、かくのことくの六度万行、
法華經をよみ、真言をおこなひもろものおこなひをは ことこと
くみな難行となつく たた極樂に往生せんとおもはは 一向に称名
の正定業を修すべき也 これすなはち阿弥陀の本願の行なるかゆへに
われらか自力にてはなれぬへくは かならずしも本願の行にかかる
へからすといへとも 他力によらずは往生をとけかたきかゆへに
弥陀の本願のちからをかりて 一向に名号をとなへよと 善導はす
すめ給へる也 自力といは わからからをはけみて往生をもとむる
也 他力といは 仏のちからをたのみたてまつる也

と記し、自力を定散二善に配していないが、「この正と助とをのそきてほかの諸行」をもつて自力に配紹していることに注目するならば、定散二善を自力とし、弘願をもつて他力とする説は、あながちに「三部經大意」独自の説と言いきれない面のあることが感ぜられる。「三部經大意」の内容を法然の思想と認めるについて気がかりなの

は、なんといつても定善・散善・弘願の三門についてである。この三門については法然の遺文のなか、わずかに「元久法語」一篇にしか見出せない。しかも「元久法語」の執筆者が聖覚であるところから、法然の遺文としてとり扱えないとする考え方もあるであろう。「元久法語」を収録する唯一の文献である「四十八卷伝」卷第三十二に「聖覺法印に筆をとらしめ、旨趣をのべられる状云」と記しているし、対外文書でもあるから聖覚は法然の意を体し執筆にあたり、また執筆された文について法然は目をおしたことであろう。してみる法然の遺文でないとは断言できないのである。しかし「元久法語」だけにしか「定善散善弘願の三門」という表現がないことは事実である。「觀経釈」と「逆修説法」二七日の記事をみると

觀経釈

此經意

談定散善根_二雖明_三諸行往生_一

論其正意_二正有_三念仏往生_一

初明_二修_三定散_一善_二而往生_三

次明_二稱_三名号_一而往生_三

というように定散二善にたいする弘願という表現が消されていることに注目させられる。しかるに弘願の表現が見出される遺文には、それについする定散二善を見出すことができない場合もある。たとえば

「往生大要鈔」に

善導は觀経の疏の一のまきに、弘願を釈するに一切善惡の凡夫むまくる事をうる事は阿弥陀仏の大願業力に乗して、増上縁とせずといふ事なしといひおきて、ほとけの密意弘深にして教門をさとりかた

し、三賢十聖もばかりてうかかふところにあらず、いはんやわれ信

法然上人の至誠心釈について

外の輕毛なり、あへて旨趣をしらんやとこそは釈し給ひたれはとあり、また「百四十五箇条問答」第一四五条のように

廢惡修善は諸仏の通戒なり、しかれども、当時のわれらはみな

それにはそむきたる身ともなれば、たたひとへに別意弘願のむねを

ふかく信して、名号をとなへさせ給はんにすき候まし

というように、弘願を廢惡修善との関係において述べている遺文もある。あるいはまた、さきに指摘したように「四十八卷伝」卷第二十一所収の「上人つねに仰せられける詞」にみられる弘願に関する遺文は、「西方指南抄」卷中ノ本「法語十八問答」と比較することによって定散二善に関する遺文を削除したと思われる。

このように指摘したった諸種の点を総合して考えると、「三部經大意」に示される至誠心に関する内容は、法然が早い時代に示した鍊磨の義として受けとることが出来ないであろうか。そうした想定の上にたつとき、望西楼道光了慧が「和語灯錄」を編纂するにあたって、なぜ「三部經大意」に示される至誠心に関する文の大半を削除しなければならなかつたかを考えなければならないことになる。鍊磨の義の故に削除したのか、あるいはその他の理由による削除なのか、この点をあきらかにしてみたい。

道光了慧によつて削除が行われたとするならば、なにを規準として削除を行つたのであろうか。結論をさきにいうならば師の良忠の説に基づいたのであろうことが推察せられる。すなわち良忠はその著「淨土宗要集」卷一において

要門者定散_一善_二。即往生之行因也。故文云「廻斯_二行_一」。弘願者弥陀

本願。即往生之勝縁也。故文云レ為「增上縁」。是因縁和合得「往生果」也。

と言ひ、また同様のことを「觀經玄義分伝通記」卷第三に

謂定散行以為「内因」。仏本願力以為「外縁」。因縁和合皆得「往生」。

此乃行者造「往生因」。仏願与レ力接引故也。

と述べている。つまり弘願と表現される仏願力を往生の行因としての定散善の増上縁と説いている。良忠はさらに「玄義分記」卷第三に

問有云念佛非「要門」。行是弘願行。此義云何。答若如ニ此義即失「要

門弘願之旨」。衆生善行不レ出定散。定散之外不可ヨリ別立弘願一

行。三輩散善今家定判。故下輩行亦是要門。於行業上加ニ仏願

力即は弘願。文理決定何及疑殆。然世人云凡夫行人不レ堪定散。

欲レ修定行心馳六塵凝心絶レ分。欲レ修散善貪瞋競起庵惡難成。

是故如來以弘願行引凡夫也。此亦不然。設雖念佛全無庵惡

何生淨土。斯乃修善差品庵惡亦異。仏意欲レ令ド一切衆生滅無量

惡速疾証「万德之果」

と述べている。定散二善は善導が序題のもとにおいて「廻ニ斯ニ行ニ求願往生ニ也」といっているように往生の行法である。しかし統いて

説かれている弘願はその前文とのかかわりからいって「安樂能人顕彰別意之弘願」を指すのであり、「娑婆化主因其（韋提希）請」て説かれた定数の二善とは区別ざるべきでないだろうか。このことについて法然は「選択集」第十二章私釈段において、この定散等の諸行をもつて「非機失時」と指摘しているばかりでなく、「應知釈尊所ニ以不付「屬諸行」者。即是非「弥陀本願ニ之故也」となし、「隨他前題雖レ開ニ

定散門」。随自之後還閉「定散門」と明記しているし、「つねに仰せられる御詞」にも弘願に乗すべきを指摘して「予がごとき不堪の身

は、ひとへにただ弘願をたのんなり」と結んでいるのである。それにも拘らず良忠はなぜ法然の意に基づくことなく「定散之外不レ可ヨリ別立弘願一行」と言いきっているのであらうか。良榮の「淨土宗要集

第一見聞」第二には良忠が排斥する有人の説をもって西山義とぎめつけているのである。良忠が弁長から付法してのち関東の地に移つてその伝承するところの宗義を樹立する以前に、この地には既に法然門下の異流である西山派等の教えが伝えられていたため、良忠はかれら異

流の説くところに対抗しつつ自説を開陳して法然—弁長—良忠と次第する宗義の正統性を強調しなければならなかつた。このことに関連して、良忠は「決答授手印疑問鈔」の序のなかに「予（道弁）玄冬臘月出國 初春望日受戒。心雖痴鈍身為常隨。是故三心念佛義曲蒙訓化」つた道弁をして、法然滅後の現状を

然上人鶴林之後 年来雖レ遇ニ淨土学者 其詞一字不似先聞 所謂昔彼レ誘引宇都宮禪門（弥三郎朝納）一日聞ニ善惠上人三心義 一字一言非ニ相伝義 予道弁作レ憇述昔聞之間 學徒中一人依ニ用此言ニ料簡本文ニ令ニ符合ニ畢爰能化（善惠房証空）攀緣追ニ立彼人ニ畢凡古今水火師資雲泥爭云ニ相伝

と語られていることが想起されるであろう。そのことはともかく、法然門下の異流の説と対抗して自説を展開するということは異流義を法然の説に非ずとして破斥することであった。そのような淨土宗義展開史上の良忠の歴史的役割を、その門弟である道光了慧が繼承し、その

上に立つて法然の遺文の編纂に従事したであろうことが察せられる。

そういうわけで道光了慧は西山義に類似すると考えられる部分を「三部經大意」のなかから大巾に削除したと推定されるであろう。つまり道光は、良忠がうちだした西山義を邪義視する宗義にもとづいて、西山義に類似する部分を削除したのである。従つて法然その人の考えにもとづいての削除でないことはあきらかなわけである。法然の遺文のなかにはその門下によつて、将来とくに拡大解釈され、その流派を特色づける説のもとになるような要素を持つていないと断言できないであらう。法然の遺文中に西山義に類似するものがあつても当然なことであり、またそのことをとりあげて西山義にもとづく改作であると判することは誤りである。なぜならば法然滅後、法然の門人によつてたてられた異義をもつて、法然の遺文をおしはかることは、のちに特色づけられた説をもつてそれ以前の説を規定することであるから当を得たことではないわけである。このように考へるならば、「三部經大意」は早い時代における法然の鍊磨の義であると受けとつてよいであろう。従つて「黒谷上人語灯録」漢和両篇に共通して言い得ることは、良忠の教學とその姿勢にもとづいた道光了慧によつて法然の遺文が編纂されたことである。

六 「眞実といは内外相応の心也」

—諸遺文の比較対照を中心として—

第一項において法然は至誠心に関する善導釈、とくに「散善義」の説のいかなる箇所を引用したかについて、十種の遺文におよぶ調査の

法然上人の至誠心釈について

結果を表示して置いた。そのなかA・Bの箇所については八遺文が引用し、Mの箇所については四遺文が引用し、Lの箇所については三遺文が引用していることが知られた。この引用度数の多いA・Bと、それにつぐMとLとは、BとM、AとLというように内容的関係の深いものである。しかば法然はそれらの引用文にもとづいて、至誠心をどのように理解し、説明をほどこしているであろうか。このことについて八種の遺文を比較対照すると次に示すとおりである。

さきの表示によつて知られるように「三心義」以下の七種の遺文を比較対照したのであるが、さらに補充をこころみておきたいと思う。まず、C欄をおぎなうものとして「念佛大意」をあげることができる。すなわち

至誠心といふは、余仏を礼せず弥陀を礼し 余行を修せず弥陀を念してもはらにしてもはらならしむる也

と、至誠心について説いている。またd欄に配列された三種の遺文はすべて「みな」からはじめられている。いうとこの「みな」とは身口意の三業に修する解行のすべてを指すことはいうまでもない。この解行について「三部經釈」およびその異本に、法然の釈が記載されている。すなわち

その解行といは 罪惡生死の凡夫 弥陀の本願によりて 十声一声

決定してむまと真實にさとりて行これなり

といふのがそれである。また「三部經釈」はこの文に統いて

ほかには本願を信する相を現し うちには疑心をいたく これは不真實の心なり

g	f	e	d	c	b	a	三心義	御消息	浄土宗略抄	つかはす御返事へ	往生大要抄	念佛往生義	十二第六問答
もまは修 な日ると 往生を えを行 す行時の すに行 とひ業	て悪を現 は是を勤 怠しは賢 の心う善 をち精ん いに進に たはの き愚相ほ	むみのね穢す へな行か土へ し真業ひをて 実をていこれ もせも淨土いふ もんもろもとの つもろもをに		みな真実をもちひよ	に身に礼拝を行し に好をとなへ心く おもふも								
				さしくして さる心のな きをいかむ なほかむかな きをかむかな ふかな	へみなま事の 心を具す	事い身に ふるまひ 心におもは ん口に	その真実といふは						
いをしてか心なし外悪をほ へいて賢る也るてにを現か りた善かくう精ゆ事ち進へ なにのかは相れ虚をほ と仮現か	はつしに は精くてか からち進り れにのうちこ とは相とい解を ふ意現は相	心ね穢詮して とか士をていは と相ひ応す すへ外相淨と 士と内を	をほうかむな いふをかなし くしてなき		もい身に ふるまひ 心に思はん 事に		真実といふは						
な相き内らをぬ現心す外怠とはをは申也真進を 内には解心はの申は精心を ては相りては 實の懷	し外内もに内 めにははれかを 善悪んじろ人をと のよしくるまと をりひお外		申外内はむな しくしてなきを				く真実といふは いは						
中現ほうすすかち也るには をはは精解虚進怠仮のにと相して はをて	をり内に内 現し外は賢は に悪相愚はを に善人みして のつ相く外			すなく人め 事をかざらる は事	事い身に ふるまひ 意におもは ん口に	内外相応の心也	その真実といは						
生そるもこの さ相事見へ るみあえへ もゆりさには あれとほが もか往そ 往に生の		往と思にと生の すひ淨お死の へて土ものうち し念にひ三に又 すま心に返た はんうらよ	ちしひ心 も土事の心さ ねをもひを かへとひ淨も ふ土	也す外心 を相にお假か も不りはさ 実にある事 ふはを	修生にと するを至 誠ひもひ とち心念佛 ふ行を								
の色をかて人 ほをかしらな らしらぬ穢み ぬてぬ淨を土/ を土いの き内ねのといの ら外かねふと心 ひとふかよはを てよ氣はしも		るを穢ま 事也も土事の 心ねをもひを かへとひ淨も ふ土				成事も内外 とど何事と する事をのほ くるに心な しなるはも心							

といつてゐるが、これはe欄に配当さるべき内容のものである。またg欄を補うものとして「七箇条の起請文」の第六問答をあげると
眞実といふは もろもろの虚偽の心のなきをいふ也 虚偽といふは
貪瞋等の煩惱ををこして 正念をうしなふを 虚偽心と釈する也
と説いてゐる。この釈はかの「淨土宗略抄」のh欄に「うちにには虚偽
をいたく事なけれ」と言い、「念佛往生義」に「心におもはざる事を
外相ばかりにあらはすを 虚偽不実といふ也」と説いてゐるところの
虚偽についての理解に役だつことであろう。

虚偽についての理解に役だつことであろう。さらに「要義問答」の第八問答のなかに、狹の文をあれこれ使用しながら至誠心を説

外に賢善精進の相を現して 内に虚偽をいたく物は 日夜十二時に

法然上人の至誠心釈について

と説いているのは、かの「念佛往生義」の h 欄に説く内容と同調といわなければならない。また「淨土宗略抄」の深心釈に、善導の「觀経疏」に示される至誠心釈を引用しつつ、次のように説いている。

いかなるとかをもきらはねばとて 法にまかせてふるまふへきには
あらす されば善導も不善の三業をは 真実心の中にすつへし 善

の三業をは 真実心の中になすへしこそは釈し給ひたれ 又善業にあらざるをは うやまでこれをとをさかれ 又隨喜せされなと釈し給ひたれは 心のをよほん程はつみをもをそれ 善にもすすむべき事とこそは心えられたれ

この文の内容はおなじく「浄土宗略抄」の h 欄に示される内容に配さるべきものである。

さきに掲げた七種の遺文の比較対照表の備考欄に記入しておいたようすに、この対照表の上に省略された箇所についてその内容をみることにしよう。「御消息」において省略された七三四字の内容は、「内むなしくして外かさる心なき」という真実心は、(1)世の人たちがこの現世に執着するあまり名聞利養にはすることを指摘し、(2)そうした心に「そむきて ま事のみちにおもむくとおほしき人々の中に、よくよく用意すべき心はへ」なることを至誠心の上に認め、(3)さらに名聞利養をふり捨てたそのことを、またみずから外相をかざることと心得るの内外とのはないとあらわれであつて、それは真実でないとし、(4)またこれに対して人目ばかりをかへりみて外相をかざらないことを教示すれば、またそれにこだわって、人目をはばからずにふるまい、人の機嫌をまねくこともある。この(3)と(4)の双方ともに内外不相応なるがゆえに往生のさわりになると注告を与えている。この「御消息」は最後に外相と内心とについての四句分別を開陳して、hをもつて至誠心釈を結んでいる。

次に「浄土宗略抄」において省略した一二一字の内容は、人目につくところでは外相をよくし、人目につかないところでは、人目に披露

した外相ほどでない、という内外不相応の状態を念佛にことよせて具体的に示し、「されはとて わろからん事をも ほかにあらはさんがよかるへき事てはなし」といつてある。さらに「往生大要抄」において省略した一〇三四字の内容は、(1)至誠心を熾盛心とする誤解について述べ、いうところの熾盛は「真実の至誠心を地」としたものであればすぐれていると指摘している。(2)至誠心をはじめとする三心は善導釈によると九品に通ずると示されているから、この「至誠心すなはち九品に通すべき也」と言い、さらにこれに関連せしめて至誠心の強弱が述べられている。(3)至誠心と他の二心との関係を論じて「深心も廻向発願心もまことなるを至誠心とはなつくる也」と指摘し、ついで(4)真実虚偽について四句分別を行つてある。また(5)人目をはばからぬことについて機嫌戒にふれている。なお熾盛心に関連して、かの「念佛大意」には、「至誠心をやうやうに心えて ことにまことをいたすことを かたたく申しなすともからも侍るにや しからは弥陀の本願の本意にもたかひて 信心はかけぬるにてあるへき也 いかに信力をいたすといふともからも 罪惡の凡夫の身の 信力にて願を成就せんほとの信力はいかでか侍るべき」と指摘し、本願の不思議を強調している。これら信力にたいする考え方と言い、熾盛心と言い、ともに法然在世時におけるあやまつた至誠心の理解であり、それにたいする匡正が法然によって行われていることに注目させられるのである。また「大胡太郎実秀へつかはす御返事」において省略した五〇字は、善導の「観經疏」の至誠心釈(第二釈の三本対照表第一段)の引用に関する文章である。

このように諸種の遺文を比較対照してみると、法然の至誠心釈として共通するところは「内外相応の心」といっても過言ではない。

内外相応の実際について

法然は至誠心が内外相応の心であることを「往生大要抄」と「十二箇条問答」との各 h 欄において端的に示している。その内外相応の心をより具体的に示したのが、「穢土をいとひ　淨土をねかひて　外相と内心と相應すべき也」という「淨土宗略抄」の f 欄であり、「三心義」と「十二箇条問答」の各 f 欄にも同じことが示されている。このように至誠心であり、真実心である第一心を内外相応の心と示しながらも、「御消息」の h 欄には「たた内心にま事の心ををこして　外相はよくもあれあしくもあれ」と言い、「淨土宗略抄」の h 欄もまた「たたうちのま事にてほかをはとてもかくともあるべき也」と言い、「往生大要抄」の h 欄に「外相の善惡をかへりみす　世間の誇譽をはわきまへす　内心に穢土をもいとひ　淨土をもねかひ」と言い、さらにつ「外相の賢愚善惡をえらはす　内心の邪正迷悟によるべき也」と指摘しているのは、内外の不相応を許めることとならないであろうか。そうだとするならば、このように内外不相応が許されてよいのである。

しかしるに各遺文をみるに g 欄にもまた内外の不相応が示されてゐる
すなわちそのなか、f 欄ともつとも密接な関係をもつて説かれている
「十二箇条問答」の文をとりあげると、「人なみなみの心をもて 穢
土のいとはしからぬをいとふよしをし、淨土のねかはしからぬをねか

ふ氣色をして 内外とのほらぬをきらひ」と記されている。しかし
ながら g 欄に示される内外不相応と、h 欄に示される内外不相応とは、
表現は同じく不相応であつても、その實質に雲泥のひらきのあること
を過看視することはできないのである。なぜならば g 欄に示される内
外の不相応は、内心に悪をつくり、懈怠であるにも拘らず、ほかにか
しこき相を、精進の相を現するのであるから、h 欄に示された不相応
と峻別さるべき内容であるからである。たとえ不相応であるとしても、
内心のまことは外相ばかりをかざりたてる内心の虚偽に比して尊く、
勝つていることであろう。しかし内外不相応はあきらかな事実である。
おもうに内外の相応は理想であり、あるべき状態を示したものである。
しかし現実の状態は複雑であり、具体的であり、理想の状態にはなれ
がちであるのが事実である。従つて現実の状態と同一線において論ず
ることは避けらるべきであろう。してみると内外の相応は当相を示す
ものであるのにたいして、「内心にま事の心をこして 外相はよく
もあれ あしくもあれ」というのは現相を示すものと言い得るであろ
う。しかもその現相はかくあるべき当相をあらわし das 方向にある状
態といわなければならない。なぜならば、内心のまこと心が実のれば
実のるに従い、おのずから外相にまことをあらわし das からである。
してみると h 欄に示される内外の不相応は、そういった意味で内なる
ものが外へ、みずからをあらわしだすという自然のなりゆきを前提と
し、それをふまえながら外相にこだわる執心から逃れせしめるもので
あると言ひ得るであらう。この外相にこだわる執心の抜きざることの
容易でなく、根強く根深いことに関して「御消息」(対照表には省略さ

れている部分)に、「われも人も いふはかりなきゆめの世を執する心のふかかりしなごりにて ほどほどにつきて名聞利養を わつかにふりすてたるばかりを ありかたくいみしき事にして やかてそれを

返りて又名聞にしなして」と記している。このようにせつかく名聞利養をふりすてた人が、その内心を人に見え聞かれんことを願うという執心がよみがえってくるというのである。

法然は内心と外相との相應に深く心をいたした人であるから、両者の関係について

御消息

一には外相は貴けにして 内心
は貴からぬ人あり

二には外相も内心もともに貴
らぬ人あり

三には外相は貴けもなくて 内
心貴き人あり

四には外相も内心もともに貴
き人あり

と/or いうように、四句の分別をこころみ、さらに統いて

四人の中に

さきの二人は いまきらふとこ
ろの至誠心かけたる人也 是を

虚偽の人となつくへし

のちの一人は至誠心具したる人

後の二人をはともに眞実の行者

也 これを眞実の行者となつく といふへし

と指摘している。

往生大要抄

一には外をかさりて内にはむな
しき人

二には外をもかさらず 内にも
むなしき人

三には外はむなしく見えて 内
はまことある人

四には外にはまことをあらはし
内にもまことある人

かくのこときの四人の中には

前の二人をはともに虚偽の行者
といふへし

この二つの四句分別は同じ趣旨のものであるが、さきにも指摘したように第三が問題ではいるまでもない。法然は「選択集」第八章の私釈段のなかで「外には精進の相を示し、内にはすなわち懈怠の心を懷くなり。もしそれ外を翻じて内に蓄えれば、まことに出要に備うべし」と言い、さらに「内は仮にして、外は真なり。もしそれ内を翻じて外に播さば、また出要に足るべし」と指摘している。この「翻外蓄内」とか、「翻内播外」とかいう指摘は、他の遺文が欄に示したように「たた内心にま事の心ををこして、外相はよくもあれあしくもあれ」というのと一体どこに異なる点を持つのであろうか。このなか「翻内播外」というのは内心の虚偽をひるがえして外相にふりむけることであるから、「翻外蓄内」との関係から考へるならば、さきに取り扱った遺文にみられる「ただ内心にま事の心ををこして外相はよくもあれ、あしくもあれ」というのに相当するようと思われる。しかし他の遺文には「翻外蓄内」、すなわち外見の精進をひるがえして、その精進を内心に実のらせるという方向を示したものであるが、そうした法然の教示を寡聞ながら他に見出せないようである。

この「翻外蓄内」というのは、形式が内容を実のりあるものにする契機としてとらえていることを意味しないであろうか。この「翻外蓄内」を前提としなければ「翻内播外」は意味のないことのように思われる。なぜなれば「翻内播外」は内心の虚偽、懈怠、愚悪を外に掃き

だすという清掃に役だって、内心にまことを実のらせ、宿すこととはならないからである。

さるべきである。

しかば実際問題として内外相応の心は、いかにすれば形成される

のであらうか。遺文の「欄の示すところによると、「ま事の心さしをもて穢土をもいとひ淨土をもねかへとをしふる也」と言い、また「欄には「まめやかに仏の意にかなはん事をおもふを眞実とは申也」とか、

「有為無常のありさまをおもひしりて、この身をいとひ、念佛を修すれば自然に至誠心をは具する也」と記している。このなか厭穢欣淨の心は願往生心であり、仏の意とは攝取不捨という阿弥陀仏の本願の聖意であることはいうまでもない。とくに阿弥陀仏の本願の聖意にかなわんとするとは、かの「三部經釈」とその異本に示されている「罪惡生死の凡夫弥陀の本願によりて十声一声決定してむまと真實にさとりて行する」ことを指摘しているが、まさしくこれを指すといつて過言でない。ともかく願往生心（心）をもって念佛（行）を行ずるところにおのづから真至誠心はそなわるのである。このように至誠心の形成を心行とのかかわりにおいて法然は示しているのである。

ここで注すべきことは厭穢欣淨、願往生心は、これを三心についていうならば第三廻向發願心に相当する心であり、また仏の聖意にか

なうということを「三部經釈」に示される解行釈の上に見出すならば、それはまさしく第二深心に相当する心である。このように考えると第一至誠心を論ずるのに、他の二心が具体的にかかわりをもつて説かれているということは、既に第三項において指摘したように、「至誠心は深心と廻向發願心とを体とする」という法然の指摘どおりに理解

おわりに

法然の在世時代に行われていた至誠心に関する異解についても触れるべきであるが、与えられた紙数をすごく超過してしまったので割愛することにしたいと思う。

さきに指摘したように法然が至誠心の形成を心と行とのかかわりにおいて説いているが、とくにそのなか念佛に言及していることは、かの「三部經大意」が弘願に乗すべきことを強調したのと揆を一にするといわなければならない。また各種遺文にみられる内外相応に関する説は、「三部經大意」が一貫してとり続けた罪惡生死、煩惱具足の凡夫という姿勢をふまえ、そうした凡夫が真實心をいかにして形成するかをあきらかにしようとするものであり、また本願の聖意にかなう心を説いて、阿弥陀仏の真實にこたえるべき真実を煩惱具足の凡夫の上に肯定しなかつたこともまた、「三部經大意」の説を肯定するものと言い得るであろう。かくして法然は善導の至誠心釈にもとづきながら、単なる伝習の域をこえて善導にみられなかつた至誠心釈をうちだすに至つたのである。

（昭和四十八・九年度淨土宗教學院研究助成による共同研究「淨土宗における実踐体系の研究」の研究成果の一部である）

編集後記

- ここ数年、宗門は開宗八百年の慶讃の法要記念諸行事で賑わったが、その興奮もおさまり未来に向つて歩み出した。その歩みは伝統をふまえ、しかも新しい時代に即応した歩みでなければならないことは言をまたない。
- しかしその歩みは決して平坦ではなく、現代における宗学・教化の方策・将来に向つての教団のあり方など、指針として示され解決さるべき問題は多い。
- こうした中に、浄土宗学人の研究を『仏教論叢』とともに『仏教文化研究』第二十一号として世におくることとなつた。本誌が少しでも歩みの糧となるならば幸いである。
- 本誌は、教学院の助成研究の成果を中心として掲載したもので、四共同研究・二個人研究として二年間にわたりて研究費の助成をうけた方の報告である。お寄せいただいた論文、それぞれご執筆の先生方の持ち味を出されたご労作で、ご多忙の中をご執筆をいただいた諸先生に厚くお礼申し上げる次第である。

(S・N)

佛教文化研究

第21号

昭和50年10月10日 印刷

昭和50年10月15日 発行

編集者

浄土宗教学院研究所

京都市東山区林下町浄土宗宗務所内

印刷所

株式会社 合同印刷

京都市下京区猪熊通梅小路上ル

発行所

浄土宗教学院研究所

STUDIES IN BUDDHISM
AND
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 21. October 1975

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES
THE PURE LAND SECT
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)

KYOTO, JAPAN

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION
(BUKKYÔ BUNKA KENKYU)

Number 21

CONTENTS

A Philological Study of the Pure Land Sûtras —Especially on the Utтарance of Amida's Name—.....	Ryûkai Mano
Translation and Acceptance of the Samâdhi Sûtras —With a Special Reference to the Translations by Dharmarakşa (竺法護)	Ryûsho Ôminami
A Fundamental Study of Honen's Jôdo Buddhism —A Chrono logical Inspection of the Record of Sayings—.....	Syunei Tsuboi
The Development of Rural Temples in the Jôdo Sect— Analytical Obserbation of a Register kept in Kômyôji Temple in Kamakura—.....	Kyôshun Hasegawa
Honen's Jôdo Buddhism and the Principle of Dialogue : 1) An approach to the Dialogue from the Standpoint of Comparative Religion	Tokuzen Tamaru
2) The Dialogue in Relation to Ontology and Psychology.....	Yasuhiro Ono
Honen's Interpretation of Shijôshin (Sincere Heart)	Kyôshun Tôdô